

# 事業概要

令和 6 年度

広島市下水道局

# 目 次

## 第1章 下水道の概要

1	下水道の役割	1
2	下水道のしくみと種類	1
3	下水道事業を位置付ける法令	6

## 第2章 下水道の整備計画

1	汚水処理施設の整備	1 7
2	浸水対策の推進	1 9
3	地震対策の推進	2 0
4	施設の適切な維持管理	2 0
5	公共用水域の水質向上	2 0
6	下水道資源の有効利用	2 0

## 第3章 下水道整備事業の現況

1	整備の概要	2 2
	広島市下水道計画図	2 3
2	普及の現況と推移	2 4
3	管きよの現況	2 5
4	ポンプ場の現況	2 7
5	水資源再生センターの現況	3 4
6	農業集落排水処理施設	5 9

## 第4章 下水道事業の財政

1	財源のしくみ	6 0
2	財政状況	6 1
3	下水道事業受益者負担金	6 5
4	下水道事業分担金	6 6
5	下水道使用料	6 7

## 第5章 水洗化の普及促進

1	水洗化の状況	7 0
2	水洗化普及促進対策	7 2
3	市民への普及啓発	7 7

## 第6章 下水道の維持管理

1 管路施設の維持管理	7 8
2 ポンプ場等の維持管理	7 9
3 水資源再生センターの維持管理	7 9
4 事業場排水の水質規制	8 3

## 第7章 河川等

1 広島市の河川	8 6
2 河川の種別と管理区分	8 7
3 広島市の河川改修事業	8 8
4 急傾斜地崩壊防止対策事業等	9 2
5 砂防事業	9 3
6 土砂災害防止法に基づく取組	9 5

## 第8章 執行体制

1 組織・事務分掌	9 7
-----------	-----

## 第9章 下水道のあゆみ

1 事業の沿革	9 9
2 主要年表	1 0 1

注:原則として、本事業概要に収録した数表の内容は、令和6年4月1日(又は3月末日)  
現在のものである。

# 第1章 下水道の概要

## 1 下水道の役割

下水道は、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で必要不可欠な都市基盤施設であり、具体的には、主に次の四つの役割を果たしている。

### (1) 周辺環境の改善

生活及び事業活動に伴って生ずる汚水が速やかに排除されず、住宅地周辺に滞留すると、悪臭や蚊・蠅の発生源となるだけでなく伝染病発生の可能性も増大する。下水道を整備することにより、汚水は速やかに排除され周辺環境が改善される。

### (2) 便所の水洗化

くみ取り便所は、収集運搬時の悪臭等が個々の家庭生活やその周辺に不快感を与え、伝染病の媒体となる蚊や蠅の温床となるなどの弊害がある。下水道を整備し水洗トイレに改造されることにより、生活環境が改善され衛生的で快適なくらしができる。

### (3) 浸水の防除（雨水の排除）

雨水を速やかに排除できなければ、市街地に雨水が溜まり浸水が生じる。

下水道が整備されることにより、市街地に降った雨水は家庭の雨水枡や道路側溝等を通じて下水管に流入し、速やかに排除される。

### (4) 公共用水域の水質保全

工場排水や家庭汚水が直接河川などの公共用水域に排出されると、水質が悪化する。この水質の悪化は、上水道、漁業、農業用水、工業用水さらに水浴などのレクリエーションの場としての価値減少などあらゆる分野に直接的あるいは間接的に被害をもたらす。

下水道は、排水や汚水を収容し処理することから、河川などの公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境を保全するために大きく寄与する。

## 2 下水道のしくみと種類

### (1) 下水道のしくみ

下水道は、排水設備、管路施設、ポンプ場及び終末処理場から構成している。

#### ア 排水設備

排水設備は、台所、風呂場、水洗便所から生じた汚水や宅地内に降った雨を管きょに排除するための施設で、土地、建物等の所有者及び管理者が設置するものである。

#### イ 管路施設

管路施設とは、管きょ、マンホール、ます、取付け管等の総称であり、下水道の根

幹をなすものである。

管きょは、道路などの地下に網の目のように埋設され、家庭や工場などから取付け管を通り排出された汚水や雨水を集水ますを通じて収集し、自然流下によりポンプ場や終末処理場に運搬する役割を果たしている。その途中には、清掃、通気等のために多数のマンホールを設けている。

#### ウ ポンプ場

ポンプ場は、管きょで自然流下できない部分を補うため、汚水をポンプで揚水して順次送水する中継ポンプ場と、大雨の時などに雨水をくみ上げ河川等に強制的に放流する雨水ポンプ場がある。

#### エ 終末処理場

終末処理場は、下水を処理してきれいな水にするための重要な下水道施設である。まず、処理場に集まった下水のゴミや砂を沈砂池で除去した後、沈みやすい浮遊物を最初沈殿池で除去する（ここまでが一次処理と言われている）。

次に、汚水に微生物を混入した活性汚泥を入れて曝気（空気を吹込む）し、残っている有機物を沈みやすくして、最終沈殿池で沈殿させた上、きれいになった上澄水を消毒して海などに放流している（ここまでが二次処理と言われている）。

### （2）下水道の種類

#### ア 下水道の排除方式には分流式と合流式がある。

##### （ア）分流式

分流式とは、雨水と汚水を別々の管きょで排除する方法である。

##### （イ）合流式

合流式とは、雨水と汚水を一つの管きょで排除する方法である。

本市の排除方式には、分流式と合流式の両方がある。

#### イ 下水道は、下水道法上の公共下水道、流域下水道、都市下水路と、下水道法以外の農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などがある。

##### （ア）公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体（市町村）が管理する下水道で、単独に終末処理場を有するか、流域下水道に接続するものであり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きょ構造のものである。

##### （イ）流域下水道

2以上の市町村の区域にまたがる下水を受けてこれを排除し、処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道で、それぞれの市町村の公共下水道が接続される幹線管きょ、ポンプ場及び終末処理場からなる。

(ウ) 都市下水路

主として市街地内の雨水排除を目的とするもので、開水路構造のものが多い。

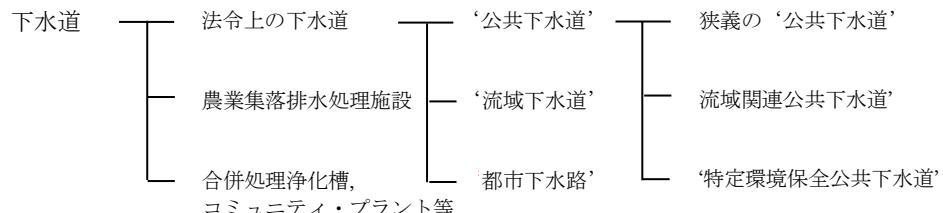
(エ) 農業集落排水処理施設

農業振興地域として指定された地域で集合処理により汚水を排水する汚水処理施設である。

(オ) 合併処理浄化槽

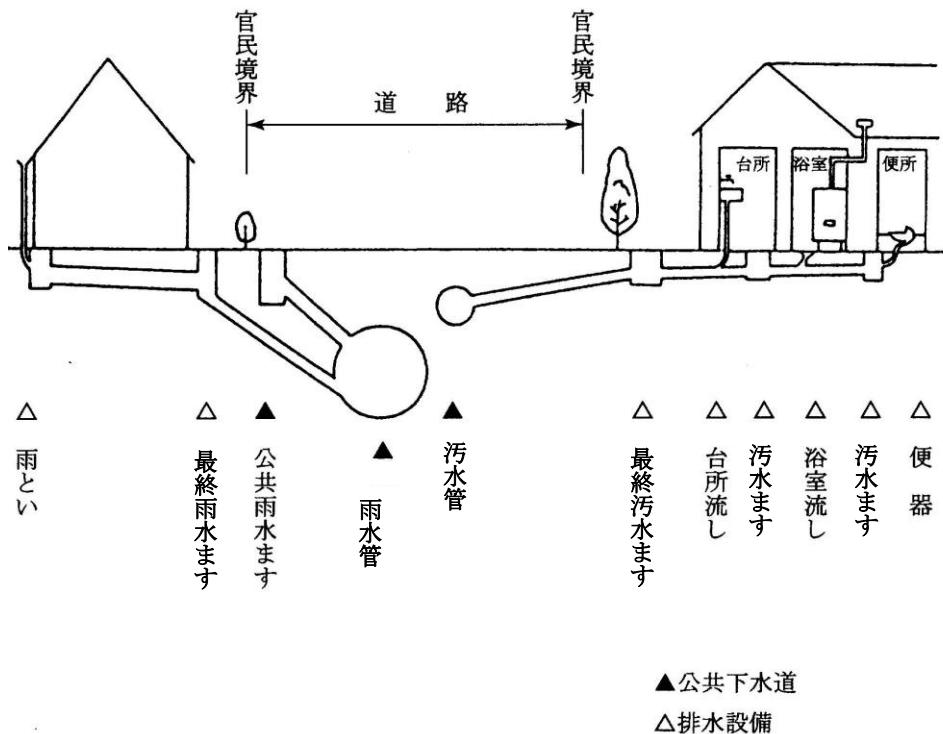
個々の家の敷地に設置して、生活雑排水と水洗便所の排水を併せて処理する汚水処理施設である。

## 下 水 道 の 種 類

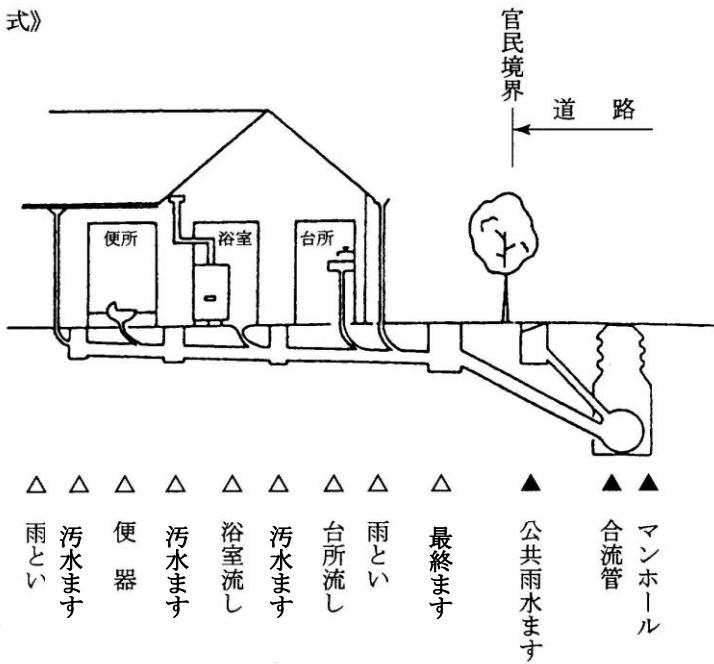


## 排水設備と公共下水道

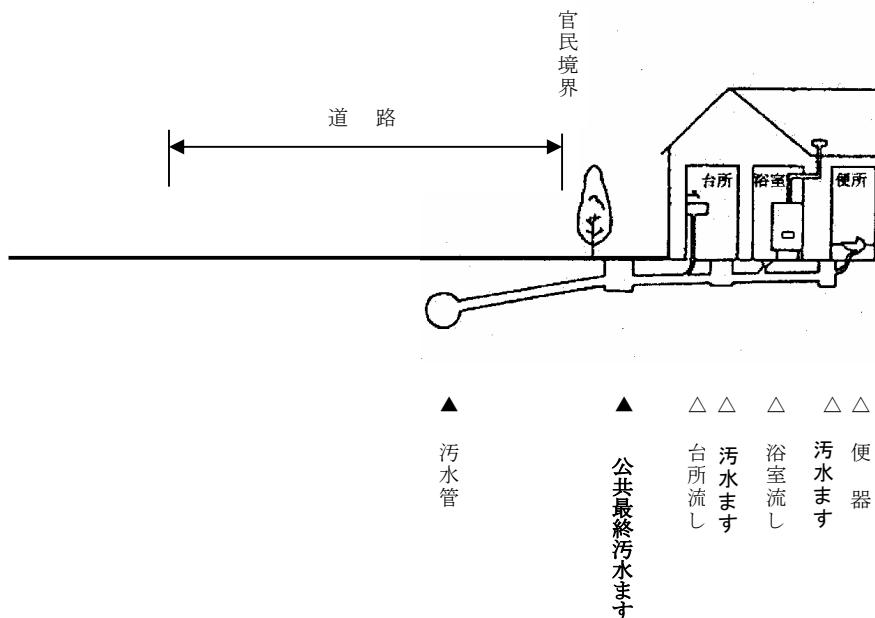
《分流式》



《合流式》

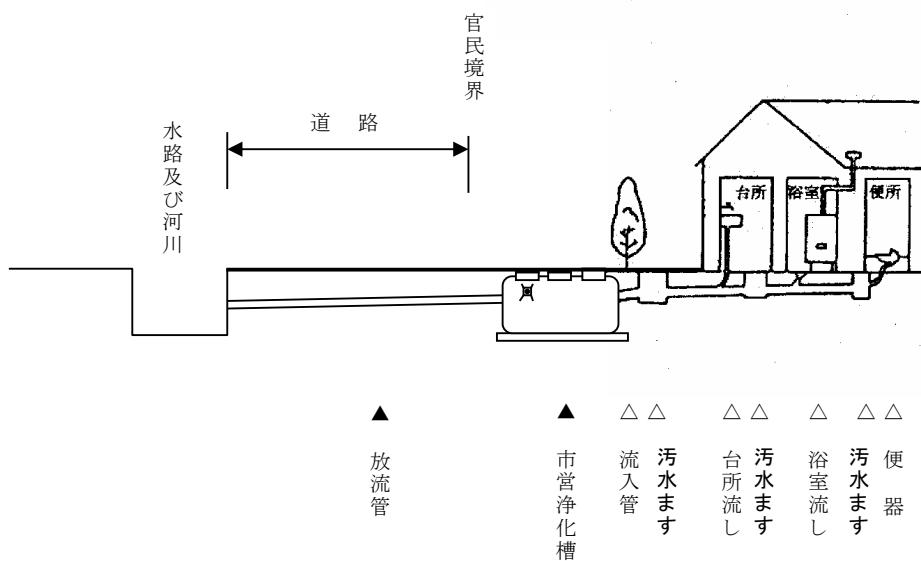


**排水設備と特定環境保全公共下水道  
(農業集落排水処理施設)**



▲ 特定環境保全公共下水道(農業集落排水処理施設)  
△ 排水設備

**排水設備と市営浄化槽**

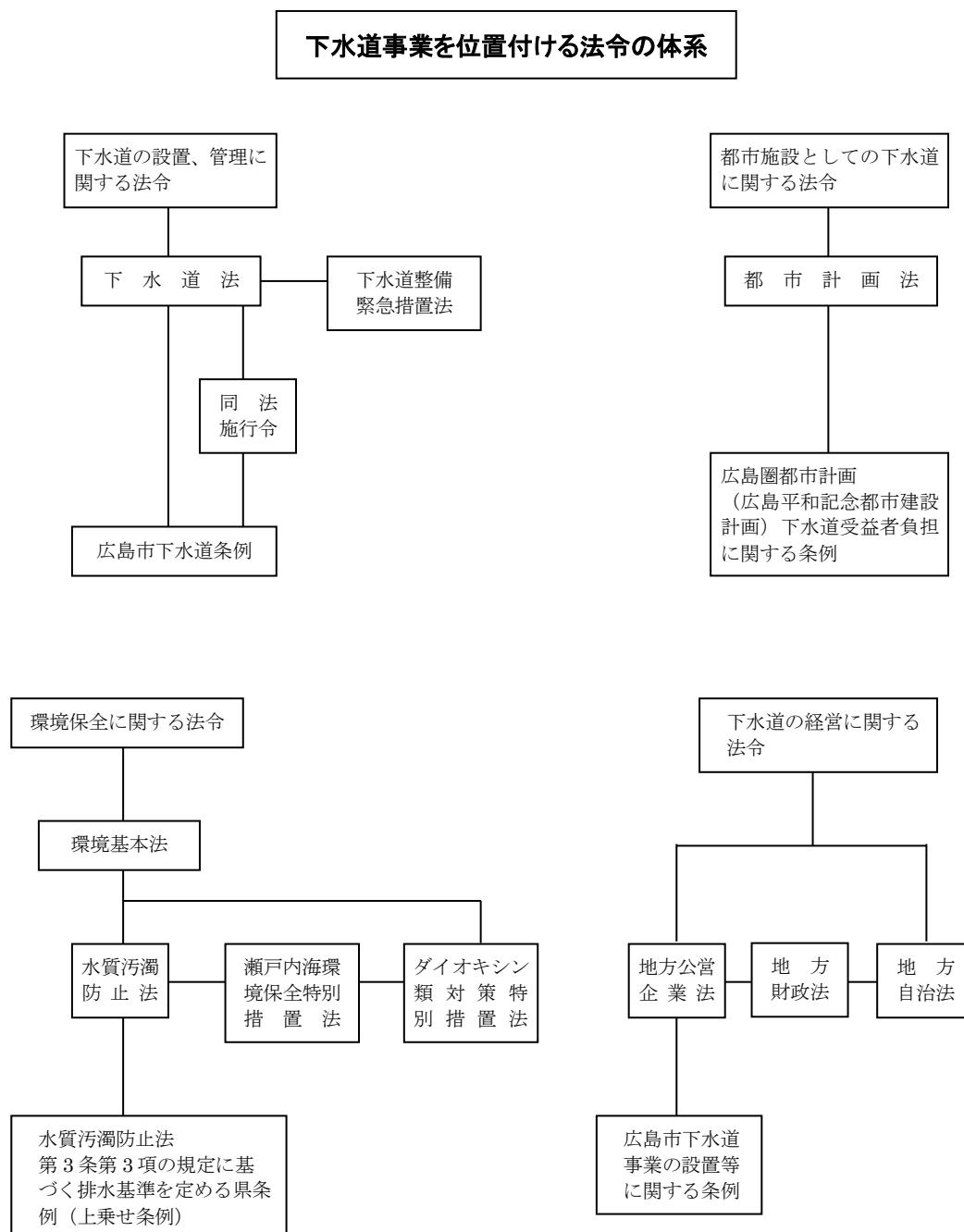


▲ 市営浄化槽  
△ 排水設備

### 3 下水道事業を位置付ける法令

下水道事業を位置付ける法令としては、まず、下水道を設置、管理するための下水道法とこれに関連する法令がある。この他に下水道を都市施設として機能させるための都市計画法、下水道の整備を環境保全のための重要な施設として位置付けている環境関係諸法及び下水道の経営に関する法令がある。

下水道事業を位置付ける法令の体系は、およそ下図のとおりである。



(1) 下水道の設置、管理に関する法令

ア 下水道法

(ア) 法律の目的

下水道法は、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めており、直接的には下水道の整備を図ることを、そして、究極的には都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与すること及び公共用水域の水質保全に資することを法の目的としている（下水道法第1条）。

(イ) 流域別下水道整備総合計画

都道府県は、環境基本法に基づき水質環境基準が定められた公共用水域のうち、複数の市町村区域における汚水によって水質汚濁がもたらされており、かつ、主として下水道の整備によって当該水質環境基準を達成させる必要があるものについて、それぞれの公共用水域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（流域別下水道整備総合計画）を定めなければならないこととなっている（下水道法第2条の2）。

流域別下水道整備総合計画は、下水道整備に関する基本方針等を定めることとされており、公共下水道や流域下水道の事業計画については、これに適合していることが求められている（下水道法第6条、同法第25条の13）。

なお、広島県は昭和48年3月に「太田川・瀬野川流域別下水道整備総合計画」を、平成28年3月に「広島湾流域別下水道整備総合計画」を策定している。

(ウ) 事業計画の策定

公共下水道の設置に当たり、公共下水道管理者は事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあっては、都道府県知事）に協議しなければならない（下水道法第4条）。

なお、下水道法の事業計画は、下水道の配置、能力、構造等に関する技術的基準に適合していかなければならぬ（下水道法第6条）。

また、公共下水道を都市計画事業として施行する場合は、後述するように、都市計画法上の事業認可が必要となる。

(エ) 排水設備の設置義務等

公共下水道の供用が開始されると、排水区域内の土地の所有者等は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない（下水道法第10条）。

これは、生活環境の改善、公衆衛生の向上、そして公共用水域の水質保全という本法の目的を達成するために公共下水道の利用を強制している規定であり、下水道法上重要な規定の一つである。

また、処理区域内にあるくみ取り便所は、処理開始の日から3年以内に水洗便所に改造しなければならない（下水道法第11条の3）。

(オ) 放流水に係る水質基準

公共下水道から公共用海域に放流される水の水質は、下水道法による技術上の基準のほか、水質汚濁防止法、水質汚濁防止法に基づく県条例及びダイオキシン類対策特別措置法による排水基準の適用を受ける（下水道法第8条）。

また、公共下水道管理者は、水質管理を適切に行うため、放流水の水質検査を行い、その結果を記録しておかなければならぬ（下水道法第21条）。

(カ) 下水排除の制限等

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、下水排除基準に適合しない下水を排除してはならず（下水道法第12条の2）、これに違反する場合は、直ちに改善命令を発せられたり（下水道法第37条の2）、罰則を科されたりすることがある（下水道法第46条）。

これらのいわゆる直罰規制を受けない場合でも、下水排除基準に適合しない下水を排除する者に対しては、除害施設の設置等の義務付けを条例で定めることができることとなっている（下水道法第12条、同法第12条の11）。

(キ) 使用料の徴収

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができることとなっている（下水道法第20条）。

イ 広島市下水道条例

下水道法第25条は、「この法律又はこの法律に基づく命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める」としている。

本市では、公共下水道の設置その他の管理に関し条例を定め、特に、市民生活に係わりの深い事項について詳細に定めている。主な内容は次のとおりである。

(ア) 排水設備の接続方法等

公共下水道に適応した排水設備の設置なくしては、公共下水道の適正な管理はありえない。このため、排水設備の公共下水道への接続方法の基準（下水道条例第6条）、排水設備の計画の確認（下水道条例第7条）、排水設備の工事の施行可能な業者を定める指定工事店制度（下水道条例第8条）等について定めている。

(イ) 下水排除の制限等

直罰規制を受けない下水についての排除制限（除害施設の設置義務等）については、下水道法第12条及び第12条の11の規定により条例に委ねられているので、これを受け、下水の排除の制限を規定し（下水道条例第15条、同条例第16条）、併せて、除害施設等の計画の確認（下水道条例第17条）、改善命令制度（下水道条例第18条）等について定めている。

(ウ) 使用料

下水道法第20条は、条例で定めるところにより、使用者から使用料を徴収することができる旨を規定しており、これを受けて使用料体系を定めている（下水道条例第44条、同条例第45条）。

(エ) 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設とは、農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業振興地域として指定された地域における汚水を排除し、及び処理するために本市が管理する施設で、汚水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものをいい（下水道条例第2条）、排水設備の設置義務、悪質下水の排除の制限については下水道条例第22条、下水道条例第26条を準用すると定めている（下水道条例第34条）。

(オ) 市営浄化槽

市営浄化槽とは、下水道条例第35条第1項の市営浄化槽区域における汚水を処理するために本市が管理する浄化槽をいい（下水道条例第2条）、市営浄化槽の設置をする旨の通知を受けた者に、排水設備の設置義務を定めている（下水道条例第37条）。

（2）都市施設としての下水道に関する法令

ア 都市計画法

(ア) 下水道の位置付け

下水道の整備の本来の目的が、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上にあることから明らかなように、下水道は都市施設としても機能しなければならない。

都市計画法は、下水道を都市施設としてとらえ、下水道に関する様々な規定を設けている。

まず、下水道は、道路、公園、水道、河川、学校など他の都市施設と同じように、必要に応じて都市計画に定めるものとして掲げられている（都市計画法第11条）。

また、このうち、市街化区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとしている（都市計画法第13条）。

(イ) 都市計画の手続

市町村の都市計画の決定又は変更は、都道府県知事の同意を受けた後、諸手続きを経て行われるが（第19条）、決定又は変更した都市計画に従い、都市計画事業を施行し、又はこの事業計画を変更しようとする場合は、都道府県知事の認可を受けなければならない（都市計画法第59条、同法第63条）。

この認可に当たっては、下水道法第4条又は第25条の11の規定による国土交通大臣との協議を了するか、又は協議を了することが確実であることが必要である（都市計画法第61条）。

なお、都市計画法による事業認可は、都市施設の設置、配置等に審査の主眼が置かれている。

(ウ) 受益者負担金

都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部をその者に負担させる、いわゆる受益者負担金制度を条例で定めることができる（都市計画法第75条）。

本市では、「広島圏都市計画（広島平和記念都市建設設計画）下水道事業受益者負担に関する条例」に基づき受益者負担金を徴収している。

（3）環境保全に関する法令

ア 環境基本法

(ア) 法律の目的

この法律は、環境の保全について、基本理念、国、地方公共団体、事業者等の責務及び施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている（環境基本法第1条）。

(イ) 環境基準

環境保全に関する施策の達成目標となるのが環境基準であり、政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について環境基準を定めるものとなっている（環境基本法第16条）。

なお、水質汚濁に係る環境基準は、環境省告示「水質汚濁に係る環境基準について」により具体的に定められている。

水質環境基準の達成に下水道の整備は密接な関係があるため、先述したとおり、

下水道法では水質環境基準達成のため都道府県は水域ごとに流域別下水道整備総合計画を定めるべき旨の規定を置いている。

#### イ 水質汚濁防止法

##### (ア) 法律の目的

この法律は、環境基本法を受けて、特定施設を設置する工場、事業場から公共用海域に排出される水の水質を規制することで、公共用海域の汚濁を防止し、それにより国民の健康を保護し生活環境を保全することを目的としている（水質汚濁防止法第1条）。

##### (イ) 公共用海域と規制の対象

本法の適用水域は、原則としてすべての公共用海域であり、河川、湖沼、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きょ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路となるが、終末処理場が設置されている公共下水道及び流域下水道を公共用海域から除いており（水質汚濁防止法第2条）、公共下水道に下水を排除する者に対する水質の規制については下水道法に委ねている。

また、終末処理場及び処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽（農業集落排水処理施設含む。）を特定施設として指定しているので（水質汚濁防止法施行令別表第1第72号、第73号）、これらの施設はこの法律により規制され、その放流水質は排水基準に適合するものでなければならない（水質汚濁防止法第12条）。

##### (ウ) 排水基準

排水基準は、排出水の汚染状態について、有害物質の種類ごとに、又は他の汚染状態を示す項目ごとに定める許容限度であって、環境省令で定められている。これは全国の公共用海域に一律に適用されるため、一律基準と呼ばれている（水質汚濁防止法第3条第1項）。

しかし、水域によっては、その自然的、社会的条件から、この一律基準では充分に水質汚濁の防止が図られない区域もあると予想されるため、都道府県は条例で一律基準よりも厳しい排水基準（上乗せ基準）を定めることができることとなっている（水質汚濁防止法第3条第3項）。

広島県条例である「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」は、第3条及び第5条に特定項目についての上乗せ基準を定めている。

##### (エ) 総量規制

総量規制（水質汚濁防止法第4条の2）は、従来の濃度規制に加え、濃度とその排水量からなる汚濁総量により規制することにより、閉鎖性水域の水質改善を図るうとするもので、昭和54年以来、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海環境保全特別措置法

により瀬戸内海を対象に、CODを規制項目として実施されている。

さらに、平成14年10月からは、富栄養化の原因物質である窒素、りんが規制項目に追加されている。

#### (4) 下水道の経営に関する法令

##### ア 地方自治法

###### (ア) 法律の目的

地方自治法は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的としている(地方自治法第1条)。

このように、地方自治法は地方自治の基本法として、地方財政法、地方公営企業法の根拠をなしている。

特に下水道事業の経営と関わりの深い主な事項は次のとおりである。

###### (イ) 議会の議決

議会との関係について、予算、決算の認定、使用料等について議会の議決を要するものとして定めている(地方自治法第96条)。

###### (ウ) 会計の区分

普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とし、特別会計は、特定の歳入をもって特定の事業を行う場合、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる(地方自治法第209条)。

###### (エ) 使用料

普通地方公共団体は、公の施設の利用につき使用料を徴収することができる(地方自治法第225条)。

下水道使用料もこの使用料に該当し、地方自治法第228条の規定により条例で定めなければならないものである。

##### イ 地方財政法

###### (ア) 法律の目的

地方財政法は、地方公共団体の財政の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的としている(地方財政法第1条)。

下水道事業の経営に關係の深い主な事項は次のとおりである。

#### (イ) 地方債

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。但し、地方公営企業に要する経費の財源とする場合においては、地方債をもってその財源とすることができます（地方財政法第5条）。

また、地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した施設の耐用年数をこえないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても同様とする（地方財政法第5条の2）。

#### (ウ) 公営企業の経営

公営企業で政令で定めるもの（下水道事業は、地方財政法施行令第46条において、地方財政法第6条の政令で定める公営企業として規定されている。）については、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（地方財政法第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる（地方財政法第6条）。

この地方財政法第6条は、公営企業の独立採算制の原則、即ち適正な経費負担区分を前提とした独立採算制を明確にした規定で、地方公営企業法の適用如何に関わらず、公営企業の経営の基本原則を定めたものである。

#### (エ) 国の負担

下水道事業は、重要な都市計画事業として位置づけられており、地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する経費として、国が、その経費の全部又は一部を負担する事業（地方財政法第10条の2）とされている。

この規定は、下水道の建設費に対する国庫補助金の性格について、名前は補助金であるが、地方財政法第16条の補助金とは異なり、国が負担すべき国庫負担金である旨規定したものである。

このため、国が負担すべき経費についての種目、算定基準及び負担割合は法律又は政令で定めなければならないものとされ（地方財政法第11条）、国が負担する金額は、地方公共団体が当該事務を行うために必要で、かつ、十分な金額を基礎として算定しなければならず（地方財政法第18条）、その支出はこれを財源とする経費

の支出時期に遅れないようにしなければならない（地方財政法第19条）と規定されている。

#### ウ 地方公営企業法

##### (ア) 法律の目的

地方公営企業法は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例並びに企業の財政の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的としている（地方公営企業法第1条）。

下水道事業の経営に最も関係の深い法律で、その主な事項は次のとおりである。

##### (イ) 経営の基本原則

地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない（地方公営企業法第3条）。

##### (ウ) 経費負担の原則

- ① その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ② 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない（地方公営企業法第17条の2）。

これは、地方財政法第6条の「公営企業の経営」を受けたもので、具体的には地方公営企業法施行令第8条の5に規定している。下水道事業については、同法施行令第8条の5に定めがなく、法的には地方公営企業法第17条の3の「補助」に該当することとなる。

##### (エ) 計理の方法

- ① 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。
- ② 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減および異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。
- ③ 資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない（地方公営企業法第20条）。

これは、経理の基本原則を示した規定で、発生主義の原則に基づく企業会計方式により処理することを定めている。

(オ) 料金

- ① 地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- ② 料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない（地方公営企業法第21条）。

これは、料金徴収の根拠及び料金のあり方についての基本原則を定めている。

(カ) その他

この他、地方公営企業法第22条で「企業債」、同法第24条「予算」、同法第25条「予算に関する説明書」、同法第26条「予算の繰越」、同法第27条「出納」、同法第27条の2「公金の収納等の監査」、同法第29条「一時借入金」、同法第30条「決算」、同法第31条「計理状況の報告」、同法第40条「地方自治法の適用除外」等を定めている。

本市下水道事業は、昭和60年4月1日から地方公営企業法のうち第2条第2項に規定する財務規定等を適用（一部適用）することについて、広島市下水道事業の設置等に関する条例で定めている。

エ 広島市下水道事業の設置等に関する条例

(ア) 条例の目的

地方公営企業法第4条において、「地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。」と規定されている。

これは、地方公共団体が地方公営企業を経営することは、

- ① 一般に地方公共団体の任意事務であるとともに、独立採算制の原則のもとに自立性を持った企業として行われるものであり、地方公共団体の一般行政事務に比して極めて強い特殊性を持っていること
- ② また、地方公営企業は経済活動として行われるため、経済変動等に伴う危険負担は最終的にはその設置者である地方公共団体が負わなければならないものであることから、このような性格を有する企業を経営するに当たっては、その設立当初においてこのような事業を企業として行うという団体意志を明確にしておく必要があり、設置及び経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならないこととされている。

その主な事項は次のとおりである。

(イ) 下水道事業の目的

下水を排除し、処理することにより、市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的として、下水道事業を設置する（下水道事業の設置等に関する条例第1条）。

(ウ) 経営の基本

下水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならないとしている（下水道事業の設置等に関する条例第3条）。

また、事業計画として、排水区域及び排水人口を定めている。

(エ) その他

この他、下水道事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第4条で重要な資産の取得及び処分について、地方公営企業法（以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならないものの金額等、条例第5条で法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により議会の同意を得て職員の賠償責任を免除する場合の賠償額、条例第6条で法第40条第2項の規定により条例で定める議会の議決を要する負担付き寄付の受領等、条例第8条で法第34条の2ただし書きの規定により会計管理者に行わせる会計事務などを定めている。

## 第2章 下水道の整備計画

### 1 汚水処理施設の整備

#### (1) 公共下水道事業

本市は昭和 26 年 4 月に公共下水道の整備に着手し、市街化区域等 16,813 ヘクタールを対象として、単独公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業により進めている。

市街化区域内の汚水整備については、平成 16 年 3 月末に概ね完了し、現在は、区画整理事業及び私道等の未整備地区について整備を進めている。

このうち、単独公共下水道は昭和 27 年に事業認可を取得し、平成 24 年 4 月から大州処理区が流域関連公共下水道に移行したことから、現在、千田、江波、旭町処理区 2,156 ヘクタール（計画処理人口 224,985 人）のほかに、平成 2 年 4 月に広島県から移管され単独公共下水道となった太田川処理区 10,982 ヘクタール（計画処理人口 672,160 人）及び埋立てにより新たに市街化区域となった廿日市処理区 10 ヘクタールを加えた 13,148 ヘクタール（計画処理人口 897,145 人）を対象とし整備を行っている。また、広島県が進めている太田川流域下水道の整備に関する流域関連公共下水道は昭和 56 年に事業認可を取得し、現在、瀬野川処理区 2,867 ヘクタール（計画処理人口 189,520 人）を対象とし整備を行っている。

市街化区域外の汚水整備については、特定環境保全公共下水道として、平成 17 年 4 月に合併した湯来町の一部である水内川処理区 46 ヘクタール（計画処理人口 570 人）を対象とし整備を行っている。また、平成 19 年に新たに認可を取得した似島処理区 14 ヘクタール（計画処理人口 1,100 人）、旭町処理区 0.21 ヘクタール（計画処理人口 5 人）、太田川処理区 660 ヘクタール（計画処理人口 23,920 人）及び瀬野川処理区 78 ヘクタール（計画処理人口 4,160 人）についても、事業計画を策定し、順次整備を行っている。

#### ア 単独公共下水道

##### (ア) 千田、江波、旭町処理区

市の中心部を占める千田、江波、吉島、三篠、旭町、宇品、出島、元宇品、丹那地区 2,156 ヘクタールを対象としている。

このうち、令和 6 年 3 月 31 日現在の処理開始区域面積は 2,091 ヘクタールとなつており、概ね整備を完了している。

終末処理場である千田、江波、旭町の三つの水資源再生センターが、現在稼働中である。

#### (イ) 太田川処理区

市の西部、北部を占める牛田、戸坂、福田、観音、福島、三滝、庚午、南観音、草津、井口、己斐、沼田、川内、八木、緑井、上安、祇園、古市、口田、落合、深川、小河原、可部、五日市、八幡、石内地区等 10,982 ヘクタールを対象としている。

令和 6 年 3 月 31 日現在の処理開始区域面積は、9,712 ヘクタールとなっており、引き続き処理区域の拡大を図るため整備を行っている。

終末処理場である西部水資源再生センターは、昭和 56 年 10 月 1 日に供用開始している。

#### (ウ) 廿日市処理区

市の西部、廿日市木材港埋立地の一部広島市域分 10 ヘクタールを対象とし、平成 12 年度に整備を完了している。

終末処理場である廿日市市市浄化センターは、平成 6 年 8 月 1 日に供用開始されている。

#### イ 流域関連公共下水道

市の東部を占める大州、京橋、段原、東雲、本浦、仁保、青崎、向洋、船越、矢野、中山、温品、中野、瀬野地区等の瀬野川処理区 2,867 ヘクタールを対象としている。

令和 6 年 3 月 31 日現在の処理開始区域面積は、2,510 ヘクタールとなっており、引き続き、処理区域の拡大を図るため整備を行っている。

瀬野川処理区の終末処理場である広島県管理の東部浄化センターは、昭和 63 年 10 月 1 日に供用開始している。

#### ウ 特定環境保全公共下水道

市の北西部に位置する湯来地区の水内川処理区 46 ヘクタール、市の南部、広島湾の北西に位置する似島地区の似島処理区 14 ヘクタール、五日市、深川、可部地区等の太田川処理区 660 ヘクタール及び中野、瀬野地区等の瀬野川処理区 78 ヘクタールを対象としている。

令和 6 年 3 月 31 日現在の処理開始区域面積は、水内川処理区で 42 ヘクタール、太田川処理区で 289 ヘクタール、瀬野川処理区で 28 ヘクタール、合計 359 ヘクタールとなっており、引き続き、処理区域の拡大を図るため整備を行っている。

水内川処理区の終末処理場である和田水資源再生センターは、平成 14 年 4 月 1 日に供用開始している。

#### (2) 農業集落排水事業

農業振興地域に指定された安佐南区沼田町の戸山、安佐北区安佐町の小河内、白木町の井原、井原高南、市川、須沢、上三田、三田、下三田、安芸区阿戸町の阿戸、佐伯区湯来町の太田部、鹿ノ道、樋地区の 13 地区としている。

令和 6 年 3 月 31 日現在 13 地区で処理開始しており、引き続き、処理区域の拡大を図るため整備を行っている。

### (3) 市営浄化槽事業

公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備区域以外を対象区域とし、平成 20 年 4 月 1 日から本市が個人住宅に合併処理浄化槽を設置し、また個人設置の合併処理浄化槽を本市が帰属を受けて維持管理を行う公設・公管理の浄化槽事業を行っている。

## 2 浸水対策の推進

### (1) 施設整備の推進

中心市街地では都市化の急激な進展により、1時間 20 mm程度の降雨で一部の地域において浸水が発生しているため、10 年に 1 回程度の確率で発生する強い降雨に対応する雨水幹線やポンプ場などの整備を進めており、施設の一部が完成すれば暫定的に雨水貯留管として利用し、早期の浸水被害の緩和に努めている。

また、周辺市街地では、5 年に 1 回程度の確率で発生する強い降雨に対応する施設整備を進めている。

このほか、地形上の要因等により局所的に床上・床下浸水が繰り返し発生している箇所では、雨水管の増設等の緊急浸水対策を実施している。

### (2) 耐水化の推進

水害により被災時の影響人口の大小や応急復旧の難易度を踏まえ、機能停止リスクの高い下水道施設から優先的に、防水扉の設置や開口部の閉塞などの耐水化を進めている。

### (3) 浸水被害軽減対策の推進

施設整備のハード対策と併せて、浸水被害の軽減につながるソフト対策を行っている。

#### ア 浸水（内水）ハザードマップの作成

市民自らが浸水被害の軽減につながる行動が取れるよう、浸水（内水）ハザードマップを作成し、ホームページや公民館での掲示、区役所での配布などにより、周知を図っている。

作成済の地区については、雨水幹線等の整備状況等に応じて見直しを行うとともに、他の地区についても、順次、作成・公表を進めていく。

#### イ 止水板設置補助

令和 2 年度から、新たに市民等が止水板を設置する際にかかる費用の一部を補助する制度を開始した。

#### ウ 避難周知に向けた情報提供等

平成 26 年度から平成 27 年度にかけて江波地区において、最新の I C T （情報伝達技術）を利用して、降雨や浸水状況に即応した既存施設の効率的な運用を支援するシステムの実用化に向けた実証事業（B-DASH プロジェクト）を行った。

さらに、新千田ポンプ場を水位周知下水道に指定し地下街管理者等へ水位情報を通知する体制構築や雨水流出抑制に関する指導等を進めている。

### **3 地震対策の推進**

地震発生時における下水道施設の機能確保を図るため、水資源再生センターやポンプ場等の主要施設並びに管路施設の耐震化を行う。また、継続的に実施している下水道B C P訓練を通じて判明した課題を下水道B C Pに反映するとともに、他都市との相互応援体制や下水道関係団体との災害復旧支援協力の協定を締結している。

被災時に利用可能な仮設トイレを設置するための受入施設（マンホールトイレ）については、これまで避難場所等（14箇所）において237基を整備しており、今後、令和9年度末までに指定避難所6箇所にマンホールトイレ93基の設置を目指として、順次、整備を進めている。

### **4 施設の適切な維持管理**

施設の老朽化に伴う道路陥没等の事故や設備の故障に伴う処理能力の低下等のリスクを未然に防止し、持続的に下水道機能を維持していくため、施設の定期的な点検・調査のもと、適切な維持管理及び計画的な改築を実施する。

### **5 公共用水域の水質向上**

平成15年度の下水道法施行令の改正に伴い、令和5年度末までに、合流式下水道の放流水質を分流式下水道並みとする改善対策が義務付けられた。

これまで、合流式下水道で整備した中心市街地（約2,600ha）では、水資源再生センターの処理能力を超える雨が降った場合、未処理の汚水の一部が雨水と共に公共用水域に放流されることがあった。

このため、水資源再生センターの処理能力を超える雨水を一旦貯留し、晴天時に水資源再生センターで処理するための雨水滯水池等の整備や、ポンプ能力を超える未処理の汚水を水資源再生センターへ送水するための新たな下水管（遮集管）の整備を進め、公共用水域の水質向上を図ってきた。

令和4年4月1日に横川遮集管が供用開始となり、本市の合流改善達成率は100%となつた。なお、今後も引き続き、公共用水域の水質向上に向け、汚水処理施設の適切な維持や市街化区域外の未整備地区の解消に取り組む。

### **6 下水道資源の有効利用**

#### **(1) 下水汚泥の有効利用**

下水汚泥は、肥料化、セメント化及び焼却・埋立により処分していたが、下水汚泥のさらなる有効利用と温室効果ガスの削減を図るために、焼却処分に代わり、下水汚泥を炭化し、火力発電所の燃料として利用する下水汚泥燃料化事業を、平成24年4月から西部水資源再生センターで開始した。これにより、下水汚泥は100%有効利用している。

#### **(2) 下水再生水・雨水の活用**

水資源再生センターでは、施設内で使用する機械設備の冷却水や洗浄水として下水再生水を有効利用している。

また、マツダスタジアムのグラウンド下の大州雨水貯留池では、貯めた雨水を球場内のトイレ、グラウンドの散水や敷地内のせせらぎ水路で再利用している。

### (3) 消化ガスの有効利用

下水処理の過程で発生する消化ガスの有効利用を図るため、敷地と消化ガスを民間事業者に有償で提供し、民間事業者が固定価格買取制度により消化ガスを利用して発電する民設民営方式での消化ガス発電事業を平成 30 年 4 月から西部水資源再生センターで開始した。

## 第3章 下水道整備事業の現況

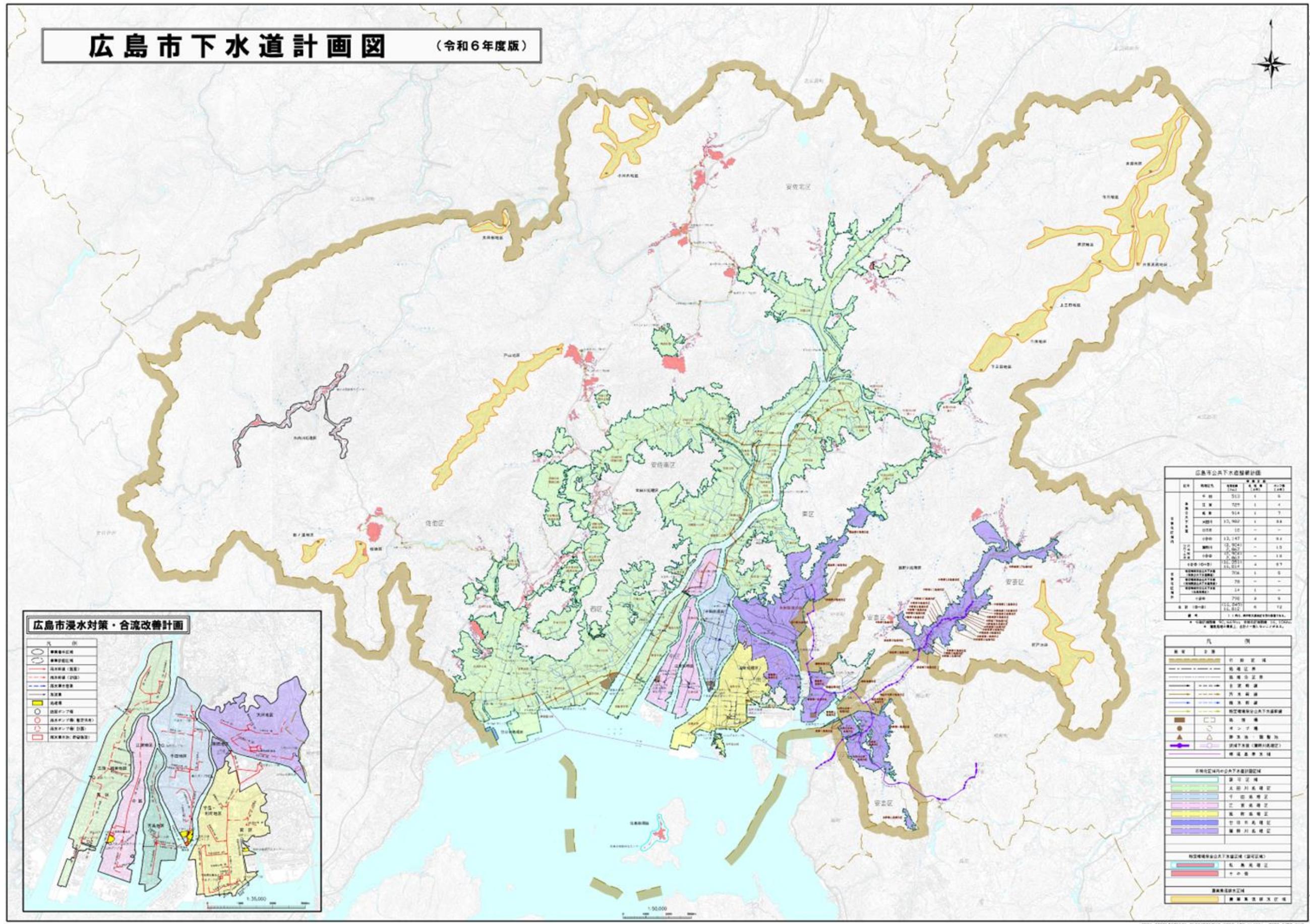
### 1 整備の概要

区分	処理区名	事業計画			整備状況（令和6年3月31日現在）		
		処理面積 ha	処理場 か所	ポンプ場 か所	処理面積 ha	処理場 か所	ポンプ場 か所
市街化区域内	単独公共下水道	千田	513	1	5	513	1
		江波	729	1	4	729	1
		旭町	914	1	7	849	1
		太田川	10,982	1	38	9,712	1
		廿日市	10	—	—	10	—
		小計	13,148	4	54	11,813	4
	流域関連 公共下水道	(2,904)	—	13	(2,547)	—	12
		2,867	—	—	2,510	—	—
市街化区域外	特定環境保全 公共下水道	小計	(16,051)	4	67	(14,360)	4
			16,015	—	—	14,323	65
		水内川	46	1	—	42	1
		似島	14	1	—	0	0
		単独関連	660	—	5	289	—
		流域関連	78	—	—	28	—
	小計	798	2	5	359	1	5
合計		(16,849)	6	72	(14,719)	5	69
備考		( )内は府中町大須地区を含む					

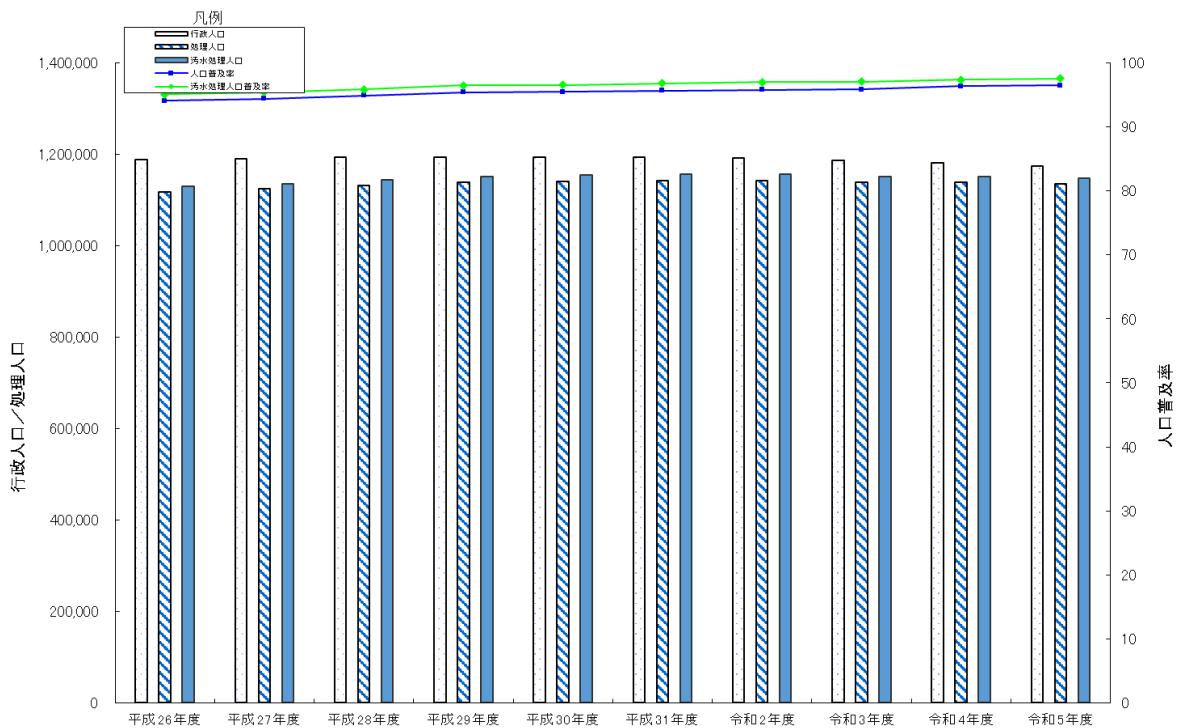
※端数処理の関係上、合計と一致しない場合がある。

広島市下水道計画図

(令和6年度版)



## 2 普及の現況と推移



年度末区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行政人口 (A) (人)	1,188,067	1,190,877	1,193,051	1,193,556	1,194,524	1,194,330	1,192,589	1,186,408	1,181,868	1,175,327
処理人口 (B) (人)	1,118,030	1,124,270	1,131,720	1,138,760	1,141,180	1,143,470	1,143,080	1,138,320	1,139,117	1,134,695
汚水処理人口 (C) (人)	1,129,565	1,135,902	1,144,644	1,151,860	1,154,499	1,156,079	1,156,289	1,151,410	1,151,604	1,147,243
公共下水道人口普及率 (B/A) (%)	94.1	94.4	94.9	95.4	95.5	95.7	95.8	95.9	96.4	96.5
汚水処理人口普及率 (C/A) (%)	95.1	95.4	95.9	96.5	96.6	96.8	97.0	97.1	97.4	97.6
処理区域 (ha)	14,051	14,130	14,245	14,421	14,443	14,490	14,503	14,524	14,671	14,682

(注) 処理人口 (B) とは、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理人口の総和。

汚水処理人口 (C) とは、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び市営浄化槽の処理人口の総和。

### 3 管きよの現況

(令和6年4月1日現在)

( )は団地引取等の受贈分を含む。

#### (1) 単独公共下水道

##### ア 合流管

処理区	計画	現況	備考
千田	165,088m	158,465(178,458)m	
江波	212,283m	211,664(239,644)m	
旭町	156,375m	150,366(157,692)m	
計	533,746m	520,495(575,794)m	

##### イ 汚水管

処理区	計画	現況	備考
旭町	46,759m	42,229(50,364)m	
太田川	1,908,781m	1,744,005(2,493,959)m	
廿日市	—	—	
計	1,955,540m	1,786,234(2,493,959)m	

##### ウ 雨水管

処理区	計画	現況	備考
旭町	40,636m	39,966(54,478)m	
太田川	1,236,758m	1,042,409(1,542,606)m	
廿日市	—	—	
計	1,277,394m	1,082,375(1,597,084)m	

#### (2) 流域関連公共下水道

##### ア 合流管

処理区	計画	現況	備考
瀬野川	133,571m	128,573(137,110)m	

注) 府中町大須地区を含む数値である。

##### イ 汚水管

処理区	計画	現況	備考
瀬野川	499,979m	434,283(558,871)m	

##### ウ 雨水管

処理区	計画	現況	備考
瀬野川	303,214m	234,417(310,743)m	

(3) 特定環境保全公共下水道

污水管

処理区	計画	現況	備考
水内川	25,219m	25,120(25,120)m	
似島	6,770m	—	
単独公共下水道関連	193,390m	83,723(103,382)m	
流域関連公共下水道関連	19,000m	4,973 (4,973)m	
計	244,379m	113,816(133,475)m	

(4) 農業集落排水事業

污水管

地区	計画	現況	備考
戸山、井原、井原高南、市川、須沢、上三田、三田、下三田、小河内、阿戸、太田部、鹿ノ道、樋	245,036m	248,211(248,340)m	

## 4 ポンプ場の現況

### (1) 単独公共下水道

#### ア 千田・江波・旭町処理区

施設名	合流 雨水	汚水	排水区	処理区	事業計画								現有ポンプ施設(R6.4.1 現在)						
					敷地 面積 m <sup>2</sup>	雨 水 排水面積 ha	汚 水 集水面積 ha	雨 水 排水量 m <sup>3</sup> /min	汚 水 揚水量 m <sup>3</sup> /min	雨 水		汚 水		雨 水		汚 水		稼働 年月	
										口径	台	口径	台	口径	台	口径	台		
千田		○	千田	千田	※1		512.8		264			450	3			450	3	S59.12	
										700	3					700	3	※3	
新千田	○		千田 白島 鶴見 基町	千田	※1	503.7	258.4	2,318	134	1350 2000	1 3	500 700	2	1350 2000	1 3	500 700	2	H21.4	
白島	○		白島			1,600	104		195		800 900	1 1			800 900	1 1			S37.6
鶴見	○		鶴見			980	67.1		282		700 600	3 1			700 600	3 1			S28.7
基町	○		基町	千田		820	125	28	333.6	9.6	900	3	200	2	900	3	200	2	S46.3
江波	○		江波	江波	※2	328.5	728.5	933	240	1000 900	1 4	500 600	2	900 1000	4 1	500 600	2	S42.9	
新江波	○		江波	江波		2,190	328.5		384		1000	3							
吉島	○		吉島	江波	7,370	223	218.3	773	69	800 1000 1100	1 2 2	350 500 1100	2	800 1000 1100	1 2 2	350 500	2 1	S44.5	
横川	○		三篠	江波	2,370	177	176.7	432	48	600 700 1100	1 2 1	300	4	600 700 1100	1 2 1	300	4	S42.4	
旭町	○		旭町 翠町	旭町	5,380	154 192	348.1	1,370	206	900 1000 1100	1 4 2	400 500 600	2	900 1000 1100	1 4 2	400 500 600	2	S39.1	
宇品	○		宇品	旭町	9,150	292	312.4	914	154	800 1100 1200	1 1 2	350 600 700	2	800 1100 1200	1 1 2	350 600 700	2	S48.1	
出島		○	旭町		710		81.7		6.5			150	3			150	3	S60.4	
丹那		○	旭町		430		191.4		6.4			150	3			150	3	S60.4	
元宇品		○	旭町		560		23.5		4			150	3			150	3	S60.4	
新出島	○	○	出島	旭町	5,400	97	164.4	703	26	800 1200	1 3	250 350	2	800 1200	1 3	250	2	H12.7	
新宇品	○		宇品	旭町	4,950	580		360		500 900	2 3			500	2			H31.3	

※1 千田水資源再生センターに併設

※2 江波水資源再生センターに併設

※3 東系 平成 28 年度廃止

イ 太田川処理区

施設名	合流 雨水	汚水	排水区	事業計画								現有ポンプ施設(R6.4.1 現在)					
				敷地面積 m <sup>2</sup>	雨水排水面積 ha	污水集水面積 ha	雨水排水量 m <sup>3</sup> /min	污水揚水量 m <sup>3</sup> /min	雨水		污水		雨水		污水		稼働年月
口径	台	口径	台	口径	台	口径	台	口径	台	口径	台	口径	台	口径	台		
新地	○		新地	3,400	71.1		484		700	1			700	1			H22.7
									1100	2			1100	2			
吉見	○		吉見	3,360	98		694		900	1			900	1			S57.1
									1000	1			1000	1			
									1200	2			1200	2			
海老橋	○		中央	3,800	139		1,213		800	1			800	1			S53.11
									1000	2			1000	2			
									1200	4			1200	4			
中央北	○		中央北	1,360	75		454		700	1			700	1			H3.6
									1200	2			1200	2			
八幡東	○		東中地	4,100	98		576		700	1			700	1			H18.3
									1100	3			1100	2			
小己斐	○		小己斐第1	2,800	47		251		500	1			500	1			H2.4
									900	2			900	2			
井口	○		井口	2,920	23.7		172		400	1			400	1			S62.4
									800	2			800	2			
舟木	○		舟木	1,930	13.4		101		400	1			400	1			S60.8
									800	1			800	1			
西部臨海	○		西部	6,890	232.9		1,845		1650	5			1650	5			H20.12
庚午	○		庚午	9,880	478		3,017		600	2			600	2			S53.9
									900	1			900	1			
									1000	1			1000	1			
									1200	5			1200	5			
									1350	2			1350	2			
									1500	3			1500	1			
三滝中継	○			337		49.6		2.4		100	3			100	3		H9.5
竜王中継	○			294		24		2.2		100	3			100	3		H5.4
山手中継	○			349		13		0.7		100	2			80	2		H3.4
南観音	○		南観音	6,860	200.8		790		800	1			700	1			S59.6
									1200	1			1200	2			
									1350	2			1350	1			
福島	○		觀音	4,051	181.6		537		700	1			700	1			S38.10
									800	1			800	1			
									900	3			900	3			
己斐	○		己斐中	590	33.1		240		800	3			700	2			S40.4
己斐中継	○			306		304.8		12.6		250	3			250	4		S62.4
牛田	○		牛田本町第5	3,280	91		638		800	1			800	1			H1.7
									1200	3			1200	3			
天水	○	○	天水	1,023	14	8.5	107	0.6	700	2	100	2	700	2	100	2	S63.4
戸坂中島	○		戸坂中島	2,000	79		371		500	1			500	1			S57.4
									1000	2			1000	2			

施設名	合流	雨水	污水	排水区	事業計画								現有ポンプ施設(R6.4.1 現在)					
					敷地面積m <sup>2</sup>	雨水排水面積ha	污水集水面積ha	雨水排水量m <sup>3</sup> /min	污水揚水量m <sup>3</sup> /min	雨水		污水		雨水		污水		稼働年月
										口径	台	口径	台	口径	台	口径	台	
戸坂中継		○			1,055		271.4		11.2			200	3			150	4	S63.11
西原	○		西原	3,830	163.8		820		3000	4		3000	3					H2.4
東野	○		川内第1	2,810	167		844		800 1350	1 3		800 1350	1 2					H7.4
東原	○		川内第2	4,410	152		808		1200	4		1200	3					H2.7
下相田	○		下相田	2,700	38		448		600 1200	1 2		600 1200	1 2					H16.10
八木中継		○		1,257		73.5		3.3		100	2			100	2	100	1	H5.12
小田	○	○	小田第1	4,480	72	86	583	2.3	800 1350	1 2	150	2	800 1350	1 2	150	3		H2.4
玖村	○		玖村	1,490	49		286		600 900	2								
下庄	○		下深川	2,340	115		416		400 1000 1500	1 1 1		400 1000	1 1					S50.4
可部	○		可部	5,680	190.7		1,144		800 1350 1500	1 3 1		800 1350	1 3					H18.9
可部中島	○		可部中島	4,070	44.3		264		2600	2		2600	2					H25.4
尾和	○	○	尾和	5,483	29	1,623.6	284	57	500 1000 600	1 2 1	350 400 1000	1 2 1	500 1000 600	1 2 1	400 600	2 1		H15.2
院内中継		○		245		18.4		0.4		80	2			80	2			H9.4
美の里	○	○	美の里	2,235	41	41.4	305	0.81	700 1100	2 1	100	2	1000 700	1 2	100	2		S47.4
中河内中継		○		700		124.5		5.4		200	2			200	2			H29.4
勝木第一中継		○		900		126.5		6		250	2			250	2			H28.8
勝木第二中継		○		625		273.5		10.8		300	2			300	2			H24.4
あさひが丘中継		○		600		51.3		4.8		250	4			250	4			S51.9

#### ウ 関連特定環境保全公共下水道

施設名	合流	雨水	污水	排水区	処理区	事業計画								現有ポンプ施設(R6.4.1 現在)					
						敷地面積m <sup>2</sup>	雨水排水面積ha	污水集水面積ha	雨水排水量m <sup>3</sup> /min	污水揚水量m <sup>3</sup> /min	雨水		污水		雨水		污水		稼働年月
											口径	台	口径	台	口径	台	口径	台	
飯室第一中継		○		太田川	1,189		142.7		4.7			200	2			200	2		H25.4
飯室第二中継		○		太田川	519		142.7		4.7			200	2			200	2		H25.4
久地第一中継		○		太田川	943		51.2		2			150	2			150	2		H25.4
久地第二中継		○		太田川	498		56.5		2.2			150	2			200	2		H25.4
魚切中継		○		太田川	400		61.7		1.6			100	2			100	2		H28.7

(2) 流域関連公共下水道（瀬野川処理区）

施設名	合流 雨水	汚水	排水区	処理分区	事業計画								現有ポンプ施設(R6.4.1現在)					
					敷地 面積 m <sup>2</sup>	雨水 排水面積 ha	污水 集水面積 ha	雨水 排水量 m <sup>3</sup> /min	污水 揚水量 m <sup>3</sup> /min	雨水		污水		雨水		污水		稼働 年月
										口径	台	口径	台	口径	台	口径	台	
大正橋	○			青崎第1	200		36.1		18.5			300	2			250	2	S47.4
段原		○	段原		3,250	96.3		590		600	1			600	1			H20.4
東雲		○	東雲		6,270	196.3		1,120		600	2			700	2			S45.4
仁保		○	丹那		1,270	30.9 ※1		155		350	1			350	1			H2.4
青崎		○	青崎		4,840	129.3		916		800	1			800	1			H2.8
大原		○	大原		1,600	35.1		294		500	1			500	1			H8.9
船越		○	船越		7,210	169.6		867		800	1			800	1			S63.8
入川		○	入川		970	16.7		68.4		300	2			300	2			S43.4
小島		○	大浜		1,340	10.6		85		400	1			400	1			H5.7
住吉		○	住吉		1,880	13.3		164		400	1			400	1			H6.7
大磯		○	大磯		2,070	7.9		70.5		600	2							
間所		○	間所		1,870	109.6		605		1100	4			1000	3			S57.4
大州	○		大州 尾長	大州	7,210	554.3 ※2	532.6	1,840	127	900	3	500	4	900	3	350	1	S42.1
										1500	4			1500	4	500	3	
																600	1	

※1 単独分 15.0ha を含む。

※2 府中町の一部 36.5ha を含む。

(3) その他（暫定、特定環境保全公共下水道等）

施設名	雨水	汚水	特環			現有ポンプ施設(R6.4.1現在)			
				雨水排水量 m³/min	汚水揚水量 m³/min	雨水		汚水	
						口径	台	口径	台
大町ポンプ場	○			96		600	2		
友竹ポンプ場	○			25		300	2		
大磯ポンプ場	○			20		300	2		
中野ポンプ場	○			32		350	2		
八木二丁目排水ポンプ所	○			3.6		100	2		
緑井五丁目排水ポンプ所	○			5.4		150	2		
上安二丁目排水ポンプ所	○			30		350	2		
中野東排水ポンプ所	○			42		350	2		
大芝水中ポンプ所	○			1.2 8.48		100 200	1 1		
東白島水中ポンプ所	○			5.4 9		200 250	1 1		
西十日市町水中ポンプ所	○			24		300	2		
東觀音町 No.1 水中ポンプ所	○			17.6		300	2		
小河内町一丁目水中ポンプ所	○			18.6		300	2		
広瀬北町水中ポンプ所	○			24		300	2		
上八丁堀水中ポンプ所	○			17.6		300	2		
大手町 No.1 水中ポンプ所	○			9		250	1		
大手町 No.2 水中ポンプ所	○			18		250	2		
吉島西水中ポンプ所	○			15		250	2		
国泰寺町水中ポンプ所	○			20		250	2		
上幟町水中ポンプ所	○			15		250	2		
中島町水中ポンプ所	○			31.2		350	2		
中広町 No.1 水中ポンプ所	○			16.6		300	2		
中広町 No.2 水中ポンプ所	○			17.2		300	2		
中広町 No.3 水中ポンプ所	○			19		300	2		
中広町 No.4 水中ポンプ所	○			18		300	2		
本川町 No.1 水中ポンプ所	○			16		250	2		
本川町 No.2 水中ポンプ所	○			14		250	2		
舟入本町 No.1 水中ポンプ所	○			12.4		250	2		
舟入本町 No.2 水中ポンプ所	○			10.8		250	2		
舟入本町 No.3 水中ポンプ所	○			9.6		250	2		
舟入南水中ポンプ所	○			16		250	2		
鉄砲町水中ポンプ所	○			18.6		300	2		
三篠町三丁目水中ポンプ所	○			18		300	2		
中広町一丁目水中ポンプ所	○			15.8		300	2		
河原町水中ポンプ所	○			22.2		300	2		
大芝一丁目水中ポンプ所	○			14.8		300	2		
大芝二丁目水中ポンプ所	○			16.2		300	2		
大宮一丁目水中ポンプ所	○			16		300	2		
八丁堀水中ポンプ所	○			14.2		300	2		
井口明神一丁目 No. 2 水中ポンプ所	○			20.8		300	2		
白島九軒町水中ポンプ所	○			2		100	2		
長東西四丁目No.1 排水ポンプ所	○			16.6		300	2		
西蟹屋三丁目水中ポンプ所	○			4.8		150	2		
仁保ポンプ所	○			228		900	2		

施設名	雨水	汚水	特環			現有ポンプ施設(R6.4.1現在)			
				雨水排水量 m³/min	汚水揚水量 m³/min	雨水		汚水	
						口径	台	口径	台
可部南二丁目排水ポンプ所	○			22		300	2		
皆実町四丁目水中ポンプ所	○			5.4		150	2		
丹那ポンプ所	○			180		800	2		
中野一丁目排水ポンプ所	○			36		350	2		
中野東No.2排水ポンプ所	○			35.2		350	2		
横川町二丁目水中ポンプ所	○			12		200	2		
西観音町水中ポンプ所	○			1.6		100	2		
東観音町第2水中ポンプ所	○			10.8		300	2		
宇品西一丁目水中ポンプ所	○			8.6		250	2		
長束四丁目No.2排水ポンプ所	○			14.8		250	2		
三篠町三丁目No.2水中ポンプ所	○			6.2		200	2		
三篠町一丁目水中ポンプ所	○			2.8		150	2		
打越町水中ポンプ所	○			7.4		200	2		
長束五丁目No.1排水ポンプ所	○			14.2		250	2		
長束五丁目No.2排水ポンプ所	○			14.2		250	2		
愛宕町水中ポンプ所	○			6.2		150	2		
八幡1号幹線排水ポンプ所	○			4.0		200	2		
若草水中ポンプ所	○			9.0		200	2		
船越一丁目水中ポンプ所	○			15.0		250	2		
羽衣町水中ポンプ所	○			3.2		150	2		
中山東一丁目水中ポンプ所	○			8.0		200	2		
江波西一丁目排水ポンプ所	○			31.2		400	2		
吉島西三丁目水中ポンプ所	○			5.2		150	2		
戸坂千足マンホールポンプ		○		0.071				50	2
戸坂千足二丁目マンホールポンプ		○		0.168				65	2
馬木九丁目 No.1 マンホールポンプ		○		0.16				65	2
己斐上一丁目 No.1 マンホールポンプ		○		0.34				65	2
己斐上一丁目 No.2 マンホールポンプ		○		0.159				50	2
己斐上五丁目マンホールポンプ		○		0.159				65	2
己斐東一丁目マンホールポンプ		○		0.16				50	2
三滝本町二丁目マンホールポンプ		○		0.2				50	2
田方一丁目 No.3 マンホールポンプ		○		0.162				50	2
口田南七丁目マンホールポンプ		○		0.505				80	2
口田南七丁目 No.2 マンホールポンプ		○		0.15				50	2
口田南六丁目マンホールポンプ		○		0.26				65	2
伴天神マンホールポンプ		○		0.35				65	2
落合南三丁目マンホールポンプ		○		0.11				50	2
落合南七丁目 No.1 マンホールポンプ		○		0.78				80	2
落合南七丁目 No.2 マンホールポンプ		○		0.61				65	2
落合南七丁目 No.3 マンホールポンプ		○		0.398				65	2
落合南七丁目 No.4 マンホールポンプ		○		0.159				65	2
亀山一丁目マンホールポンプ		○		0.66				80	2
可部町中島マンホールポンプ		○		0.435				80	2
可部六丁目マンホールポンプ		○		0.27				50	2
深川四丁目 No.1 マンホールポンプ		○		0.195				65	2
深川四丁目 No.2 マンホールポンプ		○		0.306				50	2
深川四丁目 No.3 マンホールポンプ		○		0.2				65	2
上町屋 No.1 マンホールポンプ		○		0.16				65	2

施設名	雨水	汚水	特環			現有ポンプ施設(R6.4.1現在)				
				雨水排水量 m³/min	汚水揚水量 m³/min	雨水		汚水		備考
						口径	台	口径	台	
上町屋 No.2 マンホールポンプ		○			0.18			65	2	
屋代一丁目マンホールポンプ		○			0.56			80	2	
大塚東 No.1 マンホールポンプ		○			0.29			80	2	
大塚東 No.2 マンホールポンプ		○			0.29			80	2	
温品三丁目マンホールポンプ		○			0.63			80	2	
上温品一丁目マンホールポンプ		○			0.5			65	2	
上温品四丁目マンホールポンプ		○			0.28			80	2	1台運転
矢野東七丁目マンホールポンプ		○			0.32			65	2	
西本浦マンホールポンプ		○			0.16			50	2	1台運転
本浦マンホールポンプ		○			0.07			50	2	1台運転
畠賀二丁目第1マンホールポンプ		○			0.36			65	2	
畠賀二丁目第2マンホールポンプ		○			0.4			65	2	
寺屋敷中継ポンプ場		○			1.25			100	2	
寺屋敷中継(マンホールポンプ)		○			0.4			65	2	
船越二丁目マンホールポンプ		○			0.159			65	2	
相田一丁目マンホールポンプ		○			0.34			65	2	
寺屋敷マンホールポンプ		○			0.054			65	2	
牛田南一丁目マンホールポンプ		○			0.06			50	2	
戸坂新町一丁目マンホールポンプ		○			0.18			50	2	
戸坂新町三丁目マンホールポンプ		○			0.16			50	2	
龜山九丁目 No.1 マンホールポンプ		○			0.16			65	2	
龜山九丁目 No.2 マンホールポンプ		○			0.071			50	2	
狩留家マンホールポンプ		○			0.21			65	2	
道原橋マンホールポンプ			○		0.294			80	2	
湯の山橋マンホールポンプ			○		0.265			65	2	
処理場前マンホールポンプ			○		0.822			80	2	
役場前マンホールポンプ			○		0.798			80	2	
水内大橋マンホールポンプ			○		0.265			65	2	
伏谷橋マンホールポンプ			○		0.265			65	2	
石が谷峡橋マンホールポンプ			○		0.588			80	2	
菅田橋マンホールポンプ			○		0.546			65	2	
志割マンホールポンプ			○		0.265			65	2	
中組橋マンホールポンプ			○		0.265			65	2	
釣堀マンホールポンプ			○		0.071			50	2	
下伏橋マンホールポンプ			○		0.265			65	2	
堂久保橋マンホールポンプ			○		0.265			65	2	
伏谷字横原マンホールポンプ			○		0.2			65	2	
岩清水神社前マンホールポンプ			○		0.2			65	2	
一ツ家橋マンホールポンプ			○		0.2			65	2	
湯東西公民館横第1マンホールポンプ			○		0.48			80	2	
湯東西公民館横第2マンホールポンプ			○		0.12			65	2	
湯来温泉橋マンホールポンプ			○		0.354			80	2	
日入谷橋マンホールポンプ			○		0.2			65	2	
清水橋マンホールポンプ			○		0.265			65	2	
下湯戸マンホールポンプ			○		0.3			65	2	
桐原マンホールポンプ			○		0.151			65	2	
南が丘マンホールポンプ			○		0.216			65	2	
上瀬野マンホールポンプ			○		0.16			65	2	

## 5 水資源再生センターの現況（特定環境保全公共下水道を含む）

### (1) 現況

(令和6年4月1日現在)

施設名		千田水資源再生センター		江波水資源再生センター	旭町水資源再生センター	西部水資源再生センター	東部浄化センター	和田水資源再生センター
		東系	西系					
所在地		中区南千田東町7番1号	中区南千田西町11番3号	中区江波西一丁目15番54号	南区宇品東四丁目2番27号	西区扇一丁目1番1号(東系) 西区扇二丁目1番(西系)	南区向洋沖町1番1号	佐伯区湯来町大字和田293
敷地面積 (m <sup>2</sup> )	事業計画	86,530		40,200	16,610	262,600	306,800	2,910
処理面積 (ha)	事業計画	513		729	901	11,604	4,956	46
処理人口 (人)	事業計画	52,180		98,060	78,810	696,080	300,360	570
処理能力	晴天時 最大 (m <sup>3</sup> /日)	事業計画	55,600		54,000	50,400	371,800	156,710
			13,200	42,400				490
	現 在		68,800		54,000	56,700	307,200	148,380
			26,400	42,400				900
	雨天時 最大 (m <sup>3</sup> /日)	事業計画	289,500		273,700	315,500		
			111,500	178,000				
排除方式		合 流 式		合 流 式	合流式(一部分流式)	分 流 式	分 流 式	分 流 式
処理方式	水処理	活性汚泥法		活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法+急速ろ過法 凝聚剤併用型循環式硝化脱窒法 +急速ろ過法	活性汚泥法+急速ろ過法 凝聚剤併用型循環式硝化脱窒法 +急速ろ過法	単槽式嫌気好気活性汚泥法
	汚泥処理	重力濃縮 ↓ 脱水 ↓ コンポスト化・セメント化		重力濃縮 ↓ 脱水 ↓ コンポスト化・セメント化	重力濃縮 ↓ 脱水 ↓ コンポスト化・セメント化			
放流水域		京 橋 川		天 満 川	海 田 湾	広 島 湾	海 田 湾	上 道 原 川
稼働年月日		昭和36年4月(簡易処理) 昭和44年7月(高級処理)	昭和59年12月(高級処理)	昭和47年4月(簡易処理) 昭和49年11月(高級処理)	昭和52年10月(高級処理)	昭和56年10月(高級処理)	昭和63年10月(高級処理) 平成18年4月(高度処理)	平成14年4月
備 考							太田川流域下水道 広島県が管理	特定環境保全公共下水道

(2) 施設概要

ア 千田水資源再生センター（東系）

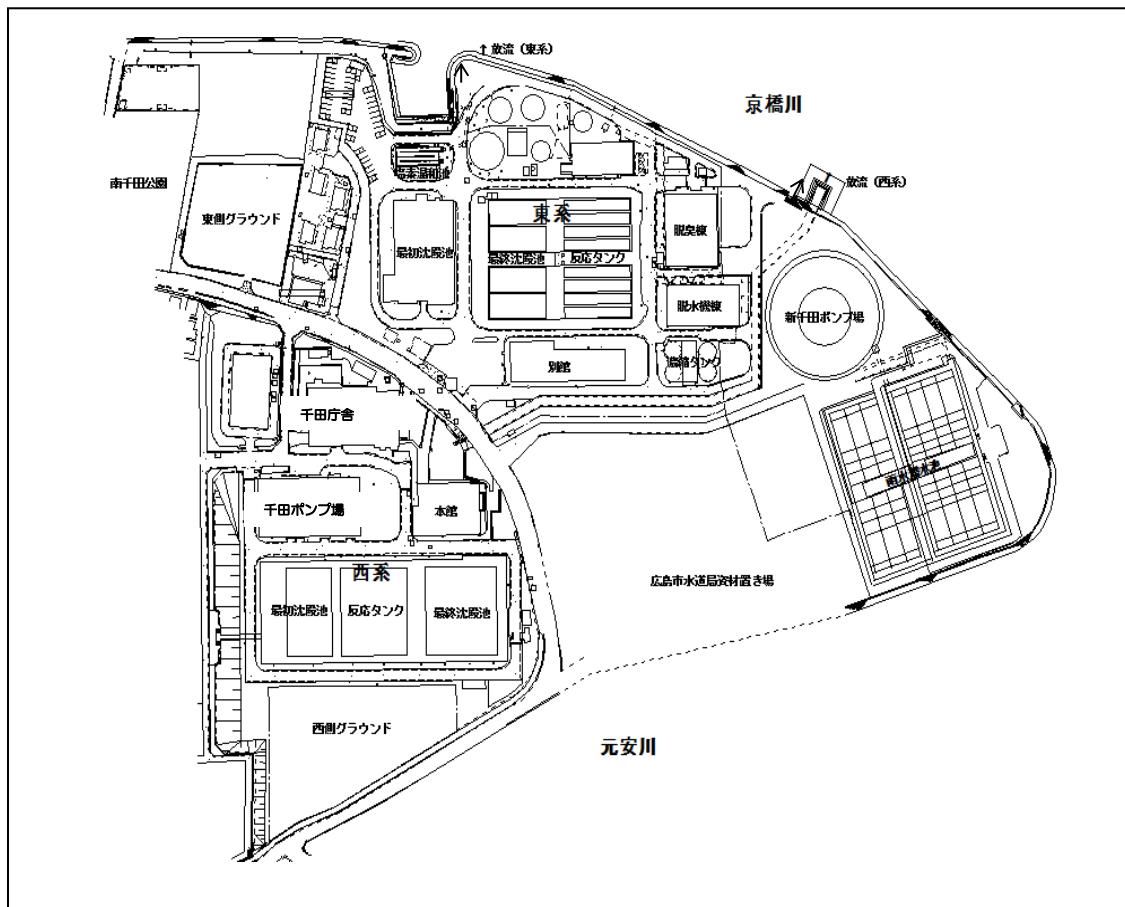
施設名	数	形 状・寸 法	設 備 内 容・能 力
ポンプ室	1 棟	RC構造 11.05m×25.8m×高さ 11.5m	H28 年度廃止
沈砂池上屋	1 棟	RC構造 35.5m×26.5m×高さ 12.5m	H28 年度廃止
最初沈殿池棟	1 棟	RC構造 2階建 36.0m×48.0 m×高さ 14.9 m	脱臭機（苛性ソーダ洗浄活性炭吸着式） 処理量 130 m <sup>3</sup> /分/基 電磁流量計 φ1000 1台（棟外設置） φ900 1台 φ600 1台
最初沈殿池	8 池	矩形一平行流式 幅 5.6 m×長さ 21.2m× ×有効水深 3.5m FRP 覆がい	水面積 950 m <sup>2</sup> 容 積 3,320 m <sup>3</sup> 沈殿時間 3.0 時間 水面積負荷 28 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /日 越流負荷 136 m <sup>3</sup> /m/日 汚泥かき寄せ機（チェーンフライト式 2連1駆動） 4 基 初沈汚泥ポンプ φ100×1.0 m <sup>3</sup> /分×8m×5.5kW 2 台
反 応 タ ン ク	4 池	片側旋回流散気板式 幅 6.0m×長さ 70.0m ×有効水深 4.0m FRP 覆がい	処理方式 標準活性汚泥法 容 積 6,720 m <sup>3</sup> エアレーション時間 6.2 時間 汚泥日令 5.1 日 BOD 負荷 0.26kgBOD/kgss/日 汚泥返送比 25% (最大 50%)
最終沈殿池	4 池	長方形平行流式 幅 12.3m×長さ 32.0m ×有効水深 3.0m	容 積 4,720 m <sup>3</sup> 沈殿時間 4.3 時間 水面積負荷 17 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /日 越流負荷 82 m <sup>3</sup> /m/日 汚泥かき寄せ機（チェーンフライト式 1連1駆動） 12 基 余剰汚泥ポンプ 2 台 φ100×1.0 m <sup>3</sup> /分×8m×3.7kW 返送汚泥ポンプ（回転数制御） 3 台 φ250×8.0 m <sup>3</sup> /分×8m×22kW
塩素混和池	1 池	幅 2.0m×長さ 90.0m ×有効水深 2.3m	接触時間 22.8 分 次亜塩素酸ソーダタンク 9 m <sup>3</sup> /槽 2 槽 一軸ねじ式ポンプ 2.1 トッソ/分/台 3 台
砂ろ過設備	3 基	移床上向流式 内径 2.0m×全高 4.75m	移床上向流式連続砂ろ過器 3 基 処理水量 25 m <sup>3</sup> /時/基 ろ過面積 3.0 m <sup>2</sup> /基
別 館	1 棟	RC構造 地上 2階建 地下 1階建	プロワ（6段ターボ） 4 台 φ250×60 m <sup>3</sup> /分×5,800 mm Aq×110kW

イ 千田水資源再生センター（西系）

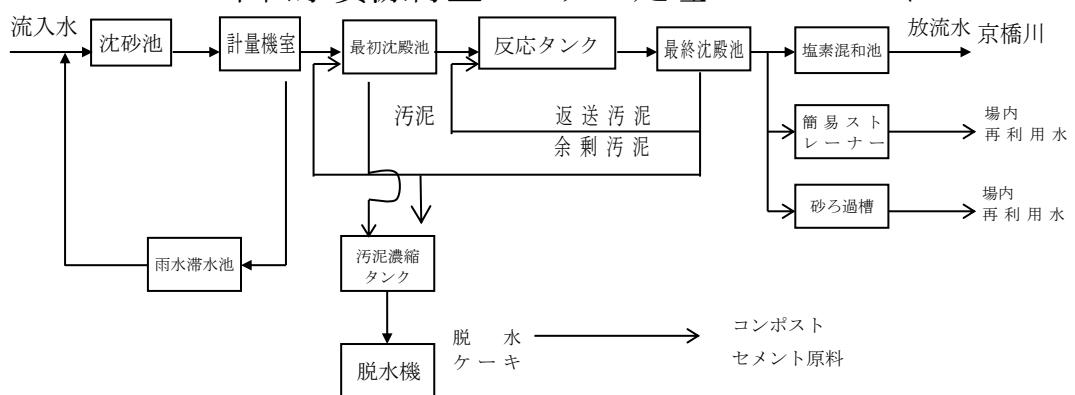
施設名	数	形 状 ・ 尺 法	設 備 内 容 ・ 能 力
ポンプ棟	1棟	RC構造 53.0m×27.0m×高さ 15.0m	沈砂搔揚機(埋没防止型) Vパケット付ダブルチェーン式 2基
汚水沈砂池	2池	幅 3.1m×長さ 18.0m×深さ 5.5m	自動除じん機 ダブルチェーン式前面搔揚型 バースクリーン 目幅 25 mm 2基
			汚水ポンプ(立軸渦巻ポンプ) Φ 450×25 m³/分×12m×75kW 3台 Φ 700×70 m³/分×12m×200kW 2台 Φ 700×63 m³/分×12m×185kW 1台 プロワ(高速軸浮上式ターボ) 3台 Φ 250×Φ 200×70 m³/分×60kPa
計量機室	1棟	RC構造 建 18.0m×14.0m×高さ 9.0m	電磁流量計 Φ 1,000 1台 Φ 700 1台
機械棟	1棟	RC構造 131.0m×48.0m×高さ 30.0m	水容積 1,280 m³ 容積 4,480 m³
最初沈殿池	8池	長方形平行流式 幅 5.6m×長さ 28.6m ×有効水深 3.5m FRP覆がい	沈殿時間 2.6時間 水面積負荷 33 m³/m²/日 越流負荷 174 m³/m/日 汚泥かき寄せ機(チェーンフライト式2連1駆動) 4基 初沈汚泥ポンプ(横軸無閉塞渦巻ポンプ) Φ 100×1.0 m³/分×15m×7.5kw 2台 スカム分離機(ドラム回転式) 1基 処理量 138 m³/時 目幅 3mm
反応タンク	4池	低圧損型メンブレン式散気装置 硝化対応型旋回流式 幅 5.6m×長さ 77.2m ×有効水深 6.2m FRP覆がい	処理方式 標準活性汚泥法 容積 10,720 m³ エアレーション時間 6.2時間 汚泥日令 5.1日 BOD負荷 0.26kgBOD/kgss・日 汚泥返送比 25% (最大 50%)
最終沈殿池	8池	長方形平行流式 幅 5.6m×長さ 42.6m ×有効水深 3.0m	容積 5,720 m³ 沈殿時間 3.3時間 水面積負荷 22 m³/m²/日 越流負荷 131 m³/m/日 汚泥かき寄せ機(チェーンフライト式2連1駆動) 4基 余剰汚泥ポンプ(横軸無閉塞渦巻ポンプ) Φ 100×1.0 m³/分×14m×7.5kw 2台 返送汚泥ポンプ(横軸無閉塞渦巻ポンプ) Φ 250×4.3 m³/分×3.5m×7.5kw 2台
			脱臭機(苛性ソーダ洗浄+活性炭吸着式) 処理量 450 m³/分/基 1基 特高受電設備 最大電力 2,690kW 受電電圧 22,000V 変圧器 3,000kVA 2台 非常用予備発電装置 発電電圧 6,600V 発電機 1,500kVA 2台 ディーゼル機関 1,800ps 2台 交流無停電電源装置 サイリスタインバータ式 蓄電池 54セル 1式

施設名	数	形 状・寸 法	設 備 内 容・能 力
汚泥濃縮棟	1 棟	RC 構造 建 18.9m×7.0m×高さ 8.3m 汚泥濃縮タンク 径 9.2m×有効水深 3.5m 円形放射流式 RC 覆がい	滞留時間 13.0 時間 固形物負荷 60.8 kg/m <sup>2</sup> /日 汚泥かき寄せ機（中央駆動型） 4 基 濃縮汚泥ポンプ（横軸無閉塞渦巻ポンプ） 3 台 φ 100×1.0 m <sup>3</sup> /分×5.0m3.7kW 自動スクリーン（ドラム回転式） 2 基 処理量 138 m <sup>3</sup> /時/基 目幅 4 mm
脱水機棟	1 棟	RC 構造 建 38.0m×19.0m×高さ 11.0m	ベルトプレス式脱水機 3 基 凝集剤 高分子凝集剤 ろ過速度 130kgd <sup>s</sup> /m <sup>2</sup> /時 ろ布幅 3m/基 ポリ鉄注入設備 1 基
脱臭棟	1 棟	RC 構造 3 階建 34.0m×26.0m×高さ 20.0m	脱水ケーキホッパ 23 m <sup>3</sup> /基 2 基 脱臭設備（生物脱臭+活性炭吸着塔） 1 基 処理量 210 m <sup>3</sup> /分
管理本館	1 棟	RC 構造 地上 4 階地下 2 階 35.0m×24.0m×高さ 28.0m	中央管理室 事務室 会議室 水質試験室 空調機械室 塩素混和池
砂ろ過設備	2 基	移動床式上向流連続式 内径 2.3m×高さ 3.0m	移動床式上向流連続式砂ろ過器 2 基 ろ過速度 200m <sup>3</sup> /日/基 ろ過面積 4.0 m <sup>2</sup> /基 原水量 33.4 m <sup>3</sup> /基
塩素混和池	1 池	幅 2.6m×長さ 73.8m ×有効水深 3.8m	接触時間 25.1 分 次亜塩素酸ソーダタンク 8 m <sup>3</sup> /槽 3 槽 一軸ねじ式ポンプ 2.65 t/s/分/台 3 台
附属施設	1 式		(東系) 会議室 鉄骨造平屋建 168 m <sup>2</sup> 1 棟 テニスコート（夜間照明設備付） 1 面 東側グランド（夜間照明設備付） 1 面 (西系) 屋上スポーツ広場（夜間照明設備付） テニスコート 5 面 (バレーボール併用) (2 面) 管理事務所 134 m <sup>2</sup> 1 棟 西側グランド（夜間照明設備付） 1 面
雨水滯水池棟	1 棟	RC 構造 38.6m×87.0m×高さ 6.5m	
雨水滯水池	14 池	RC 構造 幅 7.5~10.0m×長さ 36.3m ×有効水深 5.8m	容 積 24,600 m <sup>3</sup> 返送ポンプ（横軸渦巻斜流ポンプ） 2 台 φ 200×3.0 m <sup>3</sup> /分/6.0m×11kW 洗净設備 1 式 電動ゲート 14 基 電気設備 1 式 脱臭機（活性炭吸着式） 1 基 処理量 250 m <sup>3</sup> /分/基

## 千田水資源再生センター平面図



## 千田水資源再生センター処理フローシート

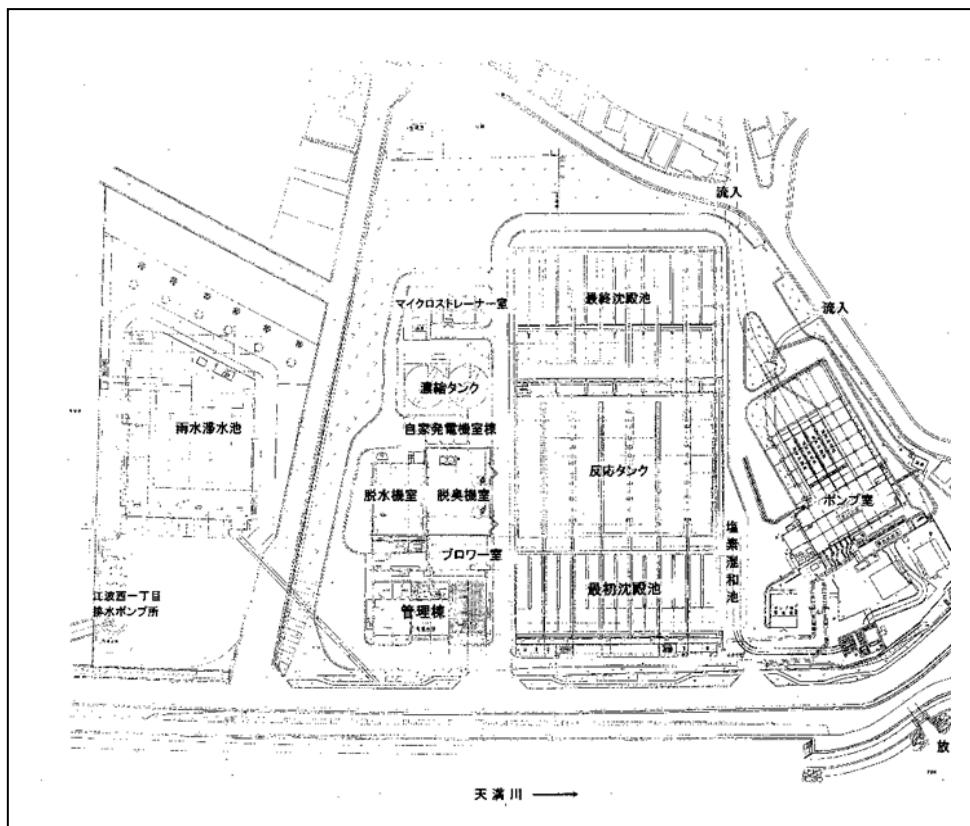


ウ 江波水資源再生センター

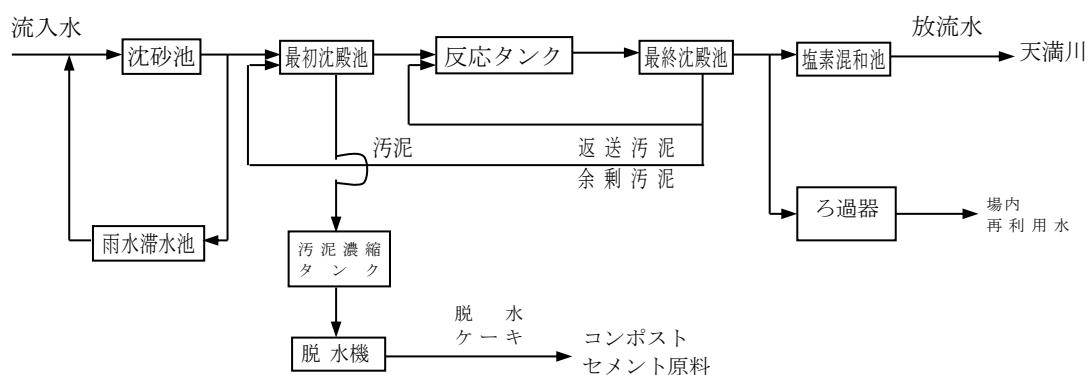
施設名	数	形 状・寸 法	設 備 内 容・能 力
沈砂池	4池	幅 3.4m×長さ 15.0m×深さ 5.2m 沈砂地上家 RC構造	沈砂搔揚機 4基 揚砂ポンプ式 自動除じん機 4基 間欠式単一レーキ型 バースクリーン 汚水用 目幅 25 mm 2基 雨水用 目幅 40 mm 2基 脱臭機(活性炭吸着法) 1基 処理量 110 m <sup>3</sup> /分/基
ポンプ室	1棟	RC構造	汚水ポンプ(立軸斜流ポンプ) $\phi 500 \times 30 \text{ m}^3/\text{分} \times 11.5\text{m} \times 90\text{kW}$ 2台 $\phi 600 \times 48 \text{ m}^3/\text{分} \times 11.5\text{m} \times 132\text{kW}$ 2台 $\phi 600 \times 45 \text{ m}^3/\text{分} \times 11.5\text{m} \times 132\text{kW}$ 2台 雨水ポンプ(立軸斜流ポンプ) $\phi 1,000 \times 141 \text{ m}^3/\text{分} \times 6.5\text{m} \times 320\text{ps}$ 1台 $\phi 900 \times 138 \text{ m}^3/\text{分} \times 7.0\text{m} \times 250\text{kW}$ 1台 $\phi 900 \times 138 \text{ m}^3/\text{分} \times 6.5\text{m} \times 326\text{ps}$ (240 kW) 3台
最初沈殿池	7池	長方形平行流式 幅 9.5m×長さ 28.0m ×有効水深 3.1m PC板覆がい	水面積 1,862 m <sup>2</sup> 容 積 5,722 m <sup>3</sup> 沈殿時間 2.70 時間 水面積負荷 27.6 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /日 越流負荷 250 m <sup>3</sup> /m/日 汚泥かき寄せ機(チェーンフライ特式 2連 1駆動) 7基 初沈汚泥ポンプ(横軸片吸込渦巻ポンプ) 2台 $\phi 150 \times 2.0 \text{ m}^3/\text{分} \times 17\text{m} \times 15\text{kW}$
反応タンク	7池	硝化対応型全面曝気式 (低圧損型メンブレンパイプ式) 幅 9.5m×長さ 47.0m ×有効水深 5.0m FRP覆がい	処理方式 標準活性汚泥法 容 積 15,628 m <sup>3</sup> エアレーション時間 7.3 時間 汚泥日令 2.4 日 BOD負荷 0.26kgBOD/kgss・日 汚泥返送比 25% (最大 50%) 脱臭塔(活性炭吸着式) 処理量 179 m <sup>3</sup> /分/台 (水処理系) 2基 22 m <sup>3</sup> /分/台 (汚泥濃縮槽系) 1基
最終沈殿池	7池	長方形平行流式 幅 9.5m×長さ 43.0m ×有効水深 3.4m	容 積 9,724 m <sup>3</sup> 沈殿時間 4.54 時間 水面積負荷 18.0 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /日 越流負荷 150 m <sup>3</sup> /m/日 汚泥かき寄せ機(チェーンフライ特式 2連 1駆動) 7基 余剰汚泥ポンプ(横軸片吸込渦巻ポンプ) 2台 $\phi 100 \times 1.2 \text{ m}^3/\text{分} \times 7\text{m} \times 3.7\text{kW}$ 返送汚泥ポンプ(横軸片吸込渦巻ポンプ) 8台 $\phi 200 \times 6.3 \text{ m}^3/\text{分} \times 11\text{m} \times 11\text{kW}$
マイクロストレーナー棟	1棟	RC構造 地上 1階地下 1階	ろ過器(回転ドラム式) 処理量 2,400 m <sup>3</sup> /日/基 2基
塩素混和池	2池	RC構造 幅 2.0m×長さ 100.0m ×有効水深 2.8m 幅 2.0m×長さ 90.0m ×有効水深 2.8m	接触時間 29.8 分 次亜塩素酸ソーダタンク $10 \text{ m}^3/\text{槽}$ 2槽 次亜塩素酸ソーダ注入機 2台 $6.7 \frac{\text{t}}{\text{年}}/\text{分}/\text{台}$
汚泥濃縮槽	2槽	円形放射流式 径 14.0m ×有効水深 3.1m FRP覆がい	滞留時間 18.0 時間 固形物負荷 41.2kg/m <sup>2</sup> /日 汚泥かき寄せ機(中央駆動型) 2基 濃縮汚泥ポンプ(無閉塞渦巻ポンプ) 2台 $\phi 100 \times 1.5 \text{ m}^3/\text{分} \times 15\text{m} \times 11\text{kW}$

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
機械棟 脱水機室 薬注室 プロワ室	1棟	RC構造建	圧入式スクリュープレス脱水機 3基 凝集剤 高分子凝集剤 ろ過速度 318kgds／時 スクリーン径 φ700 汚泥供給ポンプ（一軸ネジ式） 3台 φ100×5.3～15.9m <sup>3</sup> ／時×16m×5.5kW 高分子供給ポンプ（一軸ネジ式） 3台 φ50×13～400／分×20m×1.5kW 脱水ケーキ移送ポンプ（一軸ネジ式） 3台 φ150×0.5～1.8m <sup>3</sup> ／時×16m×7.5kW ケーキホッパ 2基 搔き寄せ式サイロ 容量 17 m <sup>3</sup> ／基 プロワ（高速軸浮上式） 3台 φ300×80 m <sup>3</sup> ／分×60kPa×120kVA
自家発電機室棟 発電機室	1棟	RC構造建 3階	非常用予備発電装置 1式 発電電圧 6,600V 発電機 1,250kVA 2台 ガスタービン 1,177kw(1,600ps) 2台
機械棟 汚泥処理系 (脱臭設備)	1棟	RC構造建 3階	脱臭機（角型充填式生物脱臭） 1基 處理風量 120 m <sup>3</sup> ／分 脱臭機（活性炭吸着塔） 汚泥貯留槽 1基 處理風量 120 m <sup>3</sup> ／分
管理本館	1棟	RC構造建 2階	中央管理室 事務室 会議室 水質試験室 電気室 高压受電設備 1式 最大電力 1,510kW 受電電圧 6,600V 変圧器 750kVA 2台 500kVA 2台 100kVA 2台 交流無停電電源装置 1式 サイリスタインバータ式 蓄電池 54セル
附属施設	1式		屋上広場 運動広場 1面 テニスコート 1面 休憩コーナー 4か所 会議室（鉄骨造2階建） 1棟
雨水滞水池棟	1棟	RC構造 44.0m×62.5m×高さ 17.1m	
雨水滞水池	6池	RC構造 幅 7.0～7.25m × 長さ 45.8～49.5m × 有効水深 8.85m	容 積 15,800 m <sup>3</sup> 返送ポンプ（吸込スクリュー付渦巻ポンプ） 2台 φ300×10.5 m <sup>3</sup> ／分／14.0m×45kW 洗浄設備 電動ゲート 8基 電気設備 脱臭設備（活性炭吸着式） 1式 處理量 180 m <sup>3</sup> ／分／基

## 江波水資源再生センター平面図



## 江波水資源再生センター処理フローシート



工 旭町水資源再生センター

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
水処理棟	1棟	R C構造 地上1階地下2階 75m×137m×高さ9m	
ブリエアレーションタンク	2水路	長方形式 幅2.45m×長さ72m×水深5.0m FRP覆がい	容量 1,757 m <sup>3</sup> エアレーション時間 44.8分
最初沈殿池	上層 9池	長方形平行流式2階層 上層 幅5.9m×長さ23.15m ×有効水深4.6m 下層 幅5.9m×長さ28.15m ×有効水深4.6m FRP覆がい	水面積 2,724 m <sup>2</sup> 容量 12,531 m <sup>3</sup> 沈殿時間 3.0時間 水面積負荷 40.0 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /日 越流負荷 250 m <sup>3</sup> /m/日 汚泥かき寄せ機(チェーンフライト式2連1駆動) 12基 汚泥かき寄せ機(チェーンレス式2階層型) 6基 初沈汚泥ポンプ(横軸無閉塞渦巻ポンプ) Φ100×0.9 m <sup>3</sup> /分×5m×3.7kW 2台 Φ150×1.7 m <sup>3</sup> /分×10m×11.0kW 2台 スカム分離機(回転スクリーン式) 2台 処理量 96 m <sup>3</sup> /時/台 目幅3mm
反応タンク	9池	片側旋回流散気管式 幅6.2m×長さ60m ×有効水深5.0m FRP覆がい	処理方式 標準活性汚泥法 容量 16,740 m <sup>3</sup> エアレーション時間 7.1時間 汚泥日令 3.3日 BOD負荷 0.27kgBOD/kgss・日 汚泥返送比 25% (最大50%)
最終沈殿池	9池	長方形平行流式 幅11.8m×長さ31.5m ×有効水深3.0m FRP覆がい	容積 10,036 m <sup>3</sup> 沈殿時間 3.5時間 水面積負荷 25 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /日 越流負荷 150 m <sup>3</sup> /m/日 汚泥かき寄せ機(チェーンフライト式2連1駆動) 18基 余剰汚泥ポンプ(横軸無閉塞渦巻ポンプ) Φ100×1.3 m <sup>3</sup> /分×10m×5.5kW 2台 Φ100×1.4 m <sup>3</sup> /分×10m×7.5kW 2台 返送汚泥ポンプ(横軸無閉塞渦巻ポンプ) Φ200×4.3 m <sup>3</sup> /分×6m×7.5kW 4台 Φ200×5.8 m <sup>3</sup> /分×16m×37kW 3台
塩素混和池	2池	幅1.4m×長さ74m ×有効水深4.0m	接触時間 21.5分 次亜塩素酸ソーダタンク 10 m <sup>3</sup> /槽 注入ポンプ(一軸ネジ式) 3.8 l/s/分/台 3台 7.5 l/s/分/台 3台
管理棟	1棟	R C構造 地上2階建 32.0m×20.0m×高さ10.0m	中央管理室、事務室、会議室、水質試験室、通信機械室、倉庫 電気室 高压受電設備 1式 最大電力 870kW 受電電圧 6,600V 変圧器 1,000kVA 2台 750kVA 2台  交流無停電電源装置 1式 サイリスタインバータ式 蓄電池 54セル
マイクロストレーナー棟	1棟	R C構造 地上1階地下2階 20.0m×12.0m×高さ8.0m	マイクロストレーナ(回転ドラム式) 2基 処理量 8,000 m <sup>3</sup> /日/基

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
脱水機棟	1棟	RC構造 地上4階建 地下2階建 28.0m×24.0m×高さ32.0m	ベルトプレス式脱水機 2基 凝集剤 高分子凝集剤 ろ過速度 150kgd <sub>s</sub> /m <sup>2</sup> /時 ろ布幅 2.5m/基
汚泥濃縮槽	3槽	円形放射流式 径11.0m×有効水深3.5m	滞留時間 17.9時間 固体物負荷 47.1kg/m <sup>2</sup> /日 汚泥かき寄せ機(中央駆動型) 3基 汚泥供給ポンプ 3台 φ100×0.32m <sup>3</sup> /分×7.5kW 濃縮汚泥ポンプ 2台 φ125×0.4m <sup>3</sup> /分×5.5kW 自動スクリーン(ドラム回転式) 1基 処理量 3.0m <sup>3</sup> /分 目幅5mm
			脱臭機(薬剤洗浄+活性炭吸着式) 1基 処理量 130m <sup>3</sup> /分/基
焼却炉棟	1棟	RC構造 地上4階建 31.0m×28.0m×高さ32.0m 9段堅型多段炉 (抑制燃焼式) φ4.35m×高さ9.3m	焼却能力 50t/日/基 1基 冷却塔(スプレー式) φ1.6m×高さ6.0m 吸収塔(立型充てん層式) 1基 φ0.7m×高さ12.0m 電気集じん機(湿式垂直下向流式) 1基 処理ガス量 4,800m <sup>3</sup> /時 熱交換器(多管式) 1基 再加熱炉(横型円筒式) 1基 脱水ケーキホッパ 12m <sup>3</sup> /基 1基 灰ホッパ 18m <sup>3</sup> /基 1基 加湿コンベア(フライト式) 1基
機械棟	1棟	RC構造 地上2階建 32.0m×40.0m×高さ10.0m	脱臭機室 脱臭機(活性炭式) 2基 処理量 225m <sup>3</sup> /分/基 プロワ室 プロワ(多段ターボ) φ400×160m <sup>3</sup> /分×6,500mmAq×280kW 3台 φ150×12m <sup>3</sup> /分×7,150mmAq×37kW 2台 補機室
自家発電機室棟	1棟	RC構造 地上1階建 15.2m×12.0m×高さ10.0m	発電機室 非常用予備発電装置 1式 発電電圧 6,600V 発電機 1,500kVA 1台 ガスタービン 1,397kW 1台

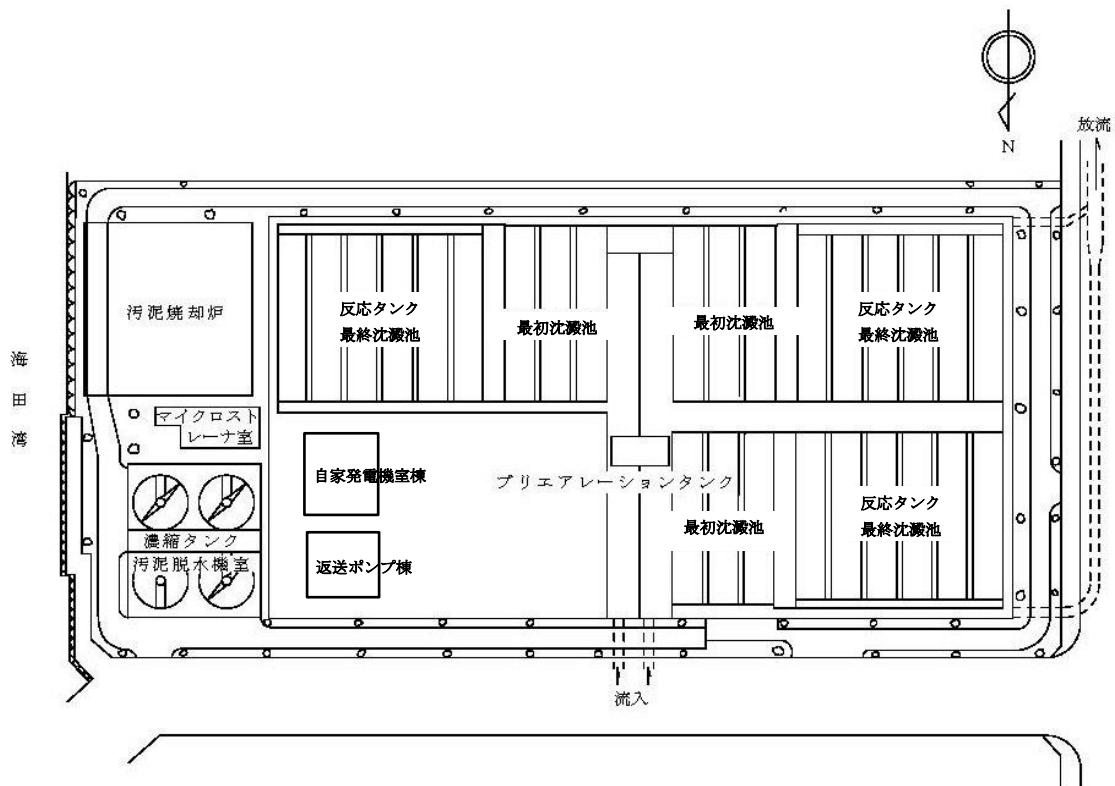
才 宇品雨水滞水池（場所 南区宇品神田五丁目）

施設名	数	形 状 ・ 尺 法	設 備 内 容 ・ 能 力
雨水滞水池棟	1 棟	RC構造 30.0m×52.0m×高さ 14.9m	
雨水滞水池	4 池	RC構造 幅 7.0m×長さ 35.5m ×有効水深 8.0m	容 積 5,100 m <sup>3</sup> 返送ポンプ (横軸渦巻斜流ポンプ) φ 200×3.3 m <sup>3</sup> /分×5.0m×5.5kW 2 台 洗净設備 1 式 電動ゲート 6 基 電気設備 1 式 脱臭機 (活性炭吸着式) 1 基 處理量 78 m <sup>3</sup> /分/基

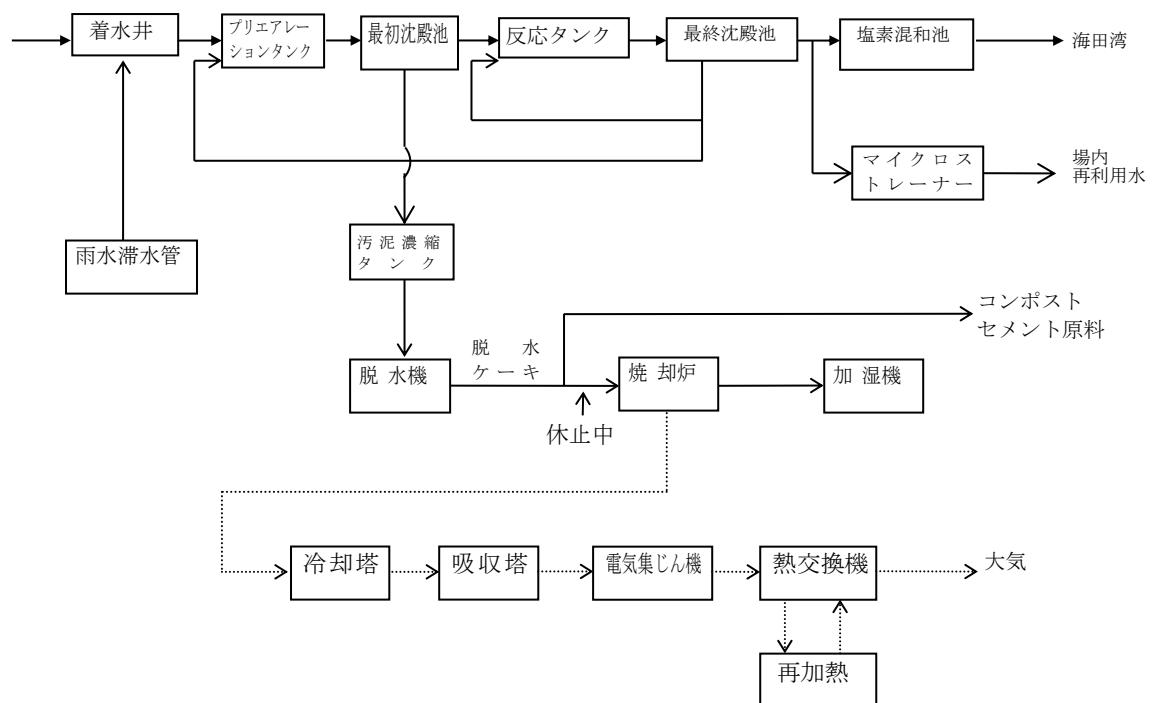
力 旭町雨水滞水管（場所 南区旭三丁目～宇品東四丁目）

施設名	数	形 状 ・ 尺 法	設 備 内 容 ・ 能 力
旭町雨水滞水管	1 本	RC構造 内径 3.5m×延長 492m	有効容積 4,700 m <sup>3</sup>
スクリーン棟	1 棟	RC構造 地上 1 階 地下 1 階 池寸法 幅 2.5m×深さ 5.9m×2 池	流入ゲート 1 門 鋳鉄製スライドゲート (電動スピンドル式) 幅 0.8m×高 1.2m 流入ゲート 1 門 鋳鉄製スライドゲート (電動スピンドル式) 幅 2.5 m×高 2.0m 自動除じん機 2 基 連続式前面搔揚型 バースクリーン 目幅 25 mm しさ搬出機 1 基 水平ベルトコンベヤ 幅 600mm×機長 10.2m 傾斜しさ搬出機 1 基 急傾斜ベルトコンベヤ 幅 900mm×機長 19.7m しさホッパ 1 基 鋼板製角形電動カットゲート式 2 m <sup>3</sup> フラッシュゲート 1 門 鋳鉄製スライドゲート (電動スピンドル式) 幅 1.8m×高 1.8m 脱臭機(活性炭吸着法) 1 基 處理量 210 m <sup>3</sup> /分
返送ポンプ棟	1 棟	RC構造 地上 2 階 地下 3 階	返送ポンプ 3 台 横軸吸込スクリュー付渦巻ポンプ φ 250×5.8 m <sup>3</sup> /分×25.5m×55kw×3 φ 400V 脱臭機(活性炭吸着法) 1 基 處理量 240 m <sup>3</sup> /分

## 旭町水資源再生センター平面図



## 旭町水資源再生センター処理フローシート



力 西部水資源再生センター

(ア) 西部水資源再生センター東系・西系共通施設

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
管理棟	1棟	R C構造 地上4階+塔屋3階 地下3階 27.0m×47.95m×19.7m + 10.0m × 11.85m × 12.05m	中央監視室 C R T監視装置 1式 遠方監視制御装置 1式 交流無停電電源装置 1式 事務室 会議室 水質試験室 展望室
ポンプ棟	1棟	R C構造 地上4階 地下4階 22.35m×47.95m×28.0m	非常用発電機設備 発電電圧 6,600V 発電機(同期) 1,500kVA 1台 ディーゼル機関 2,000PS 1台 発電機(同期) 3,000kVA 1台 ディーゼル機関 3,500PS 1台 発電機(同期) 3,125kVA 1台 ディーゼル機関 3,600PS 1台
沈砂池	4池	幅3.0m×長さ22.0m ×有効水深1.8m F R P覆がい+RC覆がい	水面積 264 m <sup>2</sup> 水面積負荷 1,616 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 滞留時間 95.7秒 沈降時間 85.7秒 粗目自動除じん機 4基 間欠式前面搔揚型 バースクリーン 目幅75mm 沈砂搔揚機 4基 Vバケット付ダブルチェーン式 細目自動除塵機 4基 レーキ付ダブルチェーン式前面搔揚型 バースクリーン 目幅25mm
脱臭設備	1式		脱臭塔(活性炭吸着式) 沈砂池 2基 処理量 175 m <sup>3</sup> /分・基
汚水ポンプ設備	1式		汚水ポンプ(2床式立軸渦巻斜流ポンプ) φ900×φ800×96.3 m <sup>3</sup> /分×28m×630kW 2台 φ900×φ800×96.3 m <sup>3</sup> /分×25.7m×580kW 1台 φ800×φ600×80 m <sup>3</sup> /分×25.7m×450kW 1台 φ800×φ800×90 m <sup>3</sup> /分×28m×560kW 2台
電気棟	1棟	R C構造 地上3階 18.0m×31.3m×15.25m	特高受電設備 1式 2回線受電(内1回線予備) 最大電力 6,100kW 受電電圧 22kV 変圧器(22kV/6.6kV) 10,000 kVA 2台
ガスブースター棟	1棟	R C構造 地上1階 10.42m×8.42m×5.5m	
分配槽	1槽	R C構造 土木構造物 径12.7m×11.95m(円筒形) F R P覆がい+RC覆がい	東系分配可動堰(鉄製手動角形) 3門 幅2,000mm×高さ850mm×揚程800mm(1・2・3系用) 西系分配可動堰(鉄製電動角形) 2門 幅1,000mm×高さ850mm×揚程800mm(4系用) 西系分配可動堰(鉄製電動角形) 2門 幅2,000mm×高さ850mm×揚程800mm(5・6系用)

(イ) 西部水資源再生センター東系水処理施設

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
東系水処理棟	1棟	R C構造 地上2階 地下1階 115.25m×229.35m×12.3m	
計量器	1式		電磁流量計 $\phi 1,000$ 1台
最初沈殿池	11池	長方形平行流式 幅 7.5m×長さ 41.4m ×有効水深 3.3m F R P 覆がい+RC 覆がい	水面積 3,416 m <sup>2</sup> 容 量 11,273 m <sup>3</sup> 沈殿時間 1.72 時間 水面積負荷 46.1 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 越流負荷 250 m <sup>3</sup> /m・日 汚泥かき寄せ機(チェーンフライト式2連1駆動) 11基 初沈汚泥ポンプ(横軸無閉塞型) $\phi 150 \times 1.9 \text{ m}^3/\text{分} \times 8\text{m} \times 11\text{kW}$ 6台
反応タンク	7池 4池	片側旋回流散気板式 硝化抑制型全面曝気式 幅 7.5m×長さ 95.4m ×有効水深 5.52m F R P 覆がい+RC 覆がい	処理方式 標準活性汚泥法 容 量 43,445 m <sup>3</sup> エアレーション時間 6.4 時間 汚泥日令 5.36 日 B O D 負荷 0.25kgBOD/kgss・日 汚泥返送比 42.9% (最大 50%)
最終沈殿池	11池	長方形平行流式 幅 7.5m×長さ 68.0m ×有効水深 4.0m	水面積 5,610 m <sup>2</sup> 容 積 22,440 m <sup>3</sup> 沈殿時間 3.42 時間 水面積負荷 28.1 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 越流負荷 150 m <sup>3</sup> /m・日 汚泥かき寄せ機(チェーンフライト式2連1駆動) 11基 余剰汚泥ポンプ(横軸無閉塞型) $\phi 150 \times 1.4 \text{ m}^3/\text{分} \times 9\text{m} \times 18.5\text{kW}$ 4台 返送汚泥ポンプ(横軸無閉塞型) $\phi 250 \times 8.7 \text{ m}^3/\text{分} \times 9\text{m} \times 37\text{kW}$ 3台 $\phi 250 \times 8.7 \text{ m}^3/\text{分} \times 8\text{m} \times 37\text{kW}$ 2台 返送汚泥ポンプ(吸引スクリュー型) $\phi 250 \times 6 \text{ m}^3/\text{分} \times 4\text{m} \times 11\text{kW}$ 2台 $\phi 250 \times 6 \text{ m}^3/\text{分} \times 6\text{m} \times 15\text{kW}$ 4台 $\phi 300 \times \phi 250 \times 6.5 \sim 11.0 \text{ m}^3/\text{分} \times 9\text{m} \times 30\text{kW}$ 3台
脱臭設備	1式		1系水処理 脱臭塔(立形活性炭吸着塔) 1基 処理量 400 m <sup>3</sup> /分・基 2系水処理 脱臭機 1基 {水洗浄+薬液洗浄(苛性ソーダ+次亜塩素酸ソーダ)} 処理量 400 m <sup>3</sup> /分・基 3系水処理 脱臭機 1基 {水洗浄+薬液洗浄(苛性ソーダ+次亜塩素酸ソーダ)} 処理量 350 m <sup>3</sup> /分・基
用 水 棟	1棟	R C構造 地上1階+塔屋1階 地下1階 34.85m×24.2m×4.7m +9.26m×1.55m×3.5m	
放流ポンプ設備	1式		放流ポンプ(両吸引渦巻ポンプ) $\phi 700 \times 65 \text{ m}^3/\text{分} \times 7.5\text{m} \times 132\text{kW}$ 2台 $\phi 700 \times 63 \text{ m}^3/\text{分} \times 7.0\text{m} \times 110\text{kW}$ 2台
計量器	1式		電磁流量計 $\phi 1,000$ 1台
塩素混和池	1池	東系放流渠(ダクトタイル鉄管) $\phi 1,500 \times 1,100\text{m}$	接触時間 15分 次亜塩素酸ソーダタンク 4槽 容 量 10 m <sup>3</sup> /槽 次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ $\phi 40 \times 6.9 \frac{\text{t}}{\text{hr}}/\text{分} \times 0.2\text{MPa} \times 0.4\text{kW}$ 2台 $\phi 15 \times 0.34 \frac{\text{t}}{\text{hr}}/\text{分} \times 0.2\text{MPa} \times 0.2\text{kW}$ 1台
砂ろ過池	4池	縦 4.6m×横 4.6m×層厚 1.58m	急速ろ過池(重力下向流式) 4池 ろ過速度 218m/日・池 有効面積 21.16 m <sup>2</sup> /池 ろ過水量 4,600 m <sup>3</sup> /日・池 揚水ポンプ(原水供給ポンプ、水中ポンプ) $\phi 150 \times 3.2 \text{ m}^3/\text{分} \times 8.0\text{m} \times 7.5\text{kW}$ 2台 $\phi 250 \times 6.4 \text{ m}^3/\text{分} \times 8.0\text{m} \times 15\text{kW}$ 2台

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
用水設備	1式		シーリング水ポンプ(砂ろ過水、水中ポンプ) φ200×3.9 m <sup>3</sup> /分×5.0m×7.5kW 2台 ろ過水ポンプ(砂ろ過水、水中ポンプ) φ250×4.2 m <sup>3</sup> /分×20m×30kW 1台 φ200×4.2 m <sup>3</sup> /分×20m×30kW 1台 φ150×2.7 m <sup>3</sup> /分×20m×15kW 1台 処理ポンプ(二次処理水、水中ポンプ) φ150×2.1 m <sup>3</sup> /分×14m×11kW 2台 φ250×4.2 m <sup>3</sup> /分×20m×30kW 1台
東系送風機棟	1棟	R C構造 地上2階 地下1階 20.6m×44.5m×18.4m	プロワ(片吸込3段ターボ) 2台 φ700×φ600×600Nm <sup>3</sup> /分×63.7kPa ×840kW プロワ(片吸込6段ターボ) 3台 φ600×φ500×260Nm <sup>3</sup> /分×63.7kPa ×425kW
付属施設	1式	東系水処理棟1・2・3系	屋上広場 わんぱく広場(1,537 m <sup>2</sup> ) 1面 ゲートボール場(1,161 m <sup>2</sup> ) 2面 運動広場(7,922 m <sup>2</sup> ) 1面 テニスコート(3,160 m <sup>2</sup> ) 4面 管理棟(鉄骨構造1階) 1棟

(ウ) 西部水資源再生センター西系水処理施設

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
西系水処理棟	1棟	R C構造 地上1階、地下1階 47.0m×253.46m×7.6m	
最初沈殿池	8池 2池	長方形平行流式 (4,5系) 幅9.0m×長さ35.0m ×有効水深4.0m (6系) 幅8.6m×長さ33.2m ×有効水深3.0m R C覆蓋+F F U覆がい	水面積(4,5系) 2,520 m <sup>2</sup> (6系) 571 m <sup>2</sup> 容積(4,5系) 10,080 m <sup>3</sup> (6系) 1,713 m <sup>3</sup> 沈殿時間(4,5系) 1.98時間 (6系) 1.44時間 水面積負荷(4,5系) 48.6 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 (6系) 50.0 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 越流負荷 250 m <sup>3</sup> /m・日 汚泥かき寄せ機(チェーンフライト式2連1駆動) 10基 初沈汚泥ポンプ(横軸無閉塞型) φ100×φ80×0.9 m <sup>3</sup> /分×10m×5.5kW 2台 初沈汚泥ポンプ(横軸無閉塞型) φ100×φ100×1.9 m <sup>3</sup> /分×31m×22kW 2台 生汚泥ポンプ(無閉塞型) φ150×1.9 m <sup>3</sup> /分×28m×22kW 4台 初沈スカム移送ポンプ(吸込スクリュー) φ150×1.3 m <sup>3</sup> /分×10m×5.5kW 2台 初沈スカム移送ポンプ(無閉塞型) φ150×1.3 m <sup>3</sup> /分×8m×5.5kW 2台
反応タンク	8池 2池	(4,5系) 水中攪拌式+片側旋回流散気板式 幅9.0m×長さ120.0m ×有効水深5.0m (6系) 水中攪拌機+硝化対応型全面曝氣式 幅9.0m×長さ126.0m ×有効水深6.0m R C覆蓋+F F U覆がい	処理方式(4,5系) 標準活性汚泥法 (6系) 循環式硝化脱窒法 容積(4,5系) 43,200 m <sup>3</sup> (6系) 13,608 m <sup>3</sup> エアレーション時間(4,5系) 8.4時間 (6系) 11.3時間 汚泥日令 6.81日 BOD負荷 0.2kgBOD/kgss・日 汚泥返送比 42.9% (最大50%) (4,5系) 水中攪拌装置(エアレーションタンク前部攪拌式) 16台 攪拌容量 669 m <sup>3</sup> /台 送気量 3.93 Nm <sup>3</sup> /分×7.5 kW (6系) 水中攪拌装置(第一無酸素槽) 2台 攪拌容量 405 m <sup>3</sup> /台 水中攪拌装置(第二無酸素槽) 2台 攪拌容量 567 m <sup>3</sup> /台 水中攪拌装置(第三無酸素槽) 4台 攪拌容量 365 m <sup>3</sup> /台 送気量 14 Nm <sup>3</sup> /分 (第一好気槽) 送気量 14 Nm <sup>3</sup> /分 (第二好気槽) 送気量 14 Nm <sup>3</sup> /分 (第三好気槽)

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
最終沈殿池		長方形平行流式 (4.5系) 幅 9.0m × 長さ 70.0m × 有効水深 4.0m (6系) <上層> 幅 8.5m × 長さ 56.0m × 有効水深 3.5m <下層> 幅 8.5m × 長さ 59.5m × 有効水深 3.5m R C 覆蓋 + F F U 覆がい	水面積 (4.5系) 5,040 m <sup>2</sup> (6系) <上層> 952 m <sup>2</sup> <下層> 1,012 m <sup>2</sup> 容積 (4.5系) 20,160 m <sup>3</sup> (6系) <上層> 3,332 m <sup>3</sup> <下槽> 3,540 m <sup>3</sup> 沈殿時間 (4.5系) 3.95 時間 (6系) <上層> 5.6 時間 <下層> 5.95 時間 水面積負荷(4.5系) 24.3 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 (6系) <上層> 15.0 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 <下層> 14.1 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 越流負荷 120 m <sup>3</sup> /m・日 汚泥かき寄せ機(チェーンフライト式 2連1駆動) 12基 余剰汚泥ポンプ(横軸無閉塞型) φ 100 × 1.0 m <sup>3</sup> /分 × 23m × 15kW 2台 余剰汚泥ポンプ(横軸無閉塞型) φ 100 × 1.4 m <sup>3</sup> /分 × 34m × 18.5kW 2台 余剰汚泥ポンプ(無閉塞型) φ 100 × 1.2 m <sup>3</sup> /分 × 26m × 15kW 2台 収送汚泥ポンプ(吸込スクリュー型、回転数制御) φ 300 × φ 250 × 3.9 ~ 7.1 m <sup>3</sup> /分 × 9m × 18.5kW 3台 収送汚泥ポンプ(吸込スクリュー型) φ 300 × φ 250 × 7.1 m <sup>3</sup> /分 × 10m × 22kW 3台 収送汚泥ポンプ(吸込スクリュー型、回転数制御) φ 250 × 10.0 m <sup>3</sup> /分 × 14m × 45kW 2台
脱臭設備	1式		4系水処理 脱臭機 1基 {水洗浄+薬液洗浄(苛性ソーダ+次亜塩素酸ソーダ)} 処理量 300 m <sup>3</sup> /分・基 5系水処理 脱臭機 1基 {薬液洗浄(苛性ソーダ+次亜塩素酸ソーダ)+活性炭} 処理量 300 m <sup>3</sup> /分・基 6系水処理 脱臭塔(活性炭吸着塔) 1基 処理量 170 m <sup>3</sup> /分・基
用水処理設備	1式		用水給水装置(圧力タンク付砂ろ過水加圧装置) 1式 φ 250 × 3.4 m <sup>3</sup> /分 × 35m ポンプ φ 125 × 1.7 m <sup>3</sup> /分 × 35m × 22kW 2台 タンク容量 8 m <sup>3</sup> 1基 砂ろ過水送水ポンプ (横軸渦巻ポンプ、東系から西系へ送水) φ 150 × 3.4 m <sup>3</sup> /分 × 41m × 37kW 2台 消泡水ポンプ(横軸渦巻ポンプ) φ 150 × φ 125 × 2.8 m <sup>3</sup> /分 × 30m × 30kW 3台 オートストレーナ(自動洗浄式) 1台 5.6 m <sup>3</sup> /分 × 0.4kW スクリーン目開き 400 μm
計量器	1式		電磁流量計 φ 600 1台
塩素混和池	1式	西系放流渠 (コンクリート渠) 2.8m × 2.8m × 512m	接触時間 22.0 分 次亜塩素酸ソーダタンク 4槽 容 量 10 m <sup>3</sup> /槽 次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ 2台 φ 25 × 4.6 $\frac{\mu}{2}$ /分 × 0.196MPa × 0.4kW
西系送風機棟	1棟	R C構造 地上2階+塔屋1階 地下1階 24.76m × 30.78m × 10.7m + (8.0m × 5.09m + 3.31m × 9.49m) × 3.03m	プロワ(片吸込多段ターボ) 2台 φ 350 × φ 300 × 115 Nm <sup>3</sup> /分 × 60.8kPa × 160kW プロワ(片吸込多段ターボ) 2台 φ 450 × φ 400 × 230 Nm <sup>3</sup> /分 × 60.8kPa × 310kW プロワ(片吸込多段ターボ) 1台 φ 450 × φ 400 × 210 Nm <sup>3</sup> /分 × 75.0kPa × 340kW
計量器室	1室	R C構造 土木構造物 15.2m × 15.2m × 5.35m	電磁流量計 φ 1,000 1台
東系エレベータ棟	1棟	R C構造 地上1階 地下3階 10.29m × 8.64m × 4.2m	連絡管廊用
西系エレベータ棟	1棟	R C構造 地上1階 地下3階 9.64m × 8.74m × 4.2m	連絡管廊用

(エ) 西部水資源再生センター東系・西系共通汚泥処理施設ほか

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
初沈汚泥濃縮タンク	3槽	R C構造 土木構造物 円形放射流式 縦 15.0m × 横 15.0m × 側深 4.0m R C覆蓋 + F F U覆がい	滞留時間 12.6 時間 固形物負荷 61.1kg/m <sup>2</sup> ・日 汚泥かき寄せ機(中央駆動式支柱型) 3基 初沈濃縮汚泥ポンプ(一軸ネジ式) Φ 150 × 0.74 m <sup>3</sup> /分 × 0.5MPa × 18.5kW 4台 初沈濃縮汚泥ポンプ(一軸ネジ式) Φ 150 × 0.75 m <sup>3</sup> /分 × 30m × 15kW 2台 自動スクリーン(ドラム回転式) 処理量 108 m <sup>3</sup> /時間 目幅 5mm 1台
汚泥洗浄タンク	3槽	R C構造 土木構造物 円形放射流式 縦 15.0m × 横 15.0m × 側深 4.0m R C覆蓋 + F F U覆がい	滞留時間 32.6 時間 固形物負荷 58kg/m <sup>2</sup> ・日 (洗浄水除く) 汚泥かき寄せ機(中央駆動式支柱型) 3基 洗浄汚泥移送ポンプ(一軸ネジ式) Φ 150 × 66 m <sup>3</sup> /時間 × 10m × 15kW 6台 汚泥洗浄水ポンプ(水中ポンプ) Φ 100 × 1.9 m <sup>3</sup> /分 × 15m × 11kW 4台
し渣分離棟	1棟	鉄骨構造 地上 1階 5.1m × 9.725m × 4.65m	し渣搬送機(ピストンポンプ) Φ 300 × 2.5 m <sup>3</sup> /時間 × (30+7.5kW) 1台 し渣分離機 処理量 3.2 m <sup>3</sup> /分 目幅 4mm 3台
余剰汚泥濃縮棟	1棟	R C構造 地上 3階 地下 1階 24.62m × 33.66m × 16.05m	
余剰汚泥濃縮設備	1式		余剰汚泥濃縮機(横形連続遠心濃縮機) 処理量 90 m <sup>3</sup> /時間 × 110kW 4台 処理量 50 m <sup>3</sup> /時間 × 55kW 1台 余剰汚泥供給ポンプ(一軸ネジ式) Φ 200 × 135 m <sup>3</sup> /時間 × 40m × 55kW 2台 Φ 200 × 135 m <sup>3</sup> /時間 × 40m × 37kW 2台 Φ 150 × 75 m <sup>3</sup> /時間 × 40m × 30kW 1台 余剰濃縮汚泥ポンプ(一軸ネジ式) Φ 125 × Φ 125 × 0.5 m <sup>3</sup> /分 × 0.5MPa × 11kW 2台 余剰濃縮汚泥ポンプ(横軸片吸込渦巻型) Φ 150 × Φ 100 × 1.0 m <sup>3</sup> /分 × 35m × 22kW 1台
脱臭設備	1式		脱臭機 1基 {水洗浄+薬液洗浄(苛性ソーダ+次亜塩素酸ソーダ)} 処理量 50 m <sup>3</sup> /分・基
汚泥消化タンク・弁操作室	1式		
1次汚泥消化タンク	4槽	R C構造 土木構造物 径 20.0m × 側深 15.0m (円筒型)	容積 18,840 m <sup>3</sup> /4槽 消化日数 11.0 日 (55°C) 攪拌装置 インペラ式攪拌機 循環液量 2,830 m <sup>3</sup> /時間 4台
2次汚泥消化タンク	2槽	R C構造 土木構造物 径 20.0m × 側深 15.0m (円筒型)	容積 9,420 m <sup>3</sup> /2槽 消化日数 5.5 日 (55°C)
弁操作室	3棟	R C構造 地上 1階 + 塔屋 1階 地下 2階 17.878m × 17.72m × 9.8m + 6.893m × 4.3m × 3.0m	消化ガス攪拌プロワ(ルーツ型) 3台 Φ 150 × 9.0N m <sup>3</sup> /分 × 88.2kPa × 37kW 消化汚泥移送ポンプ(横軸無閉塞型) 4台 Φ 150 × 1.3 m <sup>3</sup> /分 × 9m × 7.5kW 汚泥熱交換器(スペイイラル式) 6台 交換熱量 1,250MJ/h 汚泥熱交換器(スペイイラル式) 4台 交換熱量 1,383MJ/h 汚泥循環ポンプ(吸込スクリュー付汚泥ポンプ) 9台 Φ 200 × 2.0 m <sup>3</sup> /分 × 24 m × 22kW 温水循環ポンプ(片吸込渦巻ポンプ) 2台 Φ 125 × 1.7 m <sup>3</sup> /分 × 46m × 22kW
汚泥処理棟	1棟	R C構造 地上 4階 + 塔屋 1階 地下 2階 29.72m × 40.29m × 19.1m + 5.92m × 13.36m × 3.0m	
脱水機設備	1式		ベルトプレス脱水機 2台 ろ過速度 175kg · DS/m · 時 ろ布幅 2.5m 凝集剤 高分子凝集剤

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
			高効率ベルトプレス脱水機 3台 ろ過速度 270kg・DS/m・時 ろ布幅 3m 凝集剤 高分子凝集剤 高効率型圧入式スクリュープレス脱水機 3台 凝集剤 高分子凝集剤 ろ過速度 372kg・DS/時 スクリーン径 φ1000 汚泥供給ポンプ（一軸ネジ式） φ100×25 m³/時間×25m×7.5kW 3台 φ100×21 m³/時間×25m×5.5kW 3台 φ125×28 m³/時間×30m×7.5kW 3台 φ125×28 m³/時間×33m×7.5kW 2台 高分子注入ポンプ（ダイヤフラム型） φ50×40 $\frac{v}{d}$ /分×30m×2.2kW 3台 高分子注入ポンプ（一軸ネジ式） φ40×50 $\frac{v}{d}$ /分×20m×1.5kW 3台 φ50×75 $\frac{v}{d}$ /分×25m×1.5kW 3台 φ50×75 $\frac{v}{d}$ /分×22m×1.5kW 2台 ケーキホッパ 容量 16 m³/基 1基 容量 50 m³/基 2基
ボイラー設備	1式		ボイラ（炉筒煙管式） 2基 蒸発量 4,800kg/時 最高使用圧 0.98MPa 伝熱面積 52 m²
脱臭設備	1式		活性炭吸着塔（カートリッジ式） 处理量 180 m³/分・基 1基 处理量 40 m³/分・基 1基
ガス貯留タンク設備	1式		
脱硫設備	1式		間欠式乾式脱硫器 3基 处理量 6,240 Nm³/基/日 (2.4kPa) 間欠式乾式脱硫器 3基 处理量 7,200 Nm³/基/日 (1.9kPa) 洗浄水泵 <sup>ブ</sup> 3台 φ200×3.5 m³/分×25m×30kW 苛性ソーダタンク 1槽 容量 12 m³
ガスタンク	2基	径 19.3m × 胴高 22.9m (作動工程 25.400m) 径 23.1m × 胴高 21.88m (作動工程 17.497m)	ガスホルダ（乾式） 1基 有効容量 9,600 m³/基 (2.43kPa) ガスホルダ（乾式） 1基 有効容量 6,700 m³/基 (2.06kPa)
余剰ガス燃焼設備	1式		余剰ガス燃焼装置（立型炉内燃焼型） 处理量 800 Nm³/時間 (4400kcal/時間) 1基 处理量 1,200 Nm³/時間 (6600kcal/時間) 1基

(才) 西部水資源再生センター返流水処理施設

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
東系水処理棟	1棟		
最初沈殿池	2池		掻き機(2連1駆動) 2基
第一無酸素槽	2池		攪拌機(水槽上部設置型) 8基+2基
好気槽	2池		散気装置(散気ディスク式) 65%分・個×3970個/池 担体(包括固定化担体) 2池分 循環水ポンプ 2台 $\phi 300 \times \phi 250 \times 11.5 \text{ m}^3/\text{分} \times 6\text{m} \times 30\text{kW}$
第二無酸素槽	2池		攪拌機(水槽上部設置型) 4基
再曝気槽	2池		散気装置(全面曝気式) 2池分 82mg/L・h
最終沈殿池	2池		水面積負荷 約 12.4 m <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> ・d 掻き機(2連1駆動) 2基 余剰汚泥ポンプ $\phi 150 \times \phi 125 \times 1.9 \text{ m}^3/\text{分} \times 9\text{m} \times 7.5\text{kW}$ 2台 返送汚泥ポンプ $\phi 250 \times \phi 200 \times 7.7 \text{ m}^3/\text{分} \times 9\text{m} \times 22\text{kW}$ 2台
返流水送水設備	1式		返流水送水ポンプ(吸込スクリュー付) $\phi 250 \times 10 \text{ m}^3/\text{分} \times 14\text{m} \times 45\text{kW}$ 2台
脱臭設備	1式		活性炭吸着塔(カートリッジ式) 1基 処理量 460 m <sup>3</sup> /分
消毒棟	1棟	RC構造 地上2階	
消毒施設	1式		オゾン発生装置(水冷板型電極無声放電方式) 1基 オゾン発生量 7kg-O <sub>3</sub> /時間 接触時間 約 15.0 分

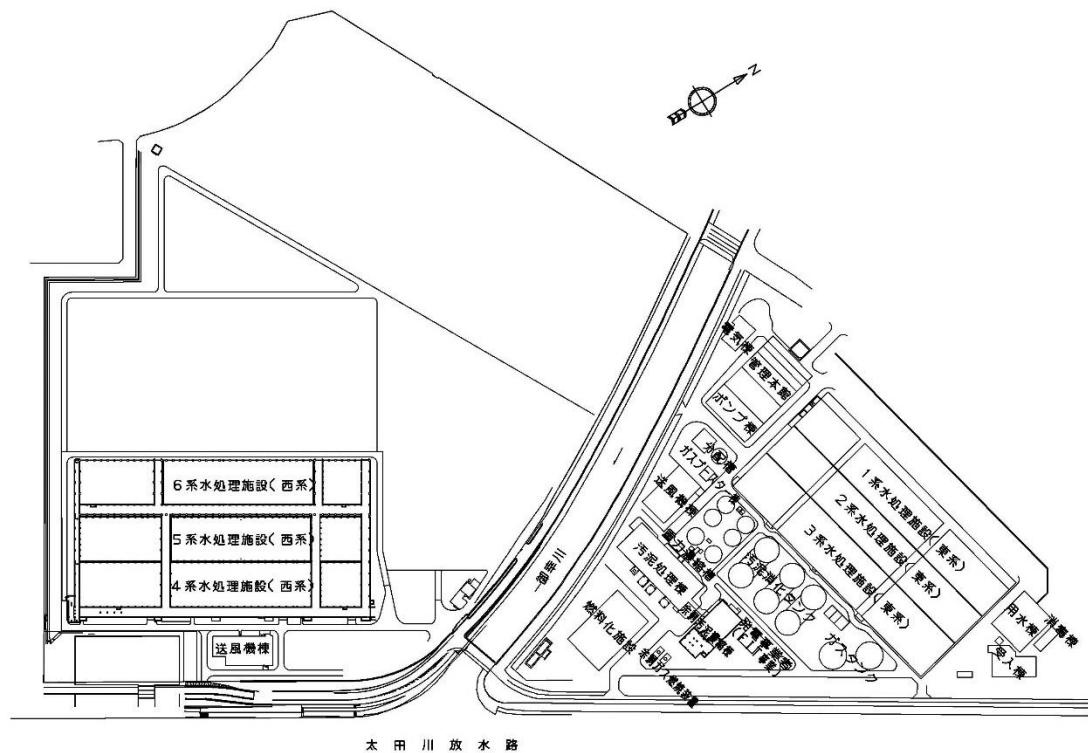
(力) 西部水資源再生センターし尿等受入施設

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
し尿等受入棟	1棟	RC構造 地上2階+地下2階	
受入設備	1式		受入口(負圧式) 200A 6基
受入槽	2槽	縦 21.175m × 横 5.55m × 深 3.5m	150 m <sup>3</sup> /槽
送泥設備	1式		破碎ポンプ(槽外型) $\phi 150 \times \phi 65 \times 0.5 \text{ m}^3/\text{分} \times 13\text{m} \times 18.5\text{kW}$ し尿スクリーン(ドラム状) 処理量 2.9 m <sup>3</sup> /分 3台 2台
脱臭設備	1式		生物脱臭塔(充填塔式) 処理風量 13 m <sup>3</sup> /分 1基 活性炭吸着塔(カートリッジ式) 処理風量 320 m <sup>3</sup> /分 1基
洗車設備	1式		洗車機 30秒/台×0.85Mpa 1基

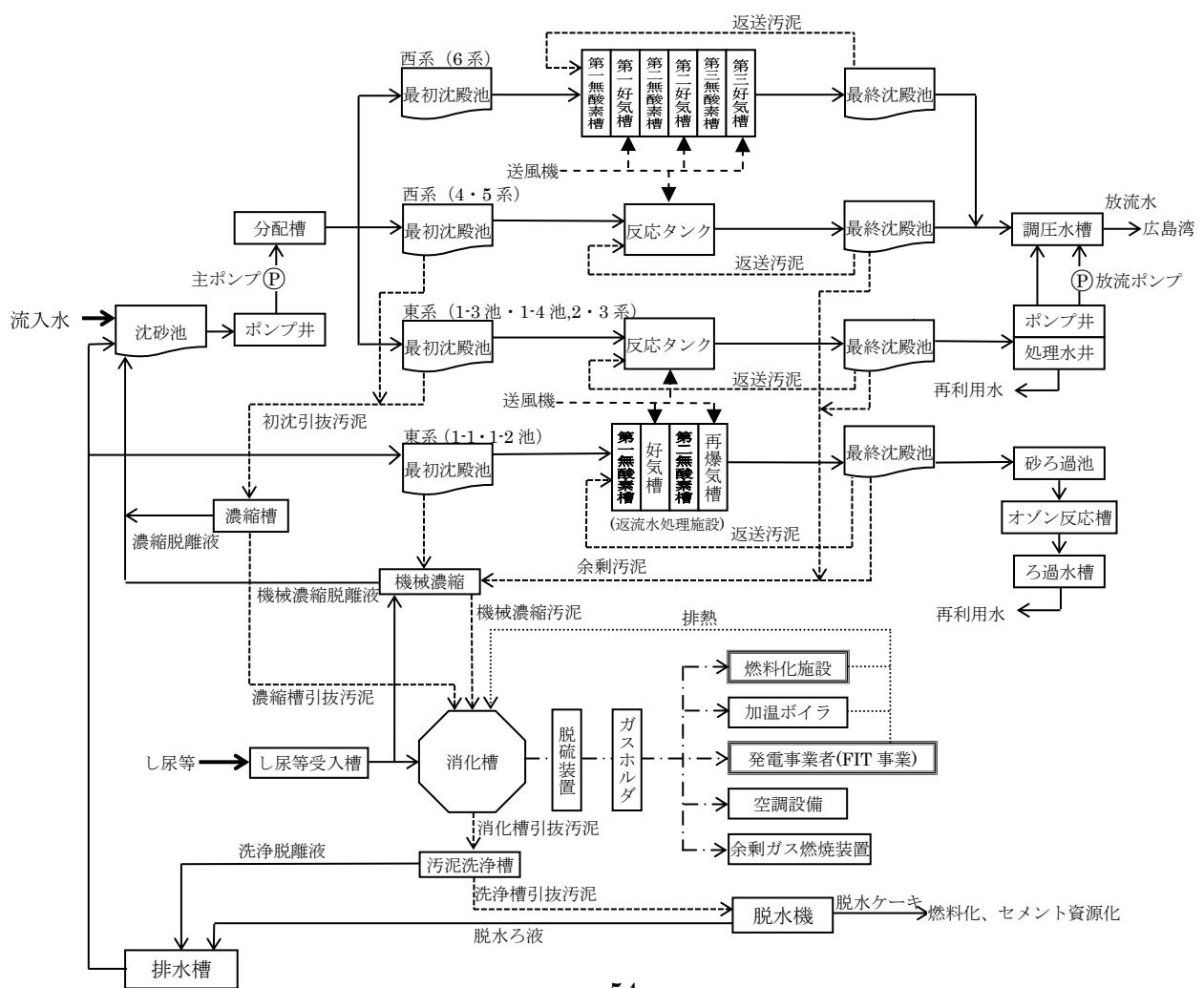
(キ) 西部水資源再生センタ－下水汚泥燃料化施設

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
管理棟	1棟	鉄骨造 地上2階建 延べ面積 615.38m <sup>2</sup>	監視操作室、電気室、事務室、会議室、作業員控室 高圧受電設備 最大電力 800kW 受電電圧 6,600V 非常用予備発電装置 440V 160kW
脱水汚泥貯留・供給設備	1式		汚泥計量コンベヤ 2台 平型ベルトコンベヤ W750×L4,300 0.4kW 搬送量 5.0 t/hr 汚泥ホッパ 2基 円筒型サークルフィーダ φ3,450×H8,005 11kW 有効容量 50 m <sup>3</sup> 汚泥計量ホッパ 2基 鋼製角型ホッパスクリュー排出式 W2,000×L1,000×H2,287 3.7 kW 有効容量 1.5 m <sup>3</sup> (切出量 2.1 t /hr) 汚泥乾燥機 2基 攪拌機付回転乾燥機 φ1,900×L6,500 処理量 2,083 kg/hr 1.5 kW+3.7 kW+15kW
燃焼炉設備	1式		乾燥用熱風炉 2台 横型円筒炉 3,400MJ/hr 炭化用熱風炉 2台 横型円筒炉 2,200MJ/hr 再燃炉 2基 縦型円筒炉 3,500MJ/hr φ1,946／φ1,400×H13,400
造粒設備	1式		造粒機 4台 ディスクペレッター ダイス φ500×45 kW 処理量 0.86 t /hr 造粒品分級機 4台 振動ふるい W450×L1,300 処理量 0.9 t /hr 乾燥汚泥戻しホッパ 2基 円筒型サークルフィーダ φ1,600×H4,867 有効容量 8.0 m <sup>3</sup> 1.5 kW+3.7kW
炭化設備	1式		炭化炉 2基 熱風式外熱キルン φ1,500×L12,000 15kW 処理量 16.8 t /日 (700 kg/hr)
燃料化物貯留設備	1式		炭化物ホッパ 2基 円筒型ホッパ φ2,000×H7,090 有効容量 22 m <sup>3</sup> 円錐型ホッパ φ3,000×H8,770 2基 有効容量 40 m <sup>3</sup>
排煙処理設備	1式		スクラバ 2基 スプレー式 φ1,220×H15,000 処理ガス量 3,600 N m <sup>3</sup> /hr サイクロン 2基 慣性集塵型 φ1,155 処理ガス量 7,735 N m <sup>3</sup> /hr 熱交換器 2基 ラジエーション+梢円チューブ式 交換熱量 約 2,571MJ/hr 排煙処理塔 2基 充填塔式 処理ガス量 2,938 N m <sup>3</sup> /hr 煙突 2基 鋼板製円筒式 350A×H7,500 処理ガス量 3,027 N m <sup>3</sup> /hr
脱臭設備	1式		脱臭ファン 1台 ターボ型 53 m <sup>3</sup> /min×4.5k Pa×11kW 活性炭吸着塔 1基 53 m <sup>3</sup> /min
台貫設備	1式		トラックスケール 1基 ロードセル式 W3,000×L10,500 秤量 0.2~40ton

## 西部水資源再生センター平面図



## 西部水資源再生センター処理フローシート



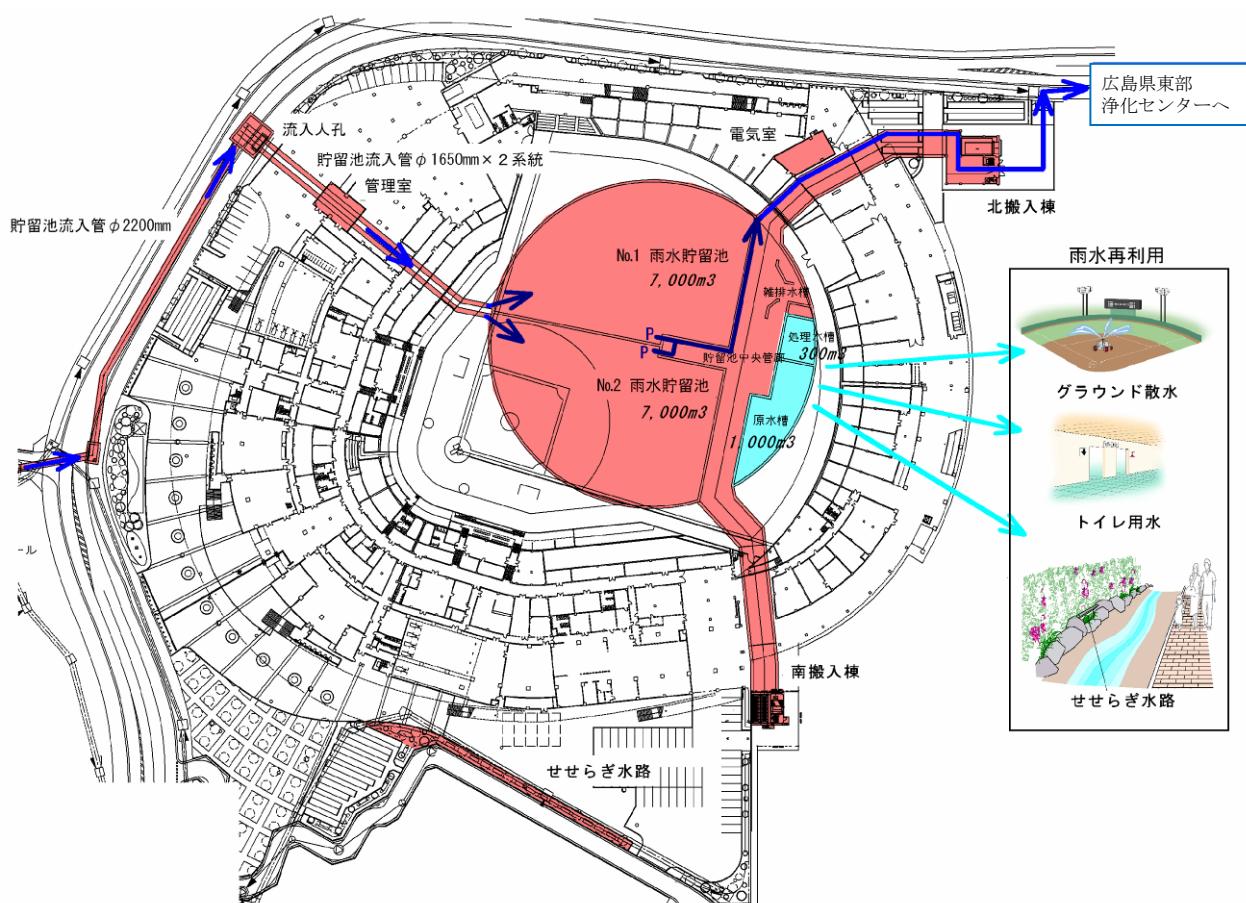
キ 大州雨水滞水池（場所 南区大州五丁目）

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
雨水滞水池棟	1棟	RC構造 46.2m×154.0m×高さ 17.1m	
雨水滞水池	一式	No.1 雨水滞水池 5池 RC構造 幅 3.65m×長さ 37.5m ×有効水深 3.475m No.2 雨水滞水池 6池 RC構造 幅 7.3m×長さ 41.6m ×有効水深 3.75m	水槽容量 No.1 雨水滞水池 2,250m <sup>3</sup>  水槽容量 No.2 雨水滞水池 6,360m <sup>3</sup>  No.1 収送ポンプ (水中ポンプ) φ 80×0.5 m <sup>3</sup> /分 / 12.0m × 3.7kW 4台 No.2 収送ポンプ (水中ポンプ) φ 200×4.9 m <sup>3</sup> /分 / 12.0m × 15kW 2台 電動ゲート 11基 電気設備 1式 脱臭設備 (活性炭吸着式) (高速ろ過池兼用) 1基 処理量 170 m <sup>3</sup> /分/基
高速ろ過池	一式	雨天時高速下水処理システム 高速ろ過池 16池 RC構造 幅 7.3m×長さ 37.5m ×有効水深 4.4m  洗浄排水槽 8池 RC構造 幅 7.3m×長さ 46.2m ×有効水深 2.725m	ろ過面積 120 m <sup>2</sup> (7.5 m <sup>2</sup> × 16池) ろ層高さ 0.8m 原水 簡易処理対象水 処理水量 121,640m <sup>3</sup> /日 ろ過速度 1,014m/日(最大)  水槽容量 洗浄排水槽 3,320m <sup>3</sup> 収送ポンプ (水中ポンプ) φ 100×0.8 m <sup>3</sup> /分 / 13.0m × 5.5kW 2台 電動ゲート 8基  電気設備 1式 脱臭設備 (雨水滞水池と兼用)

ク 大州雨水貯留池

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
大州 雨水貯留池 (場所 南区 南蟹屋二丁 目)	1式	貯留池 : プレキャストRC構造 外径 φ 100m × 高さ 5.35m 搬入棟 : RC構造 2棟 243.51 m <sup>2</sup> + 74.56 m <sup>2</sup>	水槽容量 : 浸水対策用 7,000 m <sup>3</sup> × 2槽 = 14,000 m <sup>3</sup> 雨水再利用 1,000 m <sup>3</sup> + 300 m <sup>3</sup>  排水ポンプ (自吸式渦巻ポンプ) φ 250×9.8 m <sup>3</sup> /分 × 12m × 30kW 2台 脱臭機 (活性炭吸着法) 1基 処理量 353 m <sup>3</sup> /分 再利用設備 1式 せせらぎ水路設備 1式

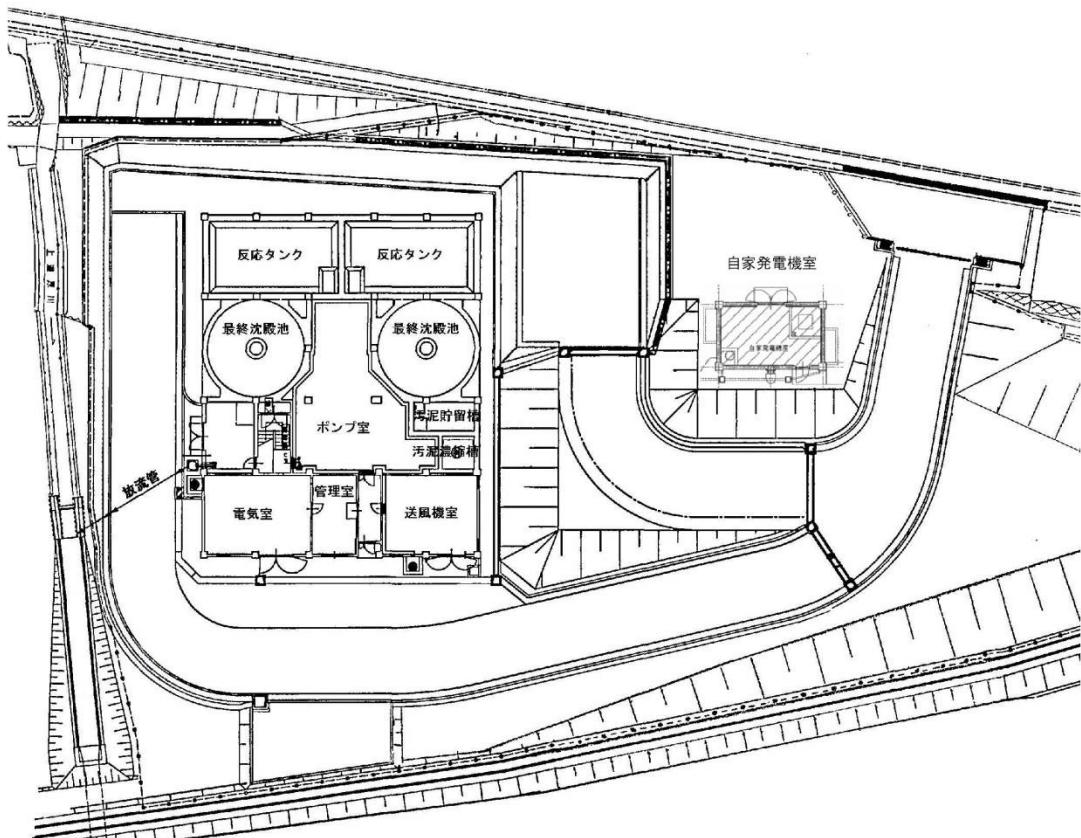
## 大州雨水貯留池平面図



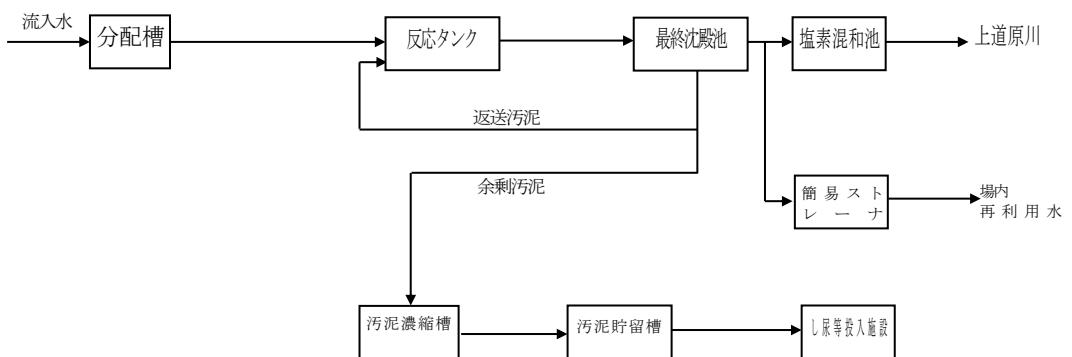
ケ 和田水資源再生センター

施設名	数	形状・寸法	設備内容・能力
水処理機械棟	1棟	R C構造 21.2W×25.9L×10.65H	
塩素混合池	1式	1.0W×12.0L×1.0H	接触時間 19.2分 塩素接触装置 1台
濃縮タンク	1槽	2.5W×2.5L×4.0H	滞留時間 26.7時間 固形物負荷 21.6kg/m <sup>2</sup> ・日 汚泥かき寄せ機（中央駆動型） 1台 濃縮汚泥ポンプ（一軸ねじ式ポンプ） Φ80×0.17m <sup>3</sup> /分×10m×3.7kW 1台
汚泥貯留タンク	1槽	2.0W×4.5L×3.5H	
反応タンク	2池	水中機械式 5.5W×10.0L×5.0H	処理方式 単槽式嫌気好気活性汚泥法 容積 550 m <sup>3</sup> エアレーション時間 12時間 沈泥日令 9日 BOD負荷 0.11 (kg BOD/kgMLSS・d) 汚泥返送比 100% 反応槽ばつ気攪拌装置 3.3 m <sup>3</sup> /分×3.7kW 2台
最終沈殿池	2池	放射流円形沈殿池 Φ7.5×3.5H	容積 310 m <sup>3</sup> 沈殿時間 8.3時間 水面積負荷 10 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 汚泥かき寄せ機（中央駆動懸垂型） 2台 余剰汚泥ポンプ（一軸ねじ式ポンプ） Φ80×0.11m <sup>3</sup> /分×10m×2.2 kW 2台 返送汚泥ポンプ（吸込スクリュー付汚泥ポンプ） Φ100×Φ80×0.3m <sup>3</sup> /分×3.2m×1.5kW 3台
電気室	1室		受変電設備 (6.6kV 1回線) 引込み受電盤 1面 変圧器盤 1面 低圧分岐盤 1面
自家発電機棟	1棟	R C構造 地上1階	非常用予備発電装置 (200V×125kVA) 1台 自動始動盤 1面

和田水資源再生センター平面図



和田水資源再生センター処理フローシート



## 6 農業集落排水処理施設

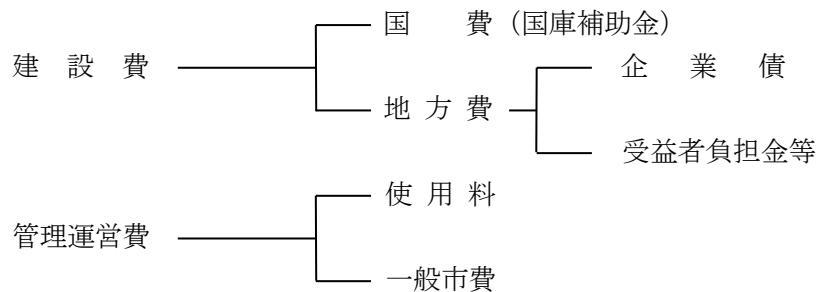
### (1) 処理施設

名称	所在地	計画処理対象人口(人)	処理面積(ha)	最大処理能力(m <sup>3</sup> /日)	処理開始年月日	放流先の名称	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建物構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	マンホールボンブ(か所)	処理方式
戸山農業集落排水処理施設	安佐南区沼田町大字阿戸 2459 番地 1	2,410	42.9	651	H28.4.1	吉山川	876	RC 造地上2階地下1階	600.28	7	膜分離活性汚泥方式
井原農業集落排水処理施設	安佐北区白木町大字井原 7142 番地 6	1,410	36.7	381	H6.9.1	三篠川	1,498	RC 造地上1階地下1階	211.42	19	嫌気ろ床併用接觸ばつ氣方式
市川農業集落排水処理施設	安佐北区白木町大字小越 1459 番地 4	1,890	33.4	511	H11.4.1	三篠川	1,653	RC 造地上2階地下1階	357.37	12	嫌気ろ床併用接觸ばつ氣方式
井原高南農業集落排水処理施設	安佐北区白木町大字秋山 2128 番地 7	3,070	47.4	829	H18.4.1	三篠川	2,372	RC 造地上1階	330.46	23	活性汚泥方式
三田農業集落排水処理施設	安佐北区白木町大字三田 10003 番地	930	20.5	252	H8.12.1	三篠川	865	RC 造地上1階地下1階	166.78	21	嫌気ろ床併用接觸ばつ氣方式
上三田農業集落排水処理施設	安佐北区白木町大字三田 7632 番地 3	1,310	26.9	354	H10.4.1	三篠川	1,217	RC 造地上1階地下1階	206.12	20	嫌気ろ床併用接觸ばつ氣方式
下三田農業集落排水処理施設	安佐北区白木町大字三田 4481 番地 1	1,750	23.5	473	H11.4.1	三篠川	1,919	RC 造地上2階	287.28	16	嫌気ろ床併用接觸ばつ氣方式
須沢農業集落排水処理施設	安佐北区白木町大字三田 9492 番地	2,080	28.5	562	H15.4.1	三篠川	2,182	RC 造地上2階地下1階	383.51	11	嫌気ろ床併用接觸ばつ氣方式
小河内農業集落排水処理施設	安佐北区安佐町大字小河内 2732 番地 2	730	26.4	198	H8.6.1	小河内川	1,803	RC 造地上1階地下1階	171.57	6	嫌気ろ床併用接觸ばつ氣方式
阿戸農業集落排水処理施設	安芸区上瀬野町甲 366 番地 79	4,350	63.6	1,175	H14.4.1	熊野川	1,419	RC 造地上1階地下1階	699.51	14	回分式活性汚泥方式
太田部農業集落排水処理施設	佐伯区湯来町大字下 1199 番地 2	820	16.1	249	H16.4.1	太田川	1,410	RC 造地上1階地下1階	305.43	10	嫌気ろ床併用接觸ばつ氣方式
鹿ノ道農業集落排水処理施設	佐伯区湯来町大字白砂 2001 番地 1	150	3.0	41	H21.7.1	鹿ノ道川	731	S 造地上1階	10.00	2	沈殿分離型接觸ばつ氣方式
樋農業集落排水処理施設	佐伯区湯来町大字白砂 778 番地 1	600	13.5	162	H11.6.1	樋川	1,454	RC 造地上1階地下1階	190.67	3	嫌気ろ床併用接觸ばつ氣方式

## 第4章 下水道事業の財政

### 1 財源のしくみ

下水道事業を執行、運営していくためには、建設費及び管理運営費（維持管理費と資本費）が必要となる。その財源については、主に次のとおりである。



#### (1) 建設財源

主な事業の財源内訳は、次のとおりである。

(令和6年度現在)

区分			国庫補助金	県負担分	企業債	
					一般分・特別分	
公共 下水道等	管 き よ 等	補 助	1/2	—	1/2	
		单 独	—	—	10/10	
	終 末 処 理 施 設	補 助	1/2	—	1/2	
		補 助	5.5/10	—	4.5/10	
		单 独	—	—	10/10	
流域 下水道	管 き よ 等	補 助	1/2	1/4	1/4	
		单 独	—	1/2	1/2	
	終 末 処 理 施 設	補 助	1/2	1/4	1/4	
		補 助	2/3	1/6	1/6	
		单 独	—	1/2	1/2	
農業集落排水処理施設 (管路施設、汚水処理施設等)		補 助	1/2	—	1/2	
		单 独	—	—	10/10	
特定地域生活排水処理施設 (市営浄化槽)		補 助	1/3	—	2/3	
		单 独	—	—	10/10	

(注 1) 平成 18 年度から企業債の充当率は 100% となったが、特定財源である  
国庫補助金及び受益者負担金等を先に充当する。

(注 2) 公共下水道等には、特定環境保全公共下水道を含む。

## (2) 管理運営財源

処理場、管きょ等の管理運営のための維持管理費や資本費のうち、汚水処理にかかる経費については、一部の経費を除いて、原則として私費（使用料）で賄うこととなる。

一方、雨水排除にかかる経費については、全額公費（一般市費）で負担することとなっている。

公費・私費（使用料）負担区分

費用区分	汚水	雨水
資本費	私費（使用料）	公費
維持管理費	私費（使用料）	公費

(注1) の部分は、汚水処理経費の使用料算入範囲を示す。

(注2) 負担区分図の表示は、費用区分の構成状況及び雨水：汚水比率を示すものではない。

## 2 財政状況

下水道は、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で必要不可欠な都市基盤施設であり、本市においても、最重点施策の一つとして積極的に整備に取り組み、また、市街化区域外の汚水処理事業を統合したことにより、令和6年3月31日現在の本市の汚水処理人口普及率は97.6パーセントとなっている。

本市の下水道事業については、市街化区域内における汚水整備が概ね完了したことにより、浸水の解消、合流式下水道の改善、施設の改築更新など、新たな視点で下水道事業を展開していく必要がある。市街化区域外においては、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び市営浄化槽の事業手法の中から、地域の実情に応じた最も効率的、効果的な方法により整備を行うこととしている。

しかしながら、こうした整備には、今後多くの資金が必要となり、また、処理区域の拡大等に伴う維持管理費の増加も見込まれる。

このため、これらの経費の増嵩に対し、国庫補助金等の財源確保に努める一方で、一層の経費の節減、経営の合理化を図るとともに、使用者には適正な負担を求めながら、事業の推進と健全な経営を図る必要がある。

(1) 建設費の推移

(単位:千円)

区分	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建 設 改 良 費	公共下水道整備費	19,067,078	18,965,001	15,160,691	17,250,555	16,147,645
	排水設備整備費	17,558,524	17,336,197	13,953,604	15,677,650	14,499,909
	流域下水道整備費	494,747	521,769	446,991	665,100	551,247
	市街化区域外汚水処理施設整備費	72,247	50,747	93,130	131,922	186,745
	その他の	832,876	972,375	618,195	688,245	765,726
	償還金	108,684	83,913	48,771	87,638	144,018
計		43,857,274	44,845,111	44,544,305	44,621,241	41,892,982
水洗化貸付事業費		13,421	7,126	4,463	4,182	6,347
計		62,937,773	63,817,238	59,709,459	61,875,978	58,046,974
財源内訳	企業債	31,675,500	33,553,200	30,054,100	32,373,300	32,132,900
	一般会計出資金	4,761,666	3,362,738	4,465,119	3,285,505	1,700,946
	国庫補助金	6,519,545	6,587,373	5,249,299	5,717,788	5,185,628
	負担金	416,889	506,775	709,640	539,086	257,535
	水洗化貸付事業収入	17,140	9,607	5,324	3,987	4,939
	その他の	19,547,033	19,797,545	19,225,977	19,956,312	18,765,026
計		62,937,773	63,817,238	59,709,459	61,875,978	58,046,974

- (注1) 令和5年度までは決算額、令和6年度は当初予算額（前年度からの繰越分を含む。）である。
- (注2) 債還金には、高利の企業債を低利に借り換えた公営企業借換債の債還金及び公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債の債還金を含む。
- (注3) 負担金は、受益者分担金を含まない。
- (注4) 水洗化貸付事業収入は、一般会計借入金を含めない。
- (注5) 財源内訳のその他には、損益勘定留保資金等の補填財源を含む。

(2) 資産等の状況

(単位：千円)

資産の部	766, 572, 793
固定資産	752, 887, 079
流動資産	13, 685, 714
負債の部	601, 517, 888
固定負債	315, 611, 289
企業債	315, 608, 164
長期借入金	3, 125
流動負債	53, 824, 057
繰延収益	232, 082, 542
資本の部	165, 054, 905
資本金	124, 967, 722
剰余金	40, 087, 183
資本剰余金	38, 045, 729
利益剰余金	2, 041, 454
負債資本計	766, 572, 793

(注) 令和6年3月31日現在

(3) 企業債の状況

(単位：千円)

区分 年度	借入額	償還額			年度末現在高
		元金	利子	計	
令和元年度	28, 119, 200	42, 553, 300	6, 371, 630	48, 924, 930	409, 079, 259
令和2年度	31, 675, 500	45, 229, 458	5, 667, 629	50, 897, 087	395, 525, 301
令和3年度	33, 553, 200	44, 845, 111	4, 963, 268	49, 808, 379	384, 239, 290
令和4年度	30, 054, 100	44, 544, 306	4, 347, 252	48, 891, 558	369, 749, 084
令和5年度	32, 373, 300	44, 621, 240	3, 896, 745	48, 517, 985	357, 501, 144

(4) 企業債の内訳

(単位：千円)

区分 事業別	未償還残高	内訳		
		政府資金	機構資金	民間等資金
公共下水道事業債	212, 684, 936	111, 000, 168	83, 994, 348	17, 690, 420
流域下水道事業債	2, 672, 427	717, 387	1, 770, 040	185, 000
市街化区域外汚水処理施設事業債	11, 785, 267	4, 189, 289	6, 617, 278	978, 700
資本費平準化債	130, 164, 577	4, 000	3, 155, 553	127, 005, 024
補償金免除繰上償還借換債	—	—	—	—
災害復旧事業債	193, 937	189, 887	—	4, 050
合計	357, 501, 144	116, 100, 731	95, 537, 219	145, 863, 194
構成比(%)	100.0	32.5	26.7	40.8

(注1) 政府資金とは、財政融資資金及び簡易生命保険資金である。

(注2) 民間等資金とは、市場公募債及び銀行等引受資金である。

(注3) 令和6年3月31日現在

(5) 管理運営費の推移

(単位：千円)

区分	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
営業費用	管きよ費用	36,424,799	37,390,573	38,245,361	38,667,489	39,112,111
	ポンプ場費	525,907	589,394	783,145	611,820	642,718
	処理場費	2,115,376	2,083,026	2,289,383	2,356,040	2,443,740
	減価償却費	5,111,825	5,324,340	5,969,023	6,557,704	6,849,074
	その他	26,280,309	26,469,734	26,646,058	26,551,442	26,499,008
	営業外費用	2,391,382	2,924,079	2,557,752	2,590,483	2,677,571
支払利息等	6,147,306	5,398,292	4,913,266	4,298,724	4,483,171	
	6,147,306	5,398,292	4,913,266	4,298,724	4,483,171	
特別損失	6,471	12,070	5,322	20,995	8,300	
予備費	—	—	—	—	20,000	
計	42,578,576	42,800,935	43,163,949	42,987,208	43,623,582	
収入内訳	下水道使用料	20,860,650	20,655,444	20,482,227	20,488,963	20,673,484
	一般会計負担金	14,017,873	14,124,969	13,993,349	14,187,102	14,152,279
	一般会計補助金	71,001	348	31	9,203	—
	その他	9,812,913	10,074,133	9,905,691	9,769,443	9,760,677
	計	44,762,437	44,854,894	44,381,298	44,454,711	44,586,440

(注1) 令和5年度までは決算額、令和6年度は当初予算額である。

(注2) 収入額が支出額に対し超過する額は、純利益並びに消費税及び地方消費税に係る内部留保資金である。

### 3 下水道事業受益者負担金

昭和 44 年 3 月旧都市計画法第 6 条の規定に基づく省令の制定により受益者負担金制度を採用し、下水道の早期かつ計画的な整備を推進してきたが、整備計画区域の拡大に伴い、昭和 54 年 12 月には条例への移行を行い、引き続き下水道事業の計画的な推進を図ることとした。

#### (1) 制度の概要（令和 6 年 4 月 1 日現在）

根 拠 法 令	都市計画法第 75 条 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例
対 象 区 域	市街化区域
受 益 者	排水区域内の土地の所有者又は権利者
負 担 金 額	土地の面積に 1 m <sup>2</sup> 当たり 187 円を乗じて得た額
賦 課 方 法	賦課対象区域（既に処理開始されている区域又は当該年度内に確実に処理開始が見込まれる区域）内の土地に係る受益者に對し賦課 賦課対象区域については、毎年度当初に告示
徴 収 方 法	5 年に分割し 1 年を 4 回の納期に分けて徴収（一括納付も可能） ただし、負担金の額が 2,000 円を超える場合は 1 年間で、2,000 円以下の場合は 1 回の納期で徴収
徴 収 猶 予 措 置	受益者が天災、病気、盜難等の事情により負担金を納付することが困難である場合は、一定の期間に限り、また、農地については 6 年を限度として、申請に基づき承認
減 免 措 置	公共性の著しい私道、急傾斜地で宅地にすることが困難な土地、又は公の生活扶助を受けている受益者等一定の要件をみたすものについて、申請に基づき承認

#### (2) 負担金の収納状況

（単位：円・%）

区分 年度	調 定 額	収 納 額	収 納 率	備 考
平成 31 年度	14,656,535	14,310,593	97.6	
令和 2 年度	16,113,114	15,943,267	98.9	
令和 3 年度	11,059,960	10,884,970	98.4	
令和 4 年度	23,929,878	23,712,598	99.1	
令和 5 年度	8,799,605	8,623,639	97.7	

#### 4 下水道事業分担金

市街化区域外の汚水処理については、平成 17 年度の湯来町合併に伴い特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成 20 年度からは生活排水処理対策に本格的に取り組むため、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び市営浄化槽の 3 事業を下水道事業に統合し、整備を進めている。

##### (1) 制度の概要（令和 6 年 4 月 1 日現在）

根 拠 法 令	地方自治法第 224 条 広島市下水道事業分担金条例
対 象 区 域	市街化区域外
受 益 者	排水設備の工事の検査を受けた建築物の所有者又は権利者
分 担 金 額	最終ます 1 個又は市営浄化槽 1 基につき、30 万円
賦 課 方 法	排水設備の工事の検査を受けた受益者に対し賦課
徴 収 方 法	5 年に分割し 1 年を 4 回の納期に分けて徴収（一括納付も可能）
徴 収 猶 予 措 置	受益者が天災、病気、盜難等の事情により分担金を納付することが困難である場合は、一定の期間に限り申請に基づき承認 教育施設、社会福祉施設、宗教施設、又は公の生活扶助を受けている受益者等一定の要件をみたすものについて、申請に基づき承認
減 免 措 置	

##### (2) 分担金の収納状況

（単位：円・%）

区分 年度	調 定 額	収 納 額	収 納 率	備 考
平成 31 年度	50, 650, 980	48, 995, 980	96. 6	
令和 2 年度	49, 683, 501	48, 438, 501	97. 4	
令和 3 年度	31, 270, 980	30, 208, 480	96. 6	
令和 4 年度	38, 497, 280	37, 070, 280	96. 3	
令和 5 年度	35, 218, 280	33, 853, 280	96. 1	

## 5 下水道使用料

(1) 使用料の額 (1か月につき)

(20. 7. 1 改定)

区 分 種 別	算 定 基 準			単 価
	区 分	排 出 量		
一般家庭汚水	基 本 料 金			円
		6 m <sup>3</sup> まで	695	
	1 次	6 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	5	
	2 次	10 m <sup>3</sup> を超え 15 m <sup>3</sup> まで	106	
	3 次	15 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	162	
	4 次	20 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> まで	233	
	5 次	40 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	311	
営 業 汚 水	基 本 料 金			695
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	5	
		10 m <sup>3</sup> を超え 15 m <sup>3</sup> まで	106	
		15 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	177	
		20 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> まで	256	
		40 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	326	
		100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	395	
		200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	440	
		500 m <sup>3</sup> を超え 1000 m <sup>3</sup> まで	472	
	9 次	1,000 m <sup>3</sup> を超えるもの	495	
公衆浴場汚水	基 本 料 金			695
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	5	
		10 m <sup>3</sup> を超え 15 m <sup>3</sup> まで	106	
		15 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	162	
	4 次	20 m <sup>3</sup> を超えるもの	35	
プール及び土木工事等による汚水	1 m <sup>3</sup> に つ き			177

上の表により算出した額に 100 分の 110 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(2) 使用料の減免

区分	対象	施行年月日	減免額
生活保護世帯	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	昭和 63 年 4 月 1 日	
障害者世帯	次のいずれかに該当する人のいる世帯（所得制限あり） ①身体障害者手帳 1～3 級所持者 ②療育手帳Ⓐ・A・Ⓑ所持者 ③特別児童扶養手当、障害基礎年金、障害年金 1・2 級の受給者	平成 3 年 11 月 1 日	1か月 10 m <sup>3</sup> (2か月では 20 m <sup>3</sup> ) までの使用料相当額
	精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者のいる世帯（所得制限あり）	平成 8 年 4 月 1 日	
寝たきり老人等のいる世帯	寝たきり老人等（介護保険の要介護 4 または 5 の認定を受けている 65 歳以上の人がいる世帯（所得制限あり。また、病院や社会福祉施設へ入院、入所している人を除く。）	平成 8 年 4 月 1 日	
ひとり親世帯	次のいずれかに当てはまる世帯（所得制限あり） ①ひとり親家庭等医療費補助の受給者のいる世帯 ②児童扶養手当の受給者のいる世帯 ③①・②と同様の事情にあると認められる世帯	平成 8 年 4 月 1 日 (母子世帯)	1か月 10 m <sup>3</sup> (2か月では 20 m <sup>3</sup> ) までの使用料相当額
		平成 8 年 8 月 1 日 (父子世帯)	
社会福祉施設	民間が運営する社会福祉施設で、一定の要件を満たすもの 共同生活援助施設、障害者支援施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子生活支援施設	平成 12 年 4 月 1 日	
中国残留邦人等世帯	中国残留邦人等で支援給付を受けている世帯	平成 21 年 4 月 1 日	

※ 根拠規定

広島市下水道条例第 58 条

広島市下水道条例施行規則第 33 条

広島市下水道使用料減免取扱要綱

(3) 使用料の収納状況

区分 年度	調定額	収納額	収納件数	収納率	備考
平成31年度	21,527,896,234	19,949,734,269	2,939,469	92.7	徴収は水道局へ委託
令和2年度	20,860,649,942	19,305,663,166	2,869,592	92.6	
令和3年度	20,655,444,380	19,171,593,213	2,881,311	92.8	
令和4年度	20,482,227,391	19,020,760,992	2,886,309	92.8	
令和5年度	20,488,962,528	18,986,181,030	2,888,907	92.6	

※ 農業集落排水処理施設、特定環境保全公共下水道及び市営浄化槽の数値を含む。

## 第5章 水洗化の普及促進

下水道の供用が開始された場合等においては、建物の所有者等は、遅滞なく、下水を下水道へ流入させるために必要な排水設備を設置することを義務付けられている。

また、くみ取便所が設けられている建物の所有者にあっては、下水道による処理が開始された日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造することを義務付けられている。

本市における水洗化の状況並びに水洗化普及促進対策の概要は、次のとおりである。

### 1 水洗化の状況

#### (1) 水洗化の状況

(令和6年3月末現在)

事業、処理区別		処理区域内世帯数	水洗化世帯数	未水洗化世帯数	水洗化率
単独公共 下水道	千田	36,649 世帯	36,643 世帯	6 世帯	99.9 %
	江波	60,514	60,505	9	99.9
	旭町	35,414	35,319	95	99.7
	太田川	325,038	320,524	4,514	98.6
	計	457,615	452,991	4,624	99.0
流域関連 公共下水道	瀬野川	97,326	96,365	961	99.0
特定環境保全 公共下水道		6,032	5,219	813	86.5
農業集落排水		5,378	4,910	468	91.3
市営浄化槽		811	811	0	100.0
合 計		567,162	560,296	6,866	98.8

(注) 農業集落排水は整備計画区域内における整備済みの世帯数をもって、市営浄化槽は処理を行っている世帯数をもって、それぞれ処理区域内世帯数を算出している。

## (2) 未水洗化世帯の内訳

(令和6年3月末現在)

事業、処理区分	未水洗化世帯数	内訳	
		くみ取世帯数	し尿浄化槽世帯数
単独公共下水道	千田	6世帯	6世帯 0世帯
	江波	9	3 6
	旭町	95	50 45
	太田川	4,514	1,285 3,229
	計	4,624	1,344 3,280
流域関連公共下水道	瀬野川	961	529 432
特定環境保全公共下水道		813	508 305
農業集落排水		468	260 208
市営浄化槽		0	0 0
合計		6,866	2,641 4,225

## (3) 義務期限経過世帯の理由別内訳(公共下水道)

(令和6年3月末現在) (単位:世帯、%)

区分	くみ取便所		し尿浄化槽		合計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
借地・借家関係の紛争	247	18.0	132	3.1	379	6.8
私道関係の紛争	23	1.7	113	2.7	136	2.4
家屋の老朽化	572	41.6	394	9.4	966	17.3
資金が不足している	409	29.7	2,789	66.3	3,198	57.3
近く改造を予定している	57	4.1	626	14.9	683	12.2
地形的に工事が難しい	53	3.8	123	2.9	176	3.2
その他(家を売却予定等)	15	1.1	32	0.7	47	0.8
計	1,376	100.0	4,209	100.0	5,585	100.0

※ 水洗便所改造義務期限(3年)及びし尿浄化槽廃止義務期限(1年)経過世帯

## 2 水洗化普及促進対策

### (1) 水洗便所設備資金貸付制度

昭和 39 年 6 月から、処理区域内のくみ取便所を水洗便所に改造する者に対して資金の貸付けを行い、水洗便所の普及促進を図っている。

また、昭和 53 年 4 月からは、処理区域内のし尿浄化槽を廃止して汚水管を公共下水道に直結する者に対しての資金の貸付け、さらに昭和 60 年 4 月からは、大型し尿浄化槽（処理対象人員 51 人以上）廃止資金の貸付を行うこととした。

なお、生活扶助世帯に対しては補助金としてこれを交付している。

#### ア 制度の概要（令和 6 年 4 月 1 日現在）

##### (ア) くみ取便所、し尿浄化槽の場合

貸付金額 Ⓐ 水洗便所改造資金 1 戸につき 52 万円以内

Ⓑ し尿浄化槽廃止資金 1 基につき 50 万円以内

貸付利子 無利子

償還方法 Ⓐ 水洗便所改造資金

貸付けた月の翌月から 52 か月以内の月賦払（月 10,000 円）

Ⓑ し尿浄化槽廃止資金

貸付けた月の翌月から 50 か月以内の月賦払（月 10,000 円）

延滞利子 延滞金額につき年 10.22 パーセント

貸付対象者 の要件 Ⓢ 市税および下水道使用料を完納している者

Ⓑ 貸付金の償還について十分な能力を有する者

Ⓒ 連帯保証人を 1 名以上立てられる者

##### (イ) 大型浄化槽（51 人槽以上）の場合

貸付金額 1 基につき工事費の 8 割（250 万円以内）

貸付利子 無利子

償還方法 貸付けた月の翌月から 40 か月以内の月賦払

延滞利子 延滞金額につき年 10.22 パーセント

貸付対象者 の要件 Ⓢ 市税及び下水道使用料を完納している者

Ⓑ 貸付金の償還について十分な能力を有する者

Ⓒ 連帯保証人を 1 名以上立てられる者

イ 貸付けの状況

(令和 5 年度)

区分 事業、 処理区	水洗便所改造			し尿浄化槽廃止		
	改造世帯数			廃止世帯数		
		貸付分	自己資金分		貸付分	自己資金分
公共下水道	世帯 40	世帯 2	世帯 38	世帯 186	世帯 4	世帯 182
千田	0	0	0	0	0	0
江波	0	0	0	0	0	0
旭町	0	0	0	1	0	1
太田川	34	2	32	178	4	174
瀬野川	6	0	6	7	0	7
特定環境保全公共下水道	21	1	20	27	0	27
農業集落排水	19	2	17	13	0	13
市営浄化槽	11	1	10	2	0	2
計	91	6	85	228	4	224

※ 排水設備工事完了届受付日が令和 5 年度中のもの

ウ 年度別貸付状況

区分 年度	水洗便所改造資金		し尿浄化槽廃止資金		大型浄化槽廃止資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 31 年度	13	6,377,000	10	4,324,000	0	0
令和 2 年度	1	520,000	7	2,018,000	0	0
令和 3 年度	2	1,040,000	2	941,000	0	0
令和 4 年度	2	1,040,000	5	2,175,000	0	0
令和 5 年度	5	2,600,000	3	1,159,000	0	0

## (2) 私道内排水設備布設工事費補助金交付制度

昭和 48 年 4 月から、水洗便所の普及促進を図るため、処理区域内の私道で排水設備の布設工事を行う場合、その工事費の一部を補助することとしている。

なお、本制度も水洗便所設備資金貸付と同様に、昭和 53 年 4 月から、くみ取便所を水洗便所に改造する者のほか、し尿浄化槽を廃止して汚水管を公共下水道に直結する者も補助対象としている。

### ア 制度の概要

原則として、処理区域内の私道

補助対象私道 Ⓐ 私道にのみ面した家屋（水洗便所及びし尿浄化槽附設家屋のうち、当該私道内の既設の排水設備が技術上の基準に適合しているものを除く。）が 2 戸以上（家屋所有者 2 人以上）あり、全戸がくみ取便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止して汚水管を公共下水道に直結するために行う排水設備工事

補助対象工事 Ⓑ Ⓢ の工事と併せて行う当該私道の雨水排除のための排水設備布設工事

補助対象者の要件 Ⓐ 国及び地方公共団体以外の者  
Ⓑ 市税、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金を完納している者

○ 私道の土地所有者又は権利者の承諾を得ることができる者

補 助 率 市が認定した工事費の 3/4

### イ 補助の状況

区分年 度	件 数	対象世帯数	延 長	金 額
平成 30 年度	-	-	-	-
平成 31 年度	-	-	-	-
令和 2 年度	-	-	-	-
令和 3 年度	-	-	-	-
令和 4 年度	-	-	-	-
令和 5 年度	-	-	-	-

### (3) 私道の無償使用承諾による公共下水道の排水施設設置制度

昭和 48 年 7 月から、私道を公共下水道の排水施設の敷地として使用するため、公道に準ずる私道について土地の無償使用貸借契約を締結し排水施設の設置を行っていたが、平成 8 年 4 月 1 日より土地使用承諾（無償）に変更することにより手続きを簡略化し、公共下水道の整備促進を図っている。

#### ア 制度の概要

私道に排水施設（下水管）の設置を希望する者からの調査依頼及び設置申請を受け、一定の条件を満たす私道に市が排水施設（下水管）を設置する。

#### イ 対象となる私道の主な条件

- ① 公共下水道が整備済みの区域又は当該年度に整備を予定する区域内の私道であること。
- ② 公道から公道を結ぶ私道であること又は私道の一端が公道に接続していること。
- ③ 私道の幅員が 0.9m 以上で、かつ、支障なく下水管の設置工事ができること。
- ④ 私道にのみ面した家屋が 2 戸以上で、かつ、当該家屋の所有者が 2 人以上であること。
- ⑤ 私道の土地所有者全員が、当該私道へ下水管を設置するため土地を無償で使用することを承諾すること。
- ⑥ 私道の形態が明確であり、当該私道の土地所有者及び土地の所在位置が明確であること。

#### ウ 設置の状況

区 分 年 度	件 数	土地所有者数	延 長
平成 25 年度	15	138	1, 258. 10
平成 26 年度	9	136	1, 538. 60
平成 27 年度	11	120	751. 70
平成 28 年度	5	47	332. 60
平成 29 年度	7	42	332. 70
平成 30 年度	2	31	146. 55
令和 2 年度	5	43	661. 35
令和 3 年度	2	10	59. 00
令和 4 年度	4	50	443. 80
令和 5 年度	4	22	217. 50

#### (4) 生活扶助世帯水洗便所設備工事費補助金制度

##### ア 制度の概要

昭和 48 年 11 月から、水洗便所の普及及び排水設備の整備の促進を図るため、水洗便所設備工事を行う生活扶助世帯に対し、補助金を交付している。

##### イ 補助の状況

区 分 年 度	件 数	金 額
平成 31 年度	-	-
令和 2 年度	1	636,034
令和 3 年度	-	-
令和 4 年度	-	-
令和 5 年度	-	-

#### (5) 排水設備工事指定工事店

本市は、条例により、下水を公共下水道に流入させるために行う排水設備の新設等の工事は本市が指定した業者（指定工事店）でなければ施行してはならないと規定し、さらに、指定工事店には排水設備の工事に関し技能を有する責任技術者を専属に有することを義務付け、排水設備設置等の工事の適正施行に期している。

##### 指定工事店及び責任技術者の登録数

区 分 年 度	指定工事店数	責任技術者数
平成 31 年度末	416	900
令和 2 年度末	429	910
令和 3 年度末	432	920
令和 4 年度末	432	922
令和 5 年度末	425	916

※ 責任技術者数は、広島市の指定工事店に専属する責任技術者数である。

### 3 市民への普及啓発

イベントなどの機会を通じ、汚水処理による生活環境の改善や浸水対策といった下水道事業の幅広い役割について、市民の方々に下水道事業への理解と関心をより一層深めていただけよう、積極的な広報展開を図っている。

#### (1) 下水道出前講座の開催（平成15年度～）

職員が小学校、児童館、公民館などに出向き、パワーポイントや実験等を交えて、下水道の概要を分かりやすく説明する。

#### (2) 下水道サポーターの養成（平成15年度～）

下水道に興味・関心のあるサポーター（ボランティア）を育成し、下水道の広報活動を支援していただいている。

#### (3) 「下水道ふれあいフェア」の実施（平成13年度～）

例年9月10日の「下水道の日」当日又は前後の日曜日に、西部水資源再生センターを会場とした、下水道について楽しみながら学ぶイベントを開催している。

#### (4) 「下水道施設見学会」の実施（平成22年度～）

小学校4～6年生と保護者（2名1組）を対象に、下水道施設や工事現場などの見学を通じて下水道の仕組みや必要性などについて説明する「下水道施設見学会」を夏休み期間中に実施している。

#### (5) 「打ち水」イベントの支援（平成22年度～）

雨水の有効利用と環境問題に対する市民の意識を高めるため、用具の貸出しを通じて、町内会や商店街などの地域単位で実施される「打ち水」イベントの支援を行っている。

実績

単位:名

区分	出前講座	サポーター	ふれあいフェア	施設見学会
平成30年度	4, 257	5	中止	中止
平成31年度	5. 192	5	1, 613	74 (37組)
令和2年度	2, 762	中止	中止	中止
令和3年度	2, 674	中止	中止	中止
令和4年度	4, 270	3	中止	20 (10組)
令和5年度	4, 062	11	1, 354	60 (30組)

(注) サポーターは養成者数を、その他は参加者数を示している。

## 第6章 下水道の維持管理

### 1 管路施設の維持管理

管路施設は、一般家庭等から排出される下水を集め、終末処理施設等へ流入させる管きょ、マンホール、取付管等からなる下水道の根幹施設であり、住民生活を支える重要な役割を担っている。したがって、これらの施設の所期の目的を達成するため、適正な維持管理を行っている。

管きょの清掃については、管内調査を行い、その状態に応じて実施しているほか、土砂等が堆積しやすいか所の清掃を定期的に実施している。

また、管きょの補修、マンホールのかさ上かさ下、マンホール蓋の取替え等については、管内調査、路面の調査又は市民からの通報等により、必要に応じて隨時実施している。

#### (1) 管きょの清掃実績

(令和5年度)

区 分	管きょ延長 (m)	清掃延長 (m)	備 考
本管 700 mm以下のもの	5,063,328	18,440	業 務 委 託
本管 700 mmを超えるもの	505,752	200	
排水路等	536,659	23,386	
合 計	6,105,739	42,026	

#### (2) 取付管の清掃及び施設の補修等実績

(令和5年度)

区 分	施 行 数 量	備 考
取 付 管 の 清 掃	1,282 m	業 務 委 託
マンホール蓋の取替え及びかさ上かさ下	356 か所	請 負 工 事
本管、取付管及び マンホールの補修	本 管	32 m
	取 付 管	992 m
	マ ン ホ ー ル	6 か所

## 2 ポンプ場等の維持管理

ポンプ場等は、次のように区分し、維持管理を行っている。

(令和6年4月1日現在)

区分		運転形態	施設数	備考
汚水ポンプ場	合流式	下水を水資源再生センター及び雨水滞水池に送水する。	1 2	注 1
	分流式		2 4	注 2・3
雨水ポンプ場		降雨時の運転により雨水を排除する。	3 5	
汚水マンホールポンプ	公共	自然流下排水が困難な地域の汚水を自然流下の下水管まで揚水する。	4 8	注 4
	特環		2 5	
	農集		1 2 2	
雨水マンホールポンプ等		降雨時の運転により雨水を排除する。	6 7	
合 計			3 3 1	

注 1 合流式とは、汚水と雨水を一つの管きょで排除する方式である。

注 2 分流式とは、汚水と雨水を別々の管きょで排除する方式である。

注 3 汚水ポンプ場（分流式）及び雨水ポンプ場の併設ポンプ場 5 施設は、汚水ポンプ場の施設数に含んでいる。

注 4 マンホールポンプとは、道路等のマンホールの中に水中ポンプを設置したものである（比較的排水面積が狭い）。なお、汚水マンホールポンプにおいては、特定環境保全公共下水道（特環）分及び農業集落排水（農集）分を含む。

## 3 水資源再生センターの維持管理

令和5年度末現在、処理区域内の5つの水資源再生センターで下水処理を行っており、その維持管理の状況は次のとおりである。

### （1）下水の処理状況

(令和5年度)

区分	流入水量 (m <sup>3</sup> /年)	処理水量 (m <sup>3</sup> /年)		日平均処理水量 (m <sup>3</sup> /日)
		高級処理	簡易処理	
千田水資源再生センター	18,399,200	16,477,530	1,921,670	50,270
江波水資源再生センター	13,627,390	11,632,270	1,995,120	37,230
旭町水資源再生センター	14,486,700	13,143,130	1,343,570	39,580
西部水資源再生センター	82,171,330	82,171,330	—	224,510
和田水資源再生センター	104,542	104,542	—	286
合 計	128,789,162	123,528,802	5,260,360	351,876

## (2) 流入水、放流水の水質

(令和5年度)

センター名 採水箇所 項目	千 田		江 波		旭 町		西 部		和 田	
	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水
気 温 (℃)	18.5	18.5	16.5	16.5	20.5	20.5	16.5	16.5	17.0	17.0
水 温 (℃)	22.0	22.0	21.0	22.5	22.5	22.0	23.0	23.5	19.0	19.5
透 視 度 (cm)	7	97	7	100 以上	8	100 以上	6	98	5	85
p H	7.4	7.2	7.4	7.0	7.1	7.1	7.3	7.4	6.9	6.8
浮遊物質量 (mg/l)	120	2	87	0	65	0	140	1	110	3
B O D (mg/l)	170	5.1	130	1.7	130	1.2	130	6.8	140	1.7
C O D (mg/l)	90	10	70	5.9	69	5.4	90	11	80	5.0
全 窒 素 (mg/l)	27.0	13.7	21.8	9.4	25.9	10.5	30.8	18.9	25.6	1.1
アンモニア性窒素 (mg/l)	20.2	5.5	17.6	0.0	19.9	0.0	20.0	13.1	0.3	0.0
亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.0	2.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	0.0
硝酸性窒素 (mg/l)	0.2	4.8	0.1	7.2	0.0	10.0	1.3	4.1	3.3	1.1
有機性窒素 (mg/l)	6.6	1.4	4.1	2.1	6.0	0.5	8.6	0.8	6.8	0.6
全 り ん (mg/l)	3.1	1.0	2.5	1.1	2.9	1.8	4.7	1.4	3.5	1.4
りん酸イオン態りん (mg/l)	1.8	0.8	1.4	1.1	2.0	1.8	2.6	1.2	-	-
よう素消費量 (mg/l)	13	0.9	17	1.1	32	1.0	13	0.5	8.2	1.3
大腸菌群数 (個/cm³)	140×10³	100	160×10³	11	110×10³	31	120×10³	1	160×10³	0
塩化物イオン (mg/l)	570	520	1,100	1,400	830	920	210	280	-	-
カドミウム (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
シアソ (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
有機りん (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
鉛 (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
六価クロム (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ひ 素 (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
総 水 銀 (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
アルキル水銀 (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず

(注)「検出せず」とは定量下限値未満のことである。

センター名 採水箇所 項目	千 田		江 波		旭 町		西 部		和 田	
	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水
トリクロロエチレン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
テトラクロロエチレン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ジクロロメタン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
四 塩 化 炭 素 (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
1,3-ジクロロプロパン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
チ ウ ラ ム (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
シ マ ジ シ ン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
チオベンカルブ (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ベ ン ゼ ン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
セ レ ン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ほ う 素 (mg/l)	0.1	検出せず	0.2	0.3	0.2	0.2	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ふ つ 素 (mg/l)	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	検出せず	0.1	0.8	1.0
アンモニア等 (mg/l)	20.4	9.0	17.6	7.3	19.9	10.1	22.2	10.2	3.6	1.1
1,4-ジオキサン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	-	-	0.16	0.00043	0.22	0.00032	0.16	0.00043	-	-
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	10	検出せず	14	検出せず	12	検出せず	12	検出せず	6	検出せず
フエノール類 (mg/l)	0.05	検出せず	0.04	検出せず	0.06	検出せず	0.03	検出せず	検出せず	検出せず
銅 (mg/l)	0.023	検出せず	0.017	検出せず	0.021	検出せず	0.023	検出せず	0.095	0.042
亜 鉛 (mg/l)	0.07	0.02	0.05	0.03	0.06	0.03	0.05	0.03	0.09	0.04
溶 解 性 鉄 (mg/l)	0.1	検出せず	0.2	検出せず	0.2	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
溶解性マンガン (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
全 ク ロ ム (mg/l)	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず

(注) 「検出せず」とは定量下限値未満のことである。

## (3) 下水汚泥の処理処分状況

(令和5年度)

区分	処理・処方法	脱水ケーキ量 (t／年)	脱水ケーキ処理内訳 (t／年)		
			コンポスト化	セメント化	燃料化
千田水資源再生センター	濃縮 ————— 脱水 ————— コンポスト化 セメント化	11,584	2,978	8,606	
江波水資源再生センター	濃縮 ————— 脱水 ————— コンポスト化 セメント化	6,882	2,072	4,810	
旭町水資源再生センター	濃縮 ————— 脱水 ————— コンポスト化 セメント化	5,814	2,485	3,329	
西部水資源再生センター	濃縮 — 消化 — 脱水 ————— セメント化 燃料化	22,752		678	22,074
合計		47,032	7,535	17,423	22,074

(注) 和田水資源再生センターについては、下水汚泥を濃縮後、西部水資源再生センターへ搬入している。

## 4 事業場排水の水質規制

事業場排水の水質については、除害施設の設置、直罰制度、事前チェック制度、改善命令等の規定により、厳しく規制されている。

本市における事業場排水の水質規制の状況は、次のとおりである。

### (1) 排除基準

(令和6年4月1日現在)

対象者 対象物質及び項目	特定事業場			その他の事業場	
	排水量 50 m³/日以上	排水量 50 m³/日未満 30 m³/日以上	排水量 50 m³/日未満	排水量 50 m³/日以上	排水量 50 m³/日未満
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
	シアノ化合物	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
	有機燐化合物	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
	鉛及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	六価クロム化合物	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
	砒素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下
	トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
	四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	3 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
	チウラム	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
	シマジン	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
	ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下

対象者			特定事業場			その他の事業場	
			排水量 50 m³/日以上	排水量 50 m³/日未満 30 m³/日以上	排水量 50 m³/日未満	排水量 50 m³/日以上	排水量 50 m³/日未満
有害物質	ほう素及びその化合物	A	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下	10 以下
		B	230 以下	230 以下	230 以下	230 以下	230 以下
	ふつ素及びその化合物	A	8 以下	8 以下	8 以下	8 以下	8 以下
		B	15 以下	15 以下	15 以下	15 以下	15 以下
	1, 4 - ジオキサン		0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
	ダイオキシン類		10pg-TEQ/L 以下	10pg-TEQ/L 以下	10pg-TEQ/L 以下	10pg-TEQ/L 以下	10pg-TEQ/L 以下
	クロム及びその化合物		2 以下	2 以下	2 以下	2 以下	2 以下
	フェノール類		5 以下	5 以下		5 以下	
生活性環境項目等	銅及びその化合物		3 以下	3 以下		3 以下	
	亜鉛及びその化合物		2 以下	2 以下		2 以下	
	鉄及びその化合物(溶解性)		10 以下	10 以下		10 以下	
	マンガン及びその化合物(溶解性)		10 以下	10 以下		10 以下	
	生物化学的酸素要求量(BOD)		600 未満			600 未満	
	浮遊物質量(SS)		600 未満			600 未満	
	窒素含有量		240 未満	240 未満		240 未満	
	燐含有量		32 未満	32 未満		32 未満	
	n-ヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下
	動植物油脂類		30 以下	30 以下	30 以下	30 以下	30 以下
備考	水素イオン濃度(pH)		5を超える未満	5を超える未満	5を超える未満	5を超える未満	5を超える未満
	温度		45°C未満	45°C未満	45°C未満	45°C未満	45°C未満
	沃素消費量		220 未満	220 未満	220 未満	220 未満	220 以下
	1.	単位は、ダイオキシン類、水素イオン濃度(pH)、温度を除き、すべてmg/Lである。					
	2.	実線枠内は直罰、点線枠内は除害施設の設置等に係る規制基準である。					
	3.	排水量とは、一日当りの平均的な排出水の量のことである。					
	4.	排水量30m³/日以上の「シアン又はクロムを使用する特定事業場」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場」については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和46年広島県条例第69号)の基準が適用される。					
	5.	「ほう素及びその化合物」及び「ふつ素及びその化合物」の基準のうちAについては千田・江波・和田処理区内、Bについては旭町・西部・東部処理区内の事業場に適用される基準である。					
	6.	旅館業(入浴施設に温泉を利用するものを除く。)については特定事業場の基準は適用されない。ただし、宿泊者、旅館等の従業員以外の外部の客を受入れる一定規模以上の飲食店等を有する場合には、特定事業場の基準が適用される。					
	7.	特定事業場のダイオキシン類の項目は、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設(特定施設)に係る基準である。					
	8.	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設以外の事業場では、ダイオキシン類の基準は、下水処理区によつては適用されない場合がある。					
	9.	「六価クロム化合物」、「ほう素及びその化合物」、「ふつ素及びその化合物」及び「亜鉛及びその化合物」の基準は事業場の業種によっては暫定基準がある。					

(2) 指導・監視事業場数

(令和5年度末現在)

項目 区分	事業場区分		合計
	特定事業場	その他の事業場	
定期監視事業場 (A)	146	37	183
油分指導事業場 (B)	235	—	235
届出指導事業場 (C)	393	379	772
合計	774	416	1,190

- (備考)
- (A) 使用薬品、原材料あるいは立入調査結果から見て、悪質下水を排除するおそれがあり、定期的な立入検査、排水検査が必要な事業場。
  - (B) 給油所や車両整備業等の油分を含む汚水を排除するおそれのある事業場。
  - (C) 届出書により施設の使用状況等を確認し、必要に応じ、排水管理の方法等の指導を行う事業場。

## 第7章 河川等

### 1 広島市の河川

広島市域には、一級河川太田川、二級河川瀬野川及び八幡川という三大河川（水系）を中心に、720 の河川がある。市街地は、これら河川沿いの平地に形成されており、周辺部には中国山地の山々が連なり、南に風光明媚な瀬戸内海がひらけ、「水の都」と呼ばれる広島独特の都市景観を形成している。

広島市の歴史を振り返ると、太田川の搬出した土砂によってデルタが形成され、およそ 400 年前に、ときの領主であった毛利輝元が太田川河口の五ヶ村を広島と命名し、広島城を築いたことに始まる。

その後、江戸時代、明治時代に干拓が進み、市街地が発展していくにつれ、出水時における水害も増してきたため、護岸築堤の工事が絶えず繰り返された。

特に、大正 3 年、8 年及び昭和 3 年の洪水被害は甚大なものであったことから、地域の人々は太田川の本格的な改修を強く求めるようになった。

そして、昭和 7 年に太田川放水路事業に着手し、昭和 42 年度に太田川放水路が概成したことにより、広島市街地全体の洪水に対する安全度が飛躍的に向上し、下流部・下流デルタ域で大きく被害が軽減されている。

また、昭和 40 年代から新市域における宅地開発が急速に進む中、上流部の河川整備が遅れたため、豪雨のたびに宅地や農耕地などで溢水、浸水による被害がたびたび発生した。

近年では、平成 11 年、18 年、26 年、30 年、令和 3 年の洪水や土砂災害など、台風の襲来や急激な集中豪雨の発生が頻発する中、国・県・市は、こうした水害に対応するため、順次、河川改修を進めている。

## 2 河川の種別と管理区分

市内を流れる河川には、国が管理している一級河川、県が管理している一級河川（指定区間）及び二級河川、そして市が管理している準用河川及び普通河川がある。

### (1) 一級河川

国土保全または国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したものをいう。（河川法第4条）

### (2) 二級河川

一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で県知事が指定したものをいう。（河川法第5条）

### (3) 準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川で、市長が指定し管理を行っているものをいう。（河川法第100条）

### (4) 普通河川

河川法の適用または準用を受けない河川※で、市長が指定したものをいう。

※下水道法に規定する公共下水道及び農業用水路を除く

市内河川の一覧表

種別	管理区分	本数	延長(km)	主な河川名
一級河川	国	8	116.5	太田川、天満川、元安川 ほか
一級河川(指定区間)	県	43	257.6	京橋川、猿猴川 ほか
二級河川	県	10	88.8	瀬野川、八幡川、岡の下川 ほか
準用河川	市	5	6.3	堀川、寺山川、岩上川、榎山川、中道川
普通河川	市	655	541.1	青原川、大槌川 ほか
合計		720	1010.3	

(注) 延長は、市域外も含む河川の総延長

令和6年3月末現在

### 3 広島市の河川改修事業

広島市は、都市部の背後に急峻な山地や丘陵が広がり、治水機能がせい弱な河川を多く抱えているため、洪水の起こりやすい地形となっている。このため、国や県において、河川改修が鋭意進められている中、本市においても、次の事業を実施している。

#### (1) 都市基盤河川改修事業

県が管理している一級河川及び二級河川のうち、流下能力が著しく低く、豪雨時に溢水などの被害が発生している流域面積の比較的小規模な河川において、まちづくりや地域づくりと一体となったきめ細やかな治水対策を目指し、都市環境及び生活環境の保全を図るために都市基盤河川改修事業を行っている。

都市基盤河川改修事業一覧表

河川名	事業区間 (m)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	計画流量 (m <sup>3</sup> /秒)	確率年 (年)	整備率 (事業期間)
二又川 (ふたまたがわ)	1,100	2.00	32	1/10	完了 (S48～H15)
大塚川 (おおつかがわ)	2,740	10.40	85	暫定 1/3	完了 (S61～H4)
新安川 (しんやすかわ)	600	9.10	95	1/30	完了 (S62～H6)
御幸川 (みゆきがわ)	1,090	2.52	40	1/10	護岸及び河道部完了 (S50～H22) 排水機場等は R6 から 設計に着手
山倉川 (やまくらがわ)	940	2.60	40	1/30	完了 (H4～H24)
小河原川 (おがわらがわ)	1,450	5.79	280	1/50	97.5% (H9～R6)
合計	7,920				

令和6年3月末現在

## (2) 準用河川改修事業

治水対策、都市環境及び生活環境の保全を図るために準用河川改修事業を行うもの。

準用河川改修事業一覧表

河川名	指定区間 (m)	事業区間 (m)	流域面積 (km2)	計画流量 (m3/秒)	確率年 (年)	整備率 (事業期間)
寺山川 (てらやまがわ)	900	525	1.63	38	1/30	完了 (S62～H15)
岩上川 (いわのうえがわ)	1,530	832	1.20	29	1/50	完了 (H1～H29)
榎山川 (えのやまがわ)	660	660	3.16	49	1/10	完了 (H2～H14)
中道川 (なかみちがわ)	680	680	0.29	6	1/10	完了 (H2～H12)
堀川 (ほりかわ)	2,520	2,520	広島城跡堀川浄化事業 (国市で施行)			完了 (H1～H5)
合計	6,290	5,217				

令和6年3月末現在

## (3) 自然環境保全河川整備事業

河川の持つ豊かな自然を活かした「水にふれることのできる河川環境づくり」を進め、河川環境の保全・向上を図るために自然環境保全河川整備事業を行うもの。

自然環境保全河川整備事業一覧表

河川名	事業区間 (m)	流域面積 (km2)	計画流量 (m3/秒)	事業期間	備考
谷迫川 (たにさこがわ)	150	0.30	5	S60～S61	ふるさといきものの里 100選に選定
松宗川 (まつむねがわ)	290	1.20	20	S60～H5	
鍋土川 (なべつちがわ)	490	0.80	13	S60～H8	
水晶郷川 (すいしょうごうがわ)	40	1.90	29	S61～H4	
大谷川 (おおたにがわ)	260	2.00	33	S63～H9	
水越川 (みずこしがわ)	220	0.40	6	H1～H7	
松ヶ迫川 (まつがさこがわ)	190	0.30	5	H5～H10	
岩谷川 (いわやがわ)	50	0.40	6	H7～H8	
一面川 (いちめんがわ)	260	0.80	13	H8	
福永川 (ふくなががわ)	100	0.80	13	H9～H10	
大槌川 (おおづちがわ)	500	15.6	80	H11～H25	
青原川 (あおばらがわ)	120	0.30	5	H15～H21	
合計	2,670				

令和6年3月末現在

#### (4) 普通河川改良事業

普通河川の大半は、自然のまま蛇行しており、その断面は狭小なものとなっている。また、都市化が進み、流域の保水、遊水機能が低下しているため、豪雨のたびに浸水や溢水、護岸決壊などの被害が発生している。

このような災害から地域住民の生命・財産を守るとともに、生活環境の保全を図るため、緊急性や他事業との関連などを考慮しながら普通河川改良事業を行っている。

普通河川改良事業一覧表

河川数	管理延長 (km)	要改修河川数	要改修延長 (km)	改修済延長 (km)	改修率 (%)	備考
655	541.1	489	280.7	192.3	68.5	

令和6年3月末現在

#### (5) 河川環境整備事業

都市化が急激に進む中、都市部で貴重なオープンスペースとなっている河川空間について、豊かな自然環境を取り戻して活用することが求められている。

県が管理している二級河川において、市が事業主体となり、更なる河川利用の促進を目指し、親水性や生態系に配慮した護岸整備や連続性のある高水敷整備など、地域との連携を図りながら河川環境整備事業を行うもの。

また、事業が完了した後には、環境学習の場として広く市民に提供するなど、河川愛護に関する啓発支援を行っている。

河川環境整備事業一覧表

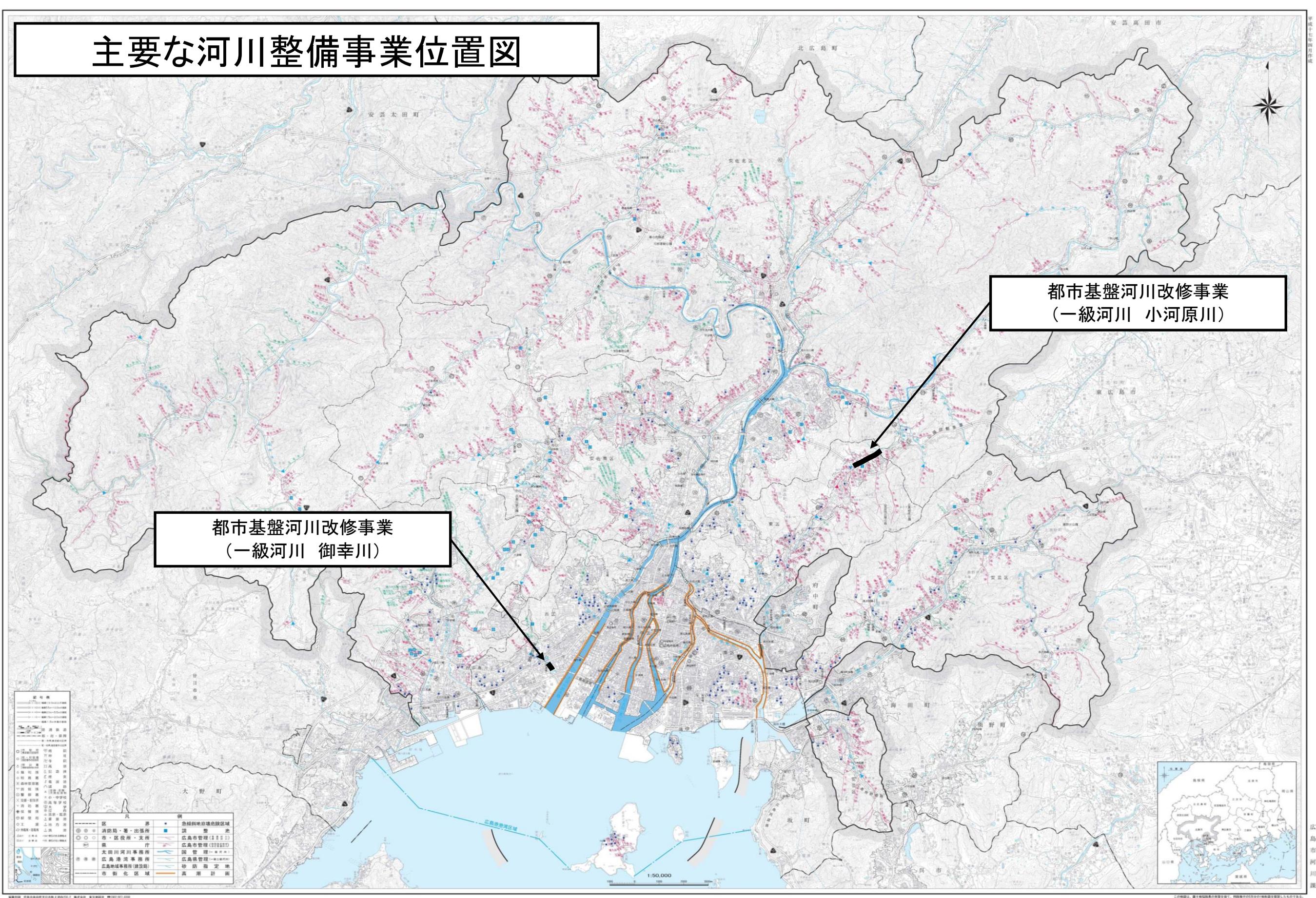
河川名	事業区間 (m)	整備率(事業期間)	備考
瀬野川（せのがわ）	3,500	完了(H2~H24)	高水敷整備（護岸、遊歩道など） 水辺の楽校 整備区間 700m

令和6年3月末現在

## 主要な河川整備事業位置図

## 都市基盤河川改修事業 (一級河川 小河原川)

## 都市基盤河川改修事業 (一級河川 御幸川)



#### 4 急傾斜地崩壊対策事業等

広島市は、急峻な地形と崩壊を起こしやすい風化した花崗岩等が広く分布し、土砂災害警戒区域等が極めて多い地域である。

このため、本市では豪雨等による崖崩れから市民の生命を守り、地域の安全・安心を確保するため、県と連携して急傾斜地崩壊対策事業を推進している。

##### (1) 急傾斜地崩壊対策事業（県・市施行）

急傾斜地法※では、公共施行は県が主体者となっている中、事業推進を図るため、土地所有者等の要望を受けた一定の要件に該当する急傾斜地を対象とし、本市においても崩壊防止工事を実施している。

※「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年8月1日施行)」

###### ア 概要

傾斜度が30度以上の斜面であり、かつ、次の要件を満たすこと。

（県施行） 高さ10m以上、保全家屋10戸以上など

（市施行） 高さ5m以上、保全家屋5戸以上など

###### イ 対策箇所

442箇所完了（令和6年3月末現在）

##### (2) 住宅の防災・減災推進事業（個人施行）

防災・減災を一層推進するため、一定の要件に該当し、個人が施行する人工崖や自然崖の対策工事について、補助金を支給する制度である。

###### ア 防災推進事業

地震により倒壊の危険性があると判断された住宅の基礎となる擁壁に対し、所有者等による耐震改修を目的とした対策工事を行うために必要となる費用の一部を補助する。

###### イ 減災推進事業

崖崩れの発生が予想される崖や崖崩れが発生し二次災害のおそれがある崖に対し、所有者等による被害の軽減を目的とした対策工事を行うために、必要となる費用の一部を補助する。

## 5 砂防事業

本市では、豪雨等による土砂流出災害を軽減するため、国及び県に対し砂防事業の推進並びに既設砂防堰堤の適切な保全を働きかけている。

(参考)

### (1) 砂防事業の概要

国は、平成 11 年 6 月の豪雨による土砂災害を契機に、平成 13 年度より「広島西部山系直轄砂防事業」、平成 30 年度より「安芸南部山系直轄砂防事業」として砂防堰堤の整備を進めている。

県は、令和 3 年 3 月に策定した「ひろしま砂防アクションプラン 2021」(令和 3~7 年度)において砂防堰堤の実施箇所を位置付け、整備を進めている。

### (2) 国及び県の取組

国は、被害を未然に防ぐ事前防災対策や平成 30 年 7 月豪雨災害及び令和 3 年 8 月の大河川氾濫災害の被災地における再度災害防止対策に取り組んでいる。

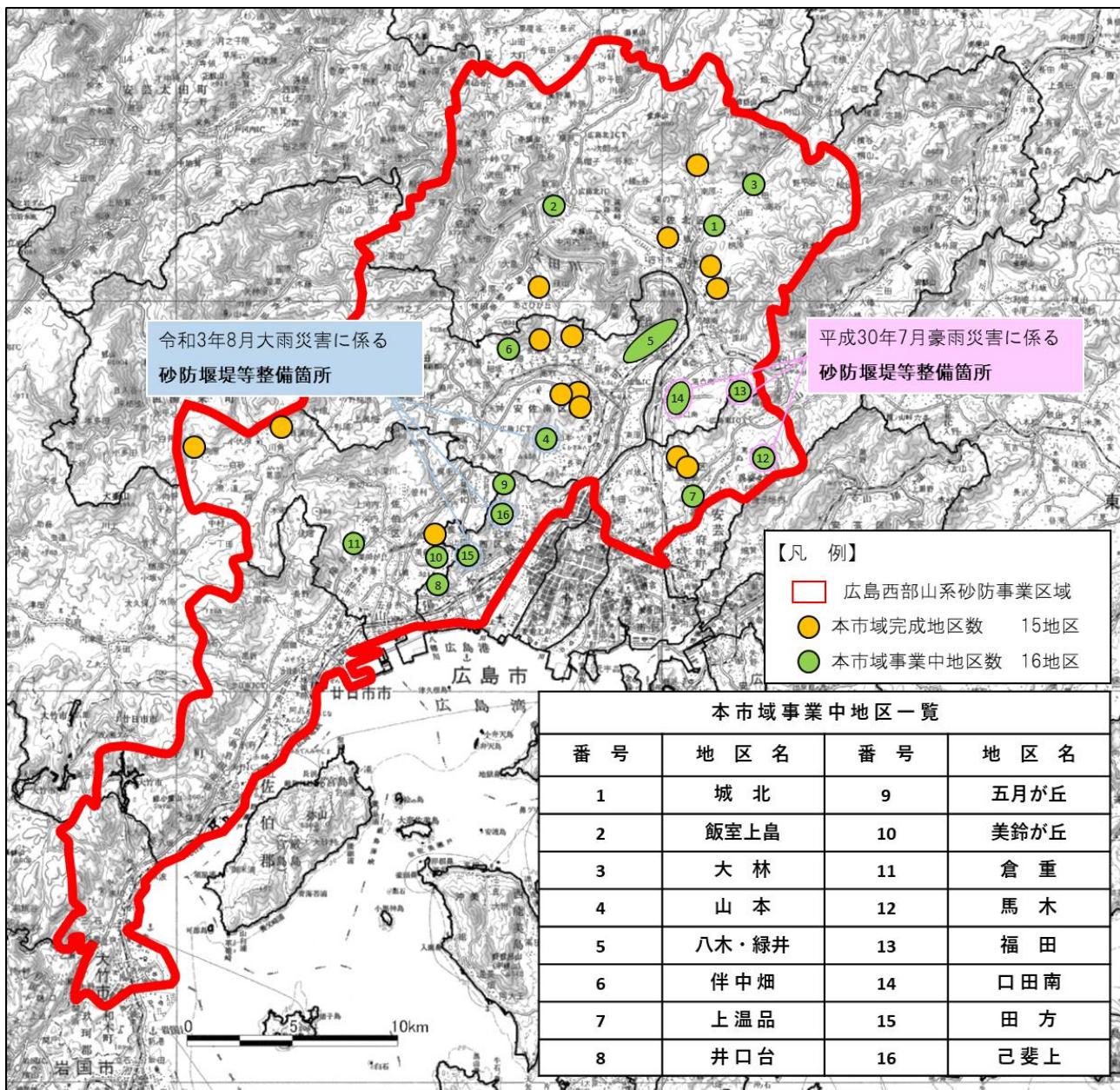
事業主体	国 (国土交通省)	
山系名	広島西部山系	安芸南部山系
事業期間	平成 13 年度～	平成 30 年度～
事業内容	砂防堰堤等の整備	
関係市町	広島市（東区、西区一部、安佐南区、安佐北区一部、佐伯区一部）、廿日市市、大竹市	広島市（安芸区一部）、呉市、坂町
本市域 計画地区数	31 地区	3 地区
うち完成地区	15 地区	—

令和 6 年 3 月末現在

県は、平成 30 年 7 月豪雨災害の被災地域における再度災害防止対策を最優先で実施するとともに、土砂災害に対する事前防災対策に取り組んでいる。

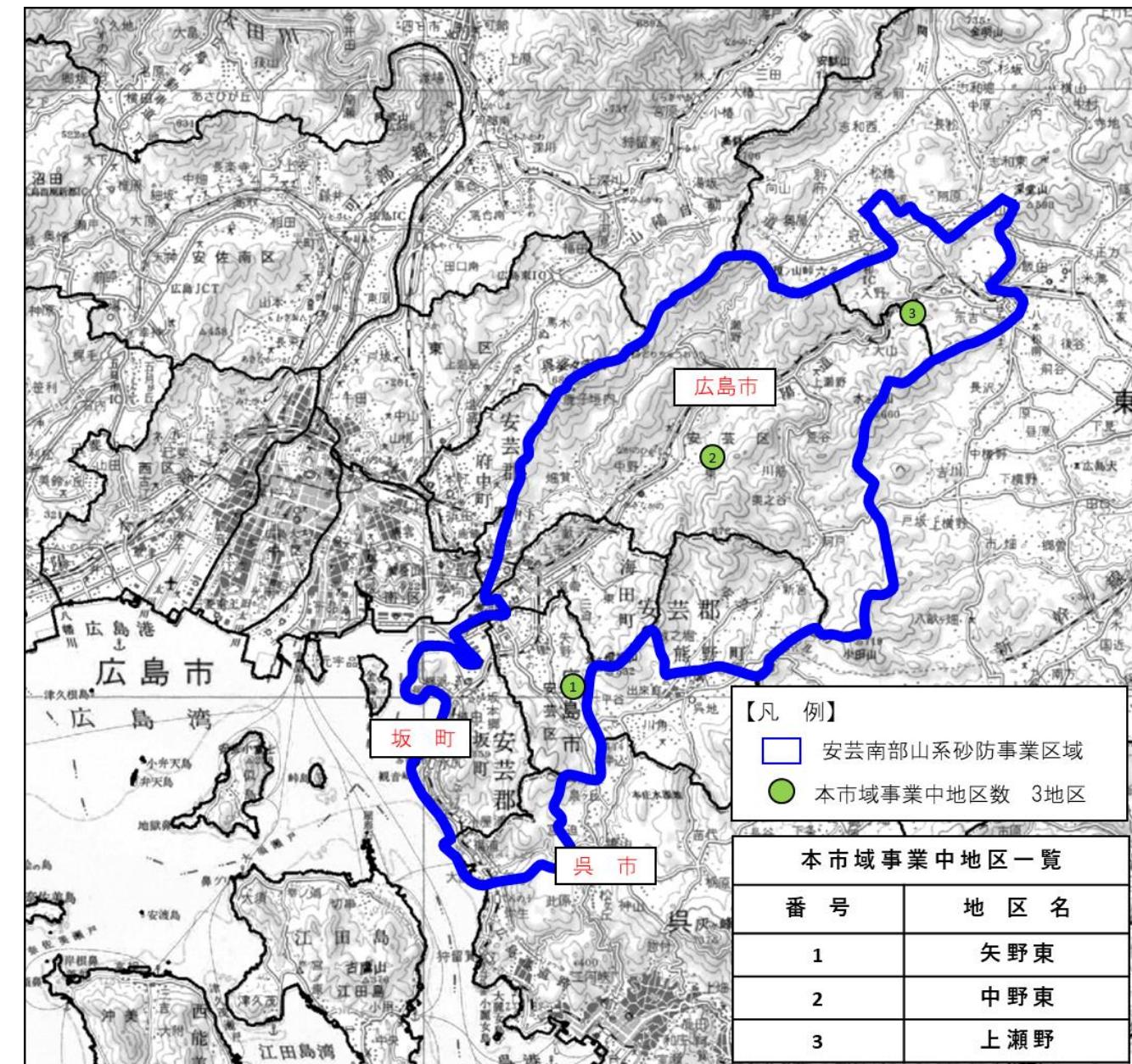
[広島西部山系の直轄砂防事業箇所]

令和6年3月末現在



[安芸南部山系の直轄砂防事業箇所]

令和6年3月末現在



## 6 土砂災害防止法に基づく取組

### (1) 概要

本市では、土砂災害防止法<sup>\*</sup>に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、県において指定される土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に基づき、危険の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進している。

※「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成13年4月1日施行)」

### (2) 取組

#### ア 土砂災害警戒区域等の指定

県では、平成13年の土砂災害防止法施行以降、土砂災害警戒区域等の指定を進め、平成26年8月豪雨災害の実態を踏まえた区域設定基準の見直し等を行った上で、令和元年12月、本市域内の区域指定が完了した。

また、平成30年7月豪雨災害において、谷地形を呈していない箇所からも土砂災害が発生したため、人家等の被害が発生又は予測される箇所について、基礎調査を実施し、令和2年6月に追加の区域指定が完了した。

#### 【土砂災害警戒区域等の指定状況（令和6年3月末現在）】

区分	指定箇所数
土砂災害警戒区域等 (うち土砂災害特別警戒区域)	7,823 (7,187)
急傾斜地	5,047 (4,769)
土石流	2,771 (2,418)
地すべり	5 (0)

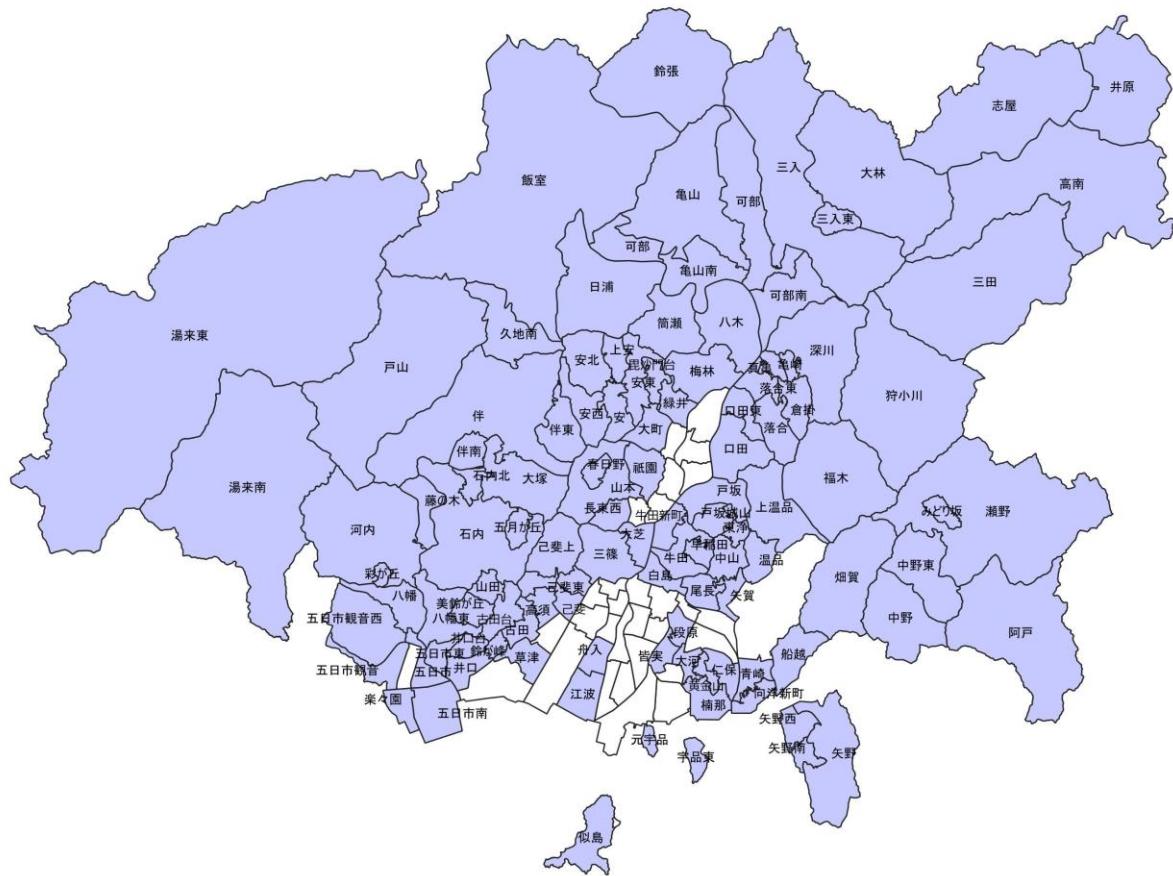
#### イ 土砂災害ハザードマップの更新・周知

県における土砂災害警戒区域等の見直しや避難所等の変更に合わせ、土砂災害ハザードマップを更新し、本市ホームページに掲載するとともに、各区役所に置き、市民に周知を行っている。

## [ハザードマップの作成状況]

### 凡例

<span style="background-color: #6A8DAA; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	作成済	1 1 0 (小学校区)
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	作成対象外	3 0 (小学校区)



## 第8章 執行体制

組織・事務分掌（令和6年4月1日現在）

### 下水道局

#### 経営企画課

(庶務係 経理係)

- 1 下水道事業の経営に関する調査及び企画
- 2 下水道事業に係る財政計画及び資金計画

#### 河川防災課

- 1 河川の管理、防災及び急傾斜地の崩壊防止
- 2 土砂災害防止対策に関する調査、企画及び総合調整

### 管理部

#### 管理課

(庶務係 使用料係 普及促進係 水質管理係)

- 1 公共下水道の管理の総括
- 2 下水道使用料
- 3 水洗便所の普及
- 4 公共下水道等に係る水質管理及びその総括

#### 維持課

(維持係)

- 1 水資源再生センター、下水ポンプ場等の運転操作、維持管理及び補修工事の総括

(整備係 第一操作係 第二操作係 第三操作係 第四操作係)

- 1 下水ポンプ場（水資源再生センターの所掌に属するものを除く。）の運転操作、維持管理及び補修工事

#### 千田水資源再生センター

(管理係 第一操作係 第二操作係 水質係)

#### 江波水資源再生センター

(管理係 第一操作係 第二操作係 水質係)

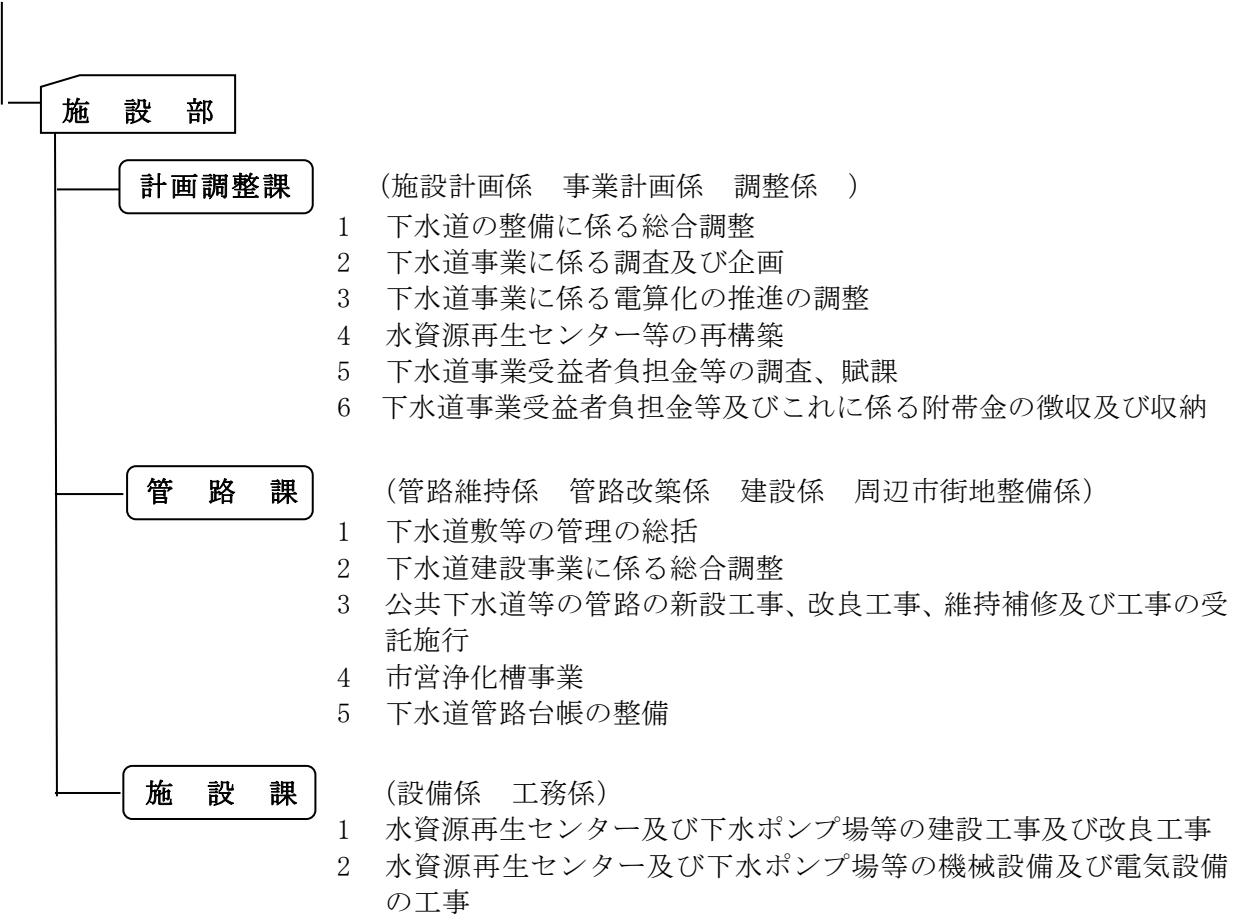
#### 旭町水資源再生センター

(管理係 操作係 水質係)

#### 西部水資源再生センター

(管理係 水質係)

- 1 水資源再生センター及び同センターの処理区域内の中継ポンプ場の維持管理、運転操作及び補修工事



詳細については「広島市事務組織規則」をご参照ください。

([https://www.city.hiroshima.lg.jp/kikaku/houki/reiki\\_int/reiki\\_honbun/r500RG00000074.html](https://www.city.hiroshima.lg.jp/kikaku/houki/reiki_int/reiki_honbun/r500RG00000074.html))

## 第9章 下水道のあゆみ

### 1 事業の沿革

中国山地に源を発する太田川の下流、「デルタ」の上に発達した広島は、市街地の大半が満潮面以下の低湿地であるため、排水の問題には古くから悩まされてきた。

明治 33 年には早くも市瀬恭次郎博士に設計を依頼して、改良下水道の計画を樹立したのであるが、当時、上水道の建設に巨費を投じた直後で財政上の余力がなかったので、工事の施行を一時延期して明治 41 年 3 月に着工した。この工事は途中、財政上あるいは工事技術上の都合等で再三工期が延期されたが、大正 5 年 5 月に総工費 1,463,000 円を費し、572 ヘクタールに対して下水道を整備した。

その後、年々、若干の増補改良工事を行ったが、日中戦争につぐ第 2 次世界大戦の影響で、昭和 12 年以降ほとんど工事が行われなかつた。

また、昭和 20 年 8 月 6 日の原爆被災で、本市は廃墟と化し、戦前の下水道施設も壊滅的な打撃を受け、下水道の機能は麻痺状態になった。その応急復旧は、昭和 23 年度までに完了したが、戦災復興土地区画整理事業に伴う抜本的な街路網の変更などで、その大半が使用できなくなり、戦後の下水道整備は、ゼロからのスタートに等しい状況になつた。

このため、昭和 24 年に第一期公共下水道築造事業の計画を樹立して、昭和 26 年度に認可を受け、ただちに着工した。この事業は主として、戦災復興区域を対象とした 1,493 ヘクタール（処理区域 838 ヘクタール、処理場 2 か所）に下水道を整備しようとするものであるが、最終年度の昭和 43 年度に至り、着工以来 18 年を経過したにもかかわらず、事業の進捗率は、計画面積の約 65 パーセントに過ぎない状況であった。

この間、著しい都市への人口集中や産業、経済の発展に伴う生活排水、工場排水の増加のために、河川の汚濁が目立ち始め、また、浸水も続発したため、下水道の緊急な拡充整備、特に処理施設の充実が強く要請されるようになってきた。

このため、この状況を開拓して、下水道事業の飛躍的な発展と計画的な実施を期するため、昭和 44 年に整備区域を 2,256 ヘクタール（処理区域 2,188 ヘクタール、処理場 4 か所）に拡張するとともに、財政的にも下水道受益者負担金制度を採用し、強力な下水道事業の推進体制を確立した。

その後、公害対策基本法に基づく水質環境基準の達成を図るため、広島県は、昭和 48 年 3 月市街化区域状況等をふまえ、下水道整備の総合的な基本計画として「太田川・瀬野川流域別下水道整備総合計画」を策定した。

本市は、この計画に基づき、昭和 48 年度から旧市域の一部と新市域にかかる計画面積 12,972 ヘクタールを流域関連公共下水道として整備に着手する一方、旧市域については、従前から継続している第一期公共下水道整備事業に加え、昭和 52 年度から処理区域の拡大を図ることとし、第二期公共下水道整備事業に着手した。

さらに、昭和 56 年度から、この第一期事業と第二期事業を有機的かつ効率的に推進するため、これを統合し、計画面積 2,021 ヘクタールを単独公共下水道として整備促進を図っている。

続いて、平成 2 年度には、太田川流域下水道太田川処理区を単独公共下水道に移管し、平成 3 年度には、都市化の進展に伴う浸水被害を解消するため、千田処理区において千田雨水幹線の建設工事に着手した。

執行体制においては、下水道財政の明確化を図るため昭和 60 年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、財団法人広島市都市整備公社の下水道部を分離し拡充するため、昭和 62 年度に財団法人広島市下水道公社を設立したが、平成 15 年度末をもって市街化区域内における汚水管きよの整備が既成することとなったことから、維持管理部門を財団法人広島市都市整備公社下水道部に事業移管し解散した。

また、下水道整備が新市域へ及ぶことに対応するため、昭和 59 年度には佐伯区役所に下水道課を新設し、昭和 63 年度には安佐南区役所に下水道課を新設する一方、建設第四課を廃止し、平成 2 年度には安佐北区役所に下水道課を新設し、平成 7 年度には建設第一課、建設第二課、建設第三課の 3 課を、分かり易い名称の施設課、管きよ課の 2 課に改めるとともに、安芸区役所に下水道課を新設し、事業のより一層の推進を図ってきたが、平成 17 年度に事業縮小に伴い安芸区役所の下水道課を土木課下水道係に変更した。

そして、平成 9 年度には下水道総務課と経理課を統合し、経営企画課を新設するとともに、建設局より河川課を移管し、平成 13 年度には施設課と管きよ課を統合して建設課を新設した。平成 16 年度より、建設部を施設部とし、建設部の調整課・計画課を廃止し、計画調整課を新設し、建設課を廃止し、管路課、施設課を新設した。

さらに、「下水処理場」に代わる新名称を公募して、平成 19 年 4 月 1 日から「水資源再生センター」に改称した。

平成 20 年 4 月 1 日からは、市街化区域外の生活排水処理対策について、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、市営浄化槽の 3 事業を公営企業会計である下水道事業会計に統合して整備を推進することとした。

## 2 主要年表

下水道のあゆみ

年 月	事 項
明治 22 年 4 月	市制施行
27 年 12 月	内務省顧問技師 W. K. バルトンが広島市衛生状況報告書を提出
31 年 5 月	下水道改良工事の設計を市瀬恭次郎工学博士に嘱託
33 年 3 月	市瀬恭次郎工学博士が広島市下水道改良工事設計調査報告書を提出
37 年 9 月	臨時下水道改良方法調査委員会を設置し、下水道の調査、設計を開始
39 年	下水道布設五箇年計画を策定し、事業計画の認可を内務大臣に申請
40 年 3 月	下水道布設五箇年計画を 7 か年継続事業として内務大臣が認可
9 月	下水道布設五箇年計画を 7 か年計画に変更し、築造認可を内務大臣に申請
10 月	下水道築造事業を内務大臣が認可
11 月	下水道臨時築造部の設置
12 月	下水道築造工事を 11 工区に分割し、工事年度割を決定
41 年 3 月	第 6 工区の下水道築造工事に着手（下水道創設事業に着手）
42 年 1 月	第 6 工区の下水道築造工事の完了
4 月	第 5 工区の下水道築造工事に着手
43 年	下水道事業の第 1 回変更計画を申請し、認可
6 月	第 7 工区の下水道築造工事に着手
44 年 2 月	第 3 工区の下水道築造工事に着手
8 月	第 3 工区の下水道築造工事の完了
45 年 3 月	第 5 工区の下水道築造工事の完了
5 月	第 4 工区の下水道築造工事に着手
大正 2 年 3 月	第 2 工区の下水道築造工事に着手
3 月	第 7 工区の下水道築造工事の完了
6 月	第 1 工区の下水道築造工事に着手
3 年 6 月	第 10 工区の下水道築造工事に着手
9 月	第 1 工区の下水道築造工事の完了
10 月	第 10 工区の下水道築造工事の完了
4 年 1 月	第 8・9・11 工区の下水道築造工事に着手
2 月	下水道築造事業の第 2 回変更計画の申請
2 月	第 2 工区の下水道築造工事の完了
3 月	下水道築造事業の第 2 回変更計画の認可
8 月	第 8・9・11 工区の下水道築造工事の完了
5 年 5 月	第 4 工区の下水道築造工事の完了により、下水道創設事業の竣工（排水面積 572ha、排水人口 145,000 人、大州・大河・千田・御幸橋・觀音・東雲抽水所）
9 月	下水道臨時築造部の廃止
10 月	土木課に下水道係を設置
6 年～ 昭和 11 年	増補改良工事を若干量実施（昭和 11 年度末で排水面積 763ha、排水人口 277,080 人、抽水所 12 か所）

年　月	事　項
12 年～ 15 年	増補改良工事を実施
15 年 3 月	宇品抽水所の稼働
16 年 3 月	土木部に下水道課（庶務係、工事係）を設置
16 年～ 20 年	増補改良工事を実施
20 年 8 月	原爆によって下水道施設の大半が被災し、機能喪失（13か所の抽水所のうち全焼 3か所、全壊 5か所、半壊 3か所、一部破壊 2か所等） 機構を縮小し、土木課に下水道係を設置
21 年 1 月	復興局に下水課を設置 戦災復旧下水道事業に着手 戦災復興下水道事業に着手 庚午抽水所の稼働
22 年	改良下水道の調査、計画に着手 観音抽水所の稼動
23 年 12 月	下水道条例（旧）の制定
24 年 3 月	戦災復旧下水道事業の完了（広瀬・空鞘・大州・鶴見・常盤・榎町・御幸橋・大河・東雲・宇品・青崎抽水所の復旧等）
8 月	広島平和記念都市建設法の公布
10 月	平和記念都市建設計画の一環として下水道計画を策定（戦災区域は公共下水道計画、周辺地区は排水施設計画）
25 年 3 月	新千田抽水所の稼働
4 月	建設局下水課に機構改革 大州抽水所の稼働
26 年 3 月	第 1 期公共下水道事業の認可を厚生大臣、建設大臣に申請
4 月	第 1 期公共下水道事業（戦災復興下水道事業、増補改良下水道事業、下水道築造事業）に着手
6 月	東雲抽水所の稼働
8 月	牛田抽水所の稼働
27 年 4 月	下水道条例（旧）の全面改正
5 月	第 1 期公共下水道事業（戦災復興地区を対象、千田下水処理場を計画）を厚生大臣が認可
6 月	排水施設整備計画、同事業計画（周辺地区 10幹線排水路、6ポンプ所）の決定
6 月	下水道使用料の徴収を開始
6 月	庚午浜ポンプ所の稼働
28 年 1 月	下水道使用料の徴収を水道事業管理者に委任
7 月	鶴見ポンプ場の稼働
30 年 5 月	旧吉島ポンプ所の稼働

年　月	事　項
32年	千田ポンプ場の稼働
33年 2月	千田下水処理場の建設工事に着手（簡易処理）
	横川仮設ポンプ所の稼働
35年 10月	建設局に下水部（工務課、管理課）を設置
36年 2月	第1期公共下水道事業の第1回変更を厚生大臣が認可
3月	第1期公共下水道事業の第1回変更を建設大臣が認可
4月	千田下水処理場の稼働（簡易処理）
4月	下水道使用料の改定
37年 6月	白島ポンプ場の稼働
38年 10月	福島ポンプ場の稼働
39年 1月	旭町ポンプ場の稼働
3月	第1期公共下水道事業の第2回変更を厚生大臣、建設大臣が認可
6月	水洗便所改造資金貸付制度の創設
	庚午橋ポンプ所の稼働
40年 4月	己斐雨水ポンプ場の稼働
4月	水洗便所改造資金貸付制度の改正
5月	太田川放水路の完成
10月	千田下水処理場の建設工事に着手（高級処理）
41年 1月	第1期公共下水道事業の第3回変更を建設大臣が認可
3月	40年度末の公共下水道人口普及率 14.0%
	（処理人口 74,167人／行政人口 528,447人、処理区域 463ha）
5月	旧青崎ポンプ場の稼働
8月	水洗便所改造資金貸付制度の改正
12月	御幸松ポンプ所の稼働
42年 1月	第1期公共下水道事業の第4回変更を建設大臣が認可
1月	大州ポンプ場の稼働
3月	41年度末の公共下水道人口普及率 14.7%
	（処理人口 78,600人／行政人口 533,858人、処理区域 463ha）
6月	横川ポンプ場の稼働
8月	旧大州ポンプ場の稼働
9月	江波ポンプ場の稼働
9月	旧庚午ポンプ場の稼働
43年 3月	42年度末の公共下水道人口普及率 14.5%
	（処理人口 78,996人／行政人口 544,013人、処理区域 450ha）
4月	下水道使用料の改定
10月	江波下水処理場の建設工事に着手（簡易処理）
44年 2月	第1期公共下水道事業の第5回変更を建設大臣が認可
3月	下水道事業受益者負担金制度の採用
3月	43年度末の公共下水道人口普及率 14.6%

年 月	事 項
	(処理人口 80,208 人／行政人口 548,601 人、処理区域 450ha)
5 月	吉島ポンプ場の稼働
7 月	千田下水処理場の稼働（高級処理）
45 年 3 月	44 年度末の公共下水道人口普及率 14.7%
	(処理人口 81,610 人／行政人口 555,684 人、処理区域 456ha)
4 月	東雲ポンプ場の稼働
9 月	広島市河川水域に係る水質環境基準の類型指定
46 年 3 月	基町ポンプ場の稼働
3 月	45 年度末の公共下水道人口普及率 14.8%
	(処理人口 83,300 人／行政人口 561,998 人、処理区域 461ha)
10 月	東浄小規模下水道の設置
47 年 3 月	46 年度末の公共下水道人口普及率 14.8%
	(処理人口 84,990 人／行政人口 572,711 人、処理区域 463ha)
4 月	江波下水処理場の稼働（簡易処理）
4 月	虹山小規模下水道の設置
4 月	大正橋ポンプ場の稼働
5 月	鈴が台小規模下水道の設置
6 月	第 1 期公共下水道事業の第 6 回変更を建設大臣が認可
	江波下水処理場の建設工事に着手（高級処理）
8 月	祇園町から安川ポンプ場の引継ぎ
10 月	下水道条例（現行）の制定
11 月	下水道使用料の改定
48 年 1 月	宇品ポンプ場の稼働
3 月	太田川・瀬野川流域別下水道整備総合計画を建設大臣が承認
3 月	47 年度末の公共下水道人口普及率 23.7%
	(処理人口 175,892 人／行政人口 740,662 人、処理区域 1,092ha)
4 月	水洗便所改造資金貸付制度の改正
8 月	第 1 期公共下水道事業の第 7 回変更を建設大臣が認可
11 月	旭町下水処理場の建設工事に着手（高級処理）
11 月	大州下水処理場の建設工事に着手（高級処理）
12 月	流域関連公共下水道事業を広島県知事が認可
49 年 3 月	48 年度末の公共下水道人口普及率 24.0%
	(処理人口 182,400 人／行政人口 760,750 人、処理区域 1,092ha)
4 月	水洗便所改造資金貸付制度の改正
7 月	戸坂ポンプ場の稼働
	江波下水処理場の稼働（高級処理）
11 月	流域関連公共下水道事業の第 1 回変更を広島県知事が認可
11 月	船越町から入川ポンプ場、鴻治ポンプ場の引継ぎ
50 年 3 月	49 年度末の公共下水道人口普及率 22.7%

年　月	事　項
3 月	(処理人口 189,000 人／行政人口 832,858 人、処理区域 1,300ha)
4 月	水洗便所改造資金貸付制度の改正
4 月	下庄ポンプ場の稼働
51 年 3 月	第 1 期公共下水道事業の第 8 回変更を建設大臣が認可
3 月	50 年度末の公共下水道人口普及率 24.3%
	(処理人口 205,060 人／行政人口 845,126 人、処理区域 1,310ha)
6 月	下水道使用料の改定
52 年 3 月	51 年度末の公共下水道人口普及率 25.9%
	(処理人口 221,130 人／行政人口 854,894 人、処理区域 1,340ha)
4 月	下水道局（管理部、建設部）の設置
9 月	公共下水道事業の第 9 回変更を建設大臣が認可
9 月	西部小規模下水道の設置
10 月	旭町下水処理場の稼働（1／4 系列、高級処理）
53 年 3 月	52 年度末の公共下水道人口普及率 26.2%
	(処理人口 226,380 人／行政人口 864,251 人、処理区域 1,568ha)
4 月	水洗便所改造資金貸付制度を水洗便所設備資金貸付制度に名称を変更し、新たにし尿浄化槽廃止資金を貸付け
8 月	公共下水道事業の第 10 回変更を建設大臣が認可
9 月	庚午ポンプ場の稼働
11 月	海老橋ポンプ場の稼働
54 年 1 月	公共下水道事業の第 11 回変更を建設大臣が認可
3 月	53 年度末の公共下水道人口普及率 27.8%
	(処理人口 241,700 人／行政人口 870,299 人、処理区域 1,627ha)
7 月	千田下水処理場（西系）の建設工事に着手（高級処理）
8 月	流域関連公共下水道事業の第 2 回変更を広島県知事が認可
12 月	下水道事業受益者負担金制度の条例化（昭和 55 年 4 月施行）
55 年 3 月	54 年度末の公共下水道人口普及率 28.7%
	(処理人口 252,800 人／行政人口 880,062 人、処理区域 1,641ha)
4 月	政令指定都市に移行
4 月	水洗便所設備資金貸付制度の改正
4 月	安光が丘小規模下水道の設置
4 月	第二高取台小規模下水道の設置
4 月	旭町下水処理場の稼働（2／4 系列、高級処理）
8 月	下水道使用料の改定
10 月	大州下水処理場の稼働（高級処理）
56 年 3 月	流域関連公共下水道事業の第 3 回変更を広島県知事が認可
3 月	55 年度末の公共下水道人口普及率 32.8%
	(処理人口 292,270 人／行政人口 892,386 人、処理区域 2,162ha)

年 月	事 項
4 月	安緑が丘小規模下水道の設置
4 月	毘沙門台小規模下水道の設置
4 月	翠光台小規模下水道の設置
5 月	公共下水道事業の第 12 回変更を建設大臣が認可
8 月	財団法人広島県下水道公社の設立
10 月	太田川流域下水道西部浄化センターの稼働（1／12 系列、高級処理） 中島ポンプ場の稼働
10 月	鈴が台小規模下水道の廃止
10 月	西部小規模下水道の廃止
57 年 1 月	吉見ポンプ場の稼働
3 月	56 年度末の公共下水道人口普及率 36.0% (処理人口 324,810 人／行政人口 902,725 人、処理区域 2,653ha)
4 月	間所ポンプ場の稼働
4 月	戸坂中島ポンプ場の稼働
4 月	松が丘小規模下水道の設置
4 月	武田山小規模下水道の設置
4 月	平和台小規模下水道の設置
4 月	大原台小規模下水道の設置
58 年 3 月	57 年度末の公共下水道人口普及率 38.1% (処理人口 346,862 人／行政人口 909,667 人、処理区域 2,917ha)
4 月	流域関連公共下水道事業の第 4 回変更を広島県知事が認可
4 月	大町小規模下水道の設置
8 月	下水道使用料の改定
10 月	山田小規模下水道の設置
59 年 3 月	58 年度末の公共下水道人口普及率 39.8% (処理人口 365,170 人／行政人口 918,182 人、処理区域 3,080ha)
6 月	南観音ポンプ場の稼働
7 月	流域関連公共下水道事業の第 5 回変更を広島県知事が認可
12 月	千田下水処理場（西系）の稼働（高級処理）
12 月	千田ポンプ場の稼働
60 年 2 月	流域関連公共下水道事業の第 6 回変更を広島県知事が認可
2 月	公共下水道事業の第 13 回変更を建設大臣が認可
3 月	佐伯区役所に下水道課を設置
3 月	五日市町から新地排水ポンプ場、吉見排水ポンプ場、海老橋ポンプ場の引継ぎ
3 月	59 年度末の公共下水道人口普及率 37.8% (処理人口 387,347 人／行政人口 1,024,072 人、処理区域 3,317ha)
4 月	企業会計方式を導入

年 月	事 項
4 月	出島中継ポンプ場の稼働
4 月	丹那中継ポンプ場の稼働
4 月	元宇品中継ポンプ場の稼働
4 月	水洗便所設備資金貸付制度を改正し、新たに大型浄化槽廃止資金を貸付け
8 月	舟木ポンプ場の稼働
61 年 3 月	流域関連公共下水道事業の第 7 回変更を広島県知事が認可
3 月	太田川流域下水道西部浄化センターの稼働（2／12 系列、高級処理）
3 月	60 年度末の公共下水道人口普及率 39.6% (処理人口 409,983 人／行政人口 1,035,312 人、処理区域 3,556ha)
4 月	千田処理場（東系）雨水滞水池の建設工事に着手
6 月	旭町下水処理場の稼働〔3／4 系列（平成 2 年 4 月に 3／3 系列に変更）、高級処理〕
9 月	流域関連公共下水道事業の第 8 回変更を広島県知事が認可
62 年 3 月	61 年度末の公共下水道人口普及率 42.6% (処理人口 445,682 人／行政人口 1,046,265 人、処理区域 3,872ha)
3 月	公共下水道事業の第 14 回変更を建設大臣が認可
4 月	財団法人広島市下水道公社の設立
4 月	五月が丘小規模下水道の設置
4 月	水洗便所設備資金貸付制度の改正
4 月	井口ポンプ場の稼働
4 月	己斐中継ポンプ場の稼働
8 月	流域関連公共下水道事業の第 9 回変更を広島県知事が認可
11 月	下水道使用料の改定
63 年 3 月	流域関連公共下水道事業の第 10 回変更を広島県知事が認可
3 月	62 年度末の公共下水道人口普及率 44.3% (処理人口 467,278 人／行政人口 1,054,798 人、処理区域 4,069ha)
4 月	天水ポンプ場稼働
4 月	安佐南区役所に下水道課を設置
4 月	伴瀬戸内小規模下水道の設置
4 月	美鈴が丘小規模下水道の設置
8 月	船越ポンプ場の稼働
9 月	公共下水道事業の第 15 回変更を建設大臣が認可
10 月	太田川流域下水道東部浄化センターの稼働（高級処理）
11 月	戸坂中継ポンプ場の稼働
平成元年 3 月	公共下水道事業の第 16 回変更を建設大臣が認可
3 月	63 年度末の公共下水道人口普及率 49.1% (処理人口 520,910 人／行政人口 1,061,460 人、処理区域 4,565ha)

年 月	事 項
4 月	流域関連公共下水道事業の第 11 回変更を広島県知事が認可
4 月	下水道使用料の改定（消費税）
4 月	弘億小規模下水道の設置
4 月	大和台小規模下水道の設置
4 月	折出小規模下水道の設置
4 月	翠光台小規模下水道の廃止
5 月	千田下水処理場（東系）雨水滞水池の稼働
7 月	牛田ポンプ場の稼働
10 月	東浄小規模下水道の廃止
2 年 3 月	元年度末の公共下水道人口普及率 54.2% (処理人口 579,230 人／行政人口 1,069,448 人、処理区域 5,280ha)
4 月	太田川流域下水道太田川処理区を単独公共下水道に移管
4 月	公共下水道事業の第 17 回変更を建設大臣が認可
4 月	流域関連公共下水道事業の第 12 回変更を広島県知事が認可
4 月	安佐北区役所に下水道課を設置
4 月	小己斐中継ポンプ場の稼働
4 月	西原ポンプ場の稼働
4 月	小田ポンプ場（汚水）の稼働
4 月	仁保ポンプ場の稼働
7 月	東原ポンプ場の稼働
8 月	青崎ポンプ場の稼働
11 月	公共下水道事業の第 18 回変更を建設大臣が認可
11 月	公共下水道事業の第 19 回変更を建設大臣が認可
3 年 3 月	2 年度末の公共下水道人口普及率 57.7% (処理人口 620,350 人／行政人口 1,074,969 人、処理区域 5,628ha)
4 月	山手中継ポンプ場の稼働
4 月	水洗便所設備資金貸付制度の改正
5 月	東観音台小規模下水道の設置
6 月	中央北ポンプ場の稼働
6 月	小田ポンプ場（雨水）の稼働
10 月	公共下水道事業の第 20 回変更を建設大臣が認可
11 月	下水道使用料の改定
11 月	簡易下水道の廃止
4 年 3 月	千田雨水幹線の建設工事に着手
3 月	3 年度末の公共下水道人口普及率 60.3% (処理人口 651,530 人／行政人口 1,080,479 人、処理区域 5,996ha)
3 月	毘沙門台小規模下水道の廃止

年 月	事 項
4 月	流域関連公共下水道事業の第 13 回変更を広島県知事が認可
9 月	公共下水道事業の第 21 回変更を建設大臣が認可
5 年 3 月	4 年度末の公共下水道人口普及率 62.1% (処理人口 674,000 人／行政人口 1,086,536 人、処理区域 6,392ha)
4 月	水洗便所設備資金貸付制度の改正
4 月	公共下水道事業の第 22 回変更を建設大臣が認可
4 月	竜王中継ポンプ場の稼働
5 月	流域関連公共下水道事業の第 14 回変更を広島県知事が認可
7 月	小島ポンプ場の稼働
8 月	第二高取台小規模下水道の廃止
8 月	公共下水道事業の第 23 回変更を建設大臣が認可
11 月	大原台小規模下水道の廃止
11 月	公共下水道事業の第 24 回変更を建設大臣が認可
12 月	八木中継ポンプ場の稼働
6 年 3 月	5 年度末の公共下水道人口普及率 66.0% (処理人口 719,600 人／行政人口 1,091,109 人、処理区域 6,883ha)
3 月	平和台小規模下水道の廃止
4 月	西部浄化センターの稼動（3／9 系列、高級処理）
7 月	住吉ポンプ場の稼働
8 月	流域関連公共下水道事業の第 15 回変更を広島県知事が認可
9 月	美鈴が丘小規模下水道の廃止
12 月	松が丘小規模下水道（第一）の廃止
7 年 3 月	6 年度末の公共下水道人口普及率 72.2% (処理人口 791,200 人／行政人口 1,096,488 人、処理区域 7,603ha)
3 月	公共下水道事業の第 25 回変更を建設大臣が認可
3 月	松が丘小規模下水道（第二）の廃止
3 月	武田山小規模下水道の廃止
3 月	山田小規模下水道の廃止
3 月	五月が丘小規模下水道の廃止
3 月	伴瀬戸内小規模下水道の廃止
3 月	東観音台小規模下水道の廃止
3 月	安緑が丘小規模下水道の廃止
4 月	安芸区役所に下水道課を設置
4 月	東野ポンプ場の稼働
8 年 3 月	流域関連公共下水道事業の第 16 回変更を広島県知事が認可
3 月	7 年度末の公共下水道人口普及率 75.0% (処理人口 826,200 人／行政人口 1,101,630 人、処理区域 8,002ha)

年　月	事　項
3月	安光が丘小規模下水道の廃止
3月	折出小規模下水道の廃止
4月	下水道使用料の改定
9月	大原ポンプ場稼働
9年 3月	8年度末の公共下水道人口普及率 78.0% (処理人口 863,600人／行政人口 1,107,153人、処理区域 8,451ha)
3月	公共下水道事業の第26回変更を広島県知事が認可
4月	「下水道総務課」と「経理課」を統合し、「経営企画課」を新設するとともに、建設局より「河川課」を移管
4月	院内中継ポンプ場稼働
4月	深川二丁目ポンプ場稼働
4月	尾和ポンプ場稼働（暫定）
5月	三滝中継ポンプ場稼働
10年 3月	9年度末の公共下水道人口普及率 82.0% (処理人口 912,200人／行政人口 1,112,402人、処理区域 9,028ha)
3月	公共下水道事業の第27回変更を建設大臣が認可
3月	流域関連公共下水道事業の第17回変更を広島県知事が認可
3月	大町小規模下水道の廃止
3月	大和台小規模下水道の廃止
6月	虹山小規模下水道の廃止
11年 2月	公共下水道事業の第28回変更を建設大臣が認可
3月	10年度末の公共下水道人口普及率 84.1% (処理人口 938,600人／行政人口 1,116,672人、処理区域 9,883ha)
10月	公共下水道事業の第29回変更を広島県知事が認可
12年 3月	11年度末の公共下水道人口普及率 86.0% (処理人口 963,400人／行政人口 1,120,850人、処理区域 10,717ha)
3月	流域関連公共下水道事業の第18回変更を広島県知事が認可
3月	弘億小規模下水道の廃止
7月	新出島ポンプ場の稼働
10月	西部浄化センターの稼働（4／9系列、高級処理）
13年 3月	12年度末の公共下水道人口普及率 88.0% (処理人口 988,500人／行政人口 1,123,745人、処理区域 11,532ha)
4月	「施設課」と「管きょ課」を統合し、「建設課」を新設
14年 2月	公共下水道事業の第30回変更を中国地方整備局長が認可
3月	13年度末の公共下水道人口普及率 90.0% (処理人口 1,014,680人／行政人口 1,128,000人、処理区域 12,144ha)
12月	江波雨水幹線の建設工事に着手
12月	西部雨水幹線の建設工事に着手

年 月	事 項
15 年 2 月	尾和ポンプ場稼働
3 月	14 年度末の公共下水道人口普及率 91.1% (処理人口 1,031,930 人／行政人口 1,133,264 人、処理区域 12,655ha)
4 月	あさひが丘小規模下水道の設置
9 月	ひろしま下水道ビジョン策定
11 月	下水道サポーター制度の開始
16 年 3 月	財団法人広島市下水道公社の解散（西部浄化センターを始めとする下水処理場等の維持管理業務を財団法人広島市都市整備公社下水道部へ事業移管）
3 月	15 年度末の公共下水道人口普及率 92.4% (処理人口 1,051,000 人／行政人口 1,138,004 人、処理区域 12,958ha)
4 月	流域関連公共下水道事業の第 19 回変更を広島県知事が認可 くすの木台小規模下水道の設置
10 月	下相田ポンプ場稼動
12 月	公共下水道事業の第 31 回変更を中国地方整備局長が認可
17 年 3 月	16 年度末の公共下水道人口普及率 92.8% (処理人口 1,060,500 人／行政人口 1,143,226 人、処理区域 13,126ha)
4 月	湯来町合併 特定環境保全公共下水道の設置（和田浄化センター）
9 月	公共下水道事業の第 32 回変更を中国地方整備局長が認可
18 年 2 月	流域関連公共下水道事業の第 20 回変更を広島県知事が認可
3 月	公共下水道事業の第 33 回変更を中国地方整備局長が認可 17 年度末の公共下水道人口普及率 92.4% (処理人口 1,069,127 人／行政人口 1,157,320 人、処理区域 13,246ha)
4 月	八幡東ポンプ場稼働 森城小規模下水道の設置 ふじビレッジ小規模下水道の設置 特定環境保全公共下水道及び小規模下水道に指定管理者制度を導入 西部浄化センターの稼働（5／9 系列、高級処理） 西部浄化センターに包括的民間委託を導入 「河川課」を道路交通局に移管
9 月	可部ポンプ場稼働

年 月	事 項
19 年 4 月	18 年度末の公共下水道人口普及率 92.5% (処理人口 1,073,480 人／行政人口 1,160,707 人、処理区域 13,490ha) 「下水処理場」を「水資源再生センター」に改称
8 月	公共下水道事業の第 34 回変更を中国地方整備局長が認可
9 月	特定環境保全公共下水道事業（水内川処理区）の第 2 回計画を中国地方整備局長が認可
20 年 1 月	公共下水道事業の第 35 回変更を中国地方整備局長が認可 特定環境保全公共下水道事業（似島処理区）の当初計画を中国地方整備局長が認可
2 月	流域関連公共下水道事業の第 21 回変更を広島県知事が認可 デザインマンホールふたの設置開始
3 月	公共下水道事業の第 36 回変更を中国地方整備局長が認可 19 年度末の公共下水道人口普及率 92.8% (処理人口 1,082,220 人／行政人口 1,165,949 人、処理区域 13,550ha)
20 年 4 月	段原ポンプ場稼動
4 月	市街化区域外の生活排水処理対策に着手 (特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び市営浄化槽の 3 事業を統合)
4 月	指定管理者制度に農業集落排水処理施設を追加
12 月	西部臨海ポンプ場稼働
21 年 2 月	公共下水道事業の第 37 回変更を中国地方整備局長が認可
3 月	公共下水道事業の第 38 回変更を中国地方整備局長が認可 特定環境保全公共下水道事業（水内川処理区）の第 3 回変更を中国地方整備局長が認可 特定環境保全公共下水道事業（似島処理区）の第 1 回変更計画を中国地方整備局長が認可 20 年度末の公共下水道人口普及率 92.9% (処理人口 1,087,470 人／行政人口 1,170,276 人、処理区域 13,681ha)
4 月	新千田ポンプ場稼働 大州雨水貯留池稼働 杉並台小規模下水道の設置
7 月	鹿ノ道農業集落排水処理施設の設置

年　月	事　項
10月	公共下水道事業の第39回変更を中国地方整備局長が認可
12月	仁保ポンプ所稼動
22年3月	公共下水道事業の第40回変更を中国地方整備局長が認可 21年度末の公共下水道人口普及率 93.1% (処理人口 1,093,250人／行政人口 1,173,977人、処理区域 13,726ha)
7月	新地ポンプ場稼動
23年3月	公共下水道事業の第41回変更を中国地方整備局長が認可 流域関連公共下水道事業の第22回変更を広島県知事が認可 特定環境保全公共下水道事業（水内川処理区）の第4回変更を中国地方整備局長が認可 22年度末の公共下水道人口普及率 93.3% (処理人口 1,099,110人／行政人口 1,177,725人、処理区域 13,806ha)
4月	西部水資源再生センターでし尿等受入開始 返流水処理施設稼働
5月	新地排水ポンプ場（暫定）廃止
24年3月	公共下水道事業の第42回変更を中国地方整備局長が認可 流域関連公共下水道事業の第23回変更を広島県知事が認可 23年度末の公共下水道人口普及率 93.4% (処理人口 1,103,160人／行政人口 1,180,556人、処理区域 13,862ha)
4月	「河川課」が下水道局に移管 西部水資源再生センターで汚泥燃料化施設稼働 大州水資源再生センターを廃止し、旧大州処理区の排水を広島県東部浄化センターへ 大州雨水滯水池（高速ろ過）の設置 丹那ポンプ所稼働 勝木第二中継ポンプ場稼働
12月	ひろしま下水道ビジョン改定
25年3月	公共下水道事業の第43回変更を中国地方整備局長が協議を了承 特定環境保全公共下水道事業（水内川処理区）の第5回変更を中国地方整備局長が協議を了承 24年度末の公共下水道人口普及率 93.6% (処理人口 1,106,790人／行政人口 1,182,403人、処理区域 13,925ha)

年　月	事　項
25年 4月	江波雨水滯水池稼働 可部中島ポンプ場稼働 飯室第一中継ポンプ場稼働 飯室第二中継ポンプ場稼働 久地第一中継ポンプ場稼働 久地第二中継ポンプ場稼働
6月	江波西一丁目排水ポンプ所稼働
9月	ふじビレッジ小規模下水道の廃止
10月	くすの木台小規模下水道の廃止
26年 1月	宇品雨水滯水池稼動
3月	25年度末の公共下水道人口普及率 93.9% (処理人口 1,114,290 人／行政人口 1,186,147 人、処理区域 14,020ha)
4月	広島市下水道事業継続計画策定
27年 3月	公共下水道事業の第44回変更を中国地方整備局長が協議を了承 流域関連公共下水道事業の第24回変更を広島県知事が協議を了承 26年度末の公共下水道人口普及率 94.1% (処理人口 1,118,030 人／行政人口 1,188,067 人、処理区域 14,051ha)
4月	西部水資源再生センターの稼働（6／9系列、高級処理）
28年 3月	公共下水道事業の第45回変更を中国地方整備局長が協議を了承 27年度末の公共下水道人口普及率 94.4% (処理人口 1,124,270 人／行政人口 1,190,877 人、処理区域 14,130ha)
4月	大州雨水滯水池稼動 戸山農業集落排水処理施設の設置 大州雨水貯留池見学者にマンホールカードの配布開始
7月	魚切中継ポンプ場稼動 杉並台小規模下水道の廃止
8月	勝木第一中継ポンプ場稼動
29年 3月	公共下水道事業の第46回変更を中国地方整備局長が協議を了承 28年度末の公共下水道人口普及率 94.9% (処理人口 1,131,720 人／行政人口 1,193,051 人、処理区域 14,245ha)
4月	中河内中継ポンプ場稼動 あさひが丘小規模下水道の廃止
30年 3月	公共下水道事業の第47回変更を中国地方整備局長が協議を了承 流域関連公共下水道事業の第25回変更を広島県知事が協議を了承

年　月	事　項
	29年度末の公共下水道人口普及率 95.4% (処理人口 1,138,760人／行政人口 1,193,556人、処理区域 14,421ha) 旭町雨水滞水管の設置
12月	30年度末の公共下水道人口普及率 95.5% (処理人口 1,141,180人／行政人口 1,194,524人、処理区域 14,443ha)
31年3月	新宇品ポンプ場稼働 公共下水道事業の第48回変更を中国地方整備局長が協議を了承
4月	森城小規模下水道の廃止
令和2年1月	公共下水道事業の第49回変更を中国地方整備局長が協議を了承
3月	31年度末の公共下水道人口普及率 95.7% (処理人口 1,143,470人／行政人口 1,194,330人、処理区域 14,490ha) 公共下水道事業の第50回変更を中国地方整備局長が協議を了承
3年3月	流域関連公共下水道事業の第26回変更を広島県知事が協議を了承 令和2年度末の公共下水道人口普及率 95.8% (処理人口 1,143,080人／行政人口 1,192,589人、処理区域 14,503ha) ひろしま下水道ビジョン改定
4年3月	公共下水道事業の第51回変更を中国地方整備局長が協議を了承 流域関連公共下水道事業の第27回変更を広島県知事が協議を了承 令和3年度末の公共下水道人口普及率 95.9% (処理人口 1,138,320人／行政人口 1,186,408人、処理区域 14,524ha)
5年3月	公共下水道事業の第52回変更を中国地方整備局長が協議を了承 流域関連公共下水道事業の第28回変更を広島県知事が協議を了承 令和4年度末の公共下水道人口普及率 96.4% (処理人口 1,139,117人／行政人口 1,181,868人、処理区域 14,671ha)
6年3月	公共下水道事業の第53回変更を中国地方整備局長が協議を了承 令和5年度末の公共下水道人口普及率 96.5% (処理人口 1,134,695人／行政人口 1,175,327人、処理区域 14,682ha)

登録番号	広M0-2024-228
名称	事業概要 令和6年度
編集・発行者	下水道局経営企画課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL(082)504-2403 FAX(082)504-2429
発行年月	令和6年8月